

第1章 資源循環型の都市^{まち}いちかわを目指して

第1節 資源循環型社会の形成

1. 資源循環型社会の基本原則

廃棄物行政には、生活環境の保全や公衆衛生の向上といったこれまでの大きな目的に加えて、循環型社会の形成という役割が求められています。平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理の優先順位が明確化されました。第一に廃棄物の発生を抑制し、第二に再使用、再生利用を進め、第三に適正処分を行うという施策を充実・展開していくことが必要となっています。

資源循環型社会：天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会で、廃棄物処理の基本原則があります。

＜三つの基本原則＞

- ①「廃棄物の発生抑制」＝ 何よりもまず「ごみを出さない」
- ②「循環的な利用」＝ 出たごみは「できるだけ資源として使う」
- ③「適正な処分」＝ どうしても循環利用できないごみは「適正に処分する」

第2節 “いichかわじゅんかんプラン21”の策定

1. 市民による資源循環型の都市^{まち}を目指した廃棄物処理計画の策定

これまでの本市の廃棄物行政は、人口の増加に伴って増大するごみの迅速かつ適正な処理への対応、処理施設の建設や収集体制の整備など、出された後の処理が中心でしたが、廃棄物行政の目的が循環型社会の形成に重点をおいたものに変遷しつつあることを踏まえ、平成14年3月に平成14年度から平成23年度までの10年を計画期間とする「市川市一般廃棄物処理基本計画（いichかわじゅんかんプラン21）」を策定しました。

この計画では、『資源循環型都市いichかわ』を目指すべき将来像として掲げ、その実現に向けて家庭ごみの12分別収集の導入、マイバッグ運動の展開、余熱利用の整備など様々な取り組みが進められ、ごみの減量と資源化の推進に一定の成果を上げてきました。

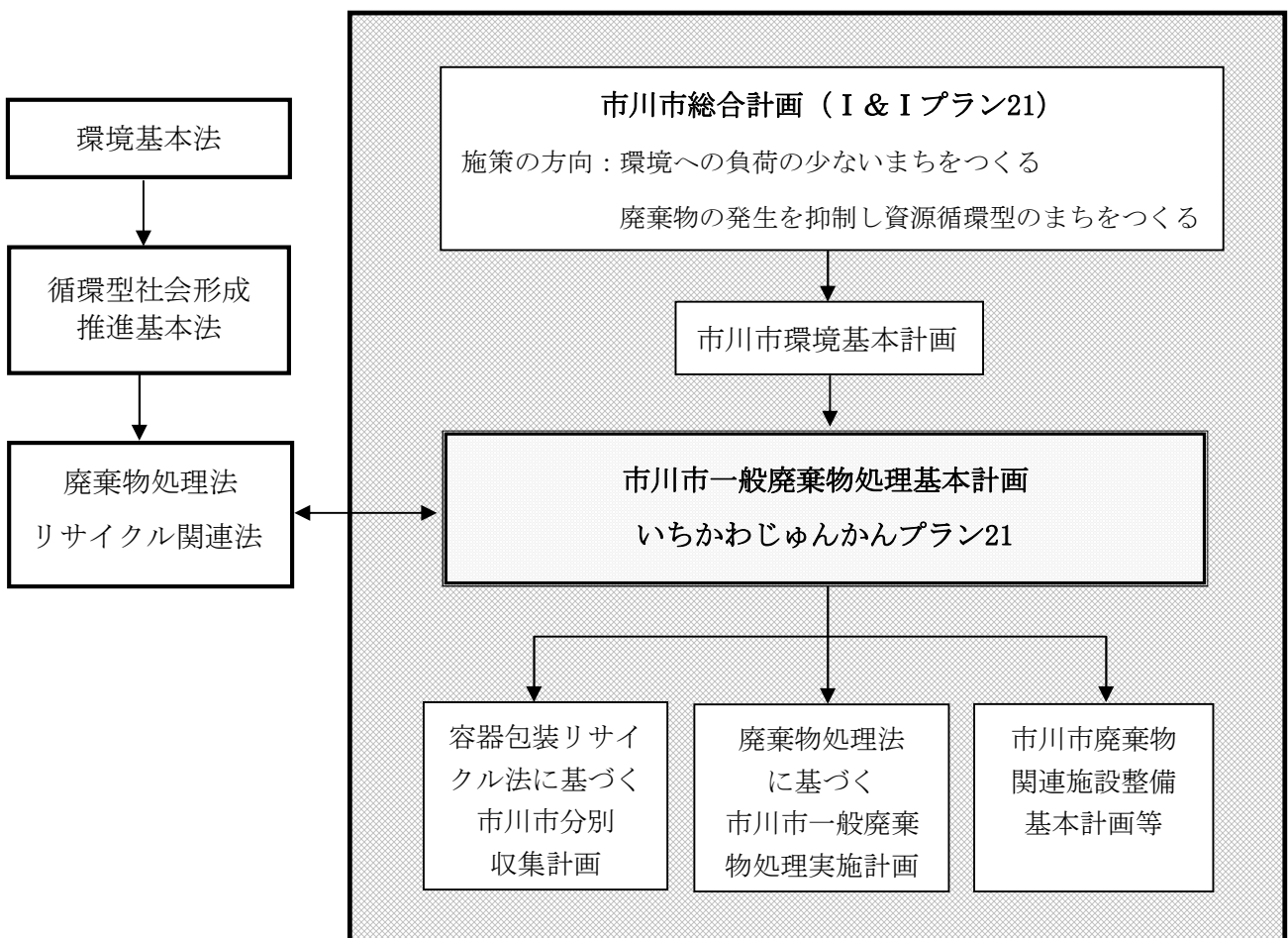
一方で、廃棄物処理を取り巻く状況については、地球環境問題の深刻化や少子高齢化が進展するなど、社会経済情勢の大きな変化が生じており、このような状況の変化に適切に対応した廃棄物行政を進めることが重要となっています。

また、国においては、循環型社会形成の推進にあたって、世界的な資源の制約や地球温暖化等の環境問題への対応の必要性の高まりなどを踏まえて、平成20年3月に第2次循環型社会形成推進基本計画を策定し、低炭素社会や自然共生社会に向けた取り組みと統合した取り組みを進めています。

このような状況のなか、持続的に環境保全と経済発展が両立する社会を実現していくために、廃棄物処理に伴う環境への負荷の最小化とともに、従来的大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの見直しが強く求められており、本市においても、明確な目標設定と市民、事業者、行政の適切な役割分担に基づき、環境の保全を前提として、廃棄物の3Rに重点を置いた取組みを強化していく必要がありました。

こうしたことから、平成21年度に「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」について、これまでの取組みの成果や数値目標の達成状況、廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて見直しを行い、新たな計画として策定しました。

じゅんかんプラン21の位置付け



2. 目指すべき将来像と基本方針

(1) 目指すべき将来像

本市の目指す資源循環型都市とは、まず第1に廃棄物の発生抑制(Reduce)が十分に行われ、第2に廃棄物のうち再使用(Reuse)できるものや再資源化(Recycle)できるものは資源またはエネルギーとして回収し、第3にどうしても不要なものとして排出されてしまう廃棄物については適正処分するという取り組みの優先順位によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会をいいます。

■目指すべき将来像

資源循環型都市いちかわ

本市では、市の基本構想の理念に基づき、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、持続可能な循環型社会づくりに貢献する環境への負荷の少ない廃棄物処理を市民や事業者との協働により推進していきます。

(2) 基本方針（※ごみ処理に関するもの）

基本方針1 ライフスタイルの変革を促進しごみの発生を抑制する

可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、市民、事業者及び行政はそれぞれの役割と責任を自覚し、市民一人ひとりの生活や各事業者の活動について、ごみの発生の少ないライフスタイルや事業活動への変革を促進し、ごみの発生を可能な限り抑制していきます。

基本方針2 高品質な循環資源を確保しリサイクルを推進する

資源化率の向上を目指すと同時に、精度の高い徹底した分別により高品質な循環資源を確保することで、リサイクルを推進していきます。

基本方針3 適正なごみ処理を効率的かつ安定的に進める

適正なごみ処理を効率的・経済的に進めるとともに、ごみ処理体制の安定性の確保を図っていきます。

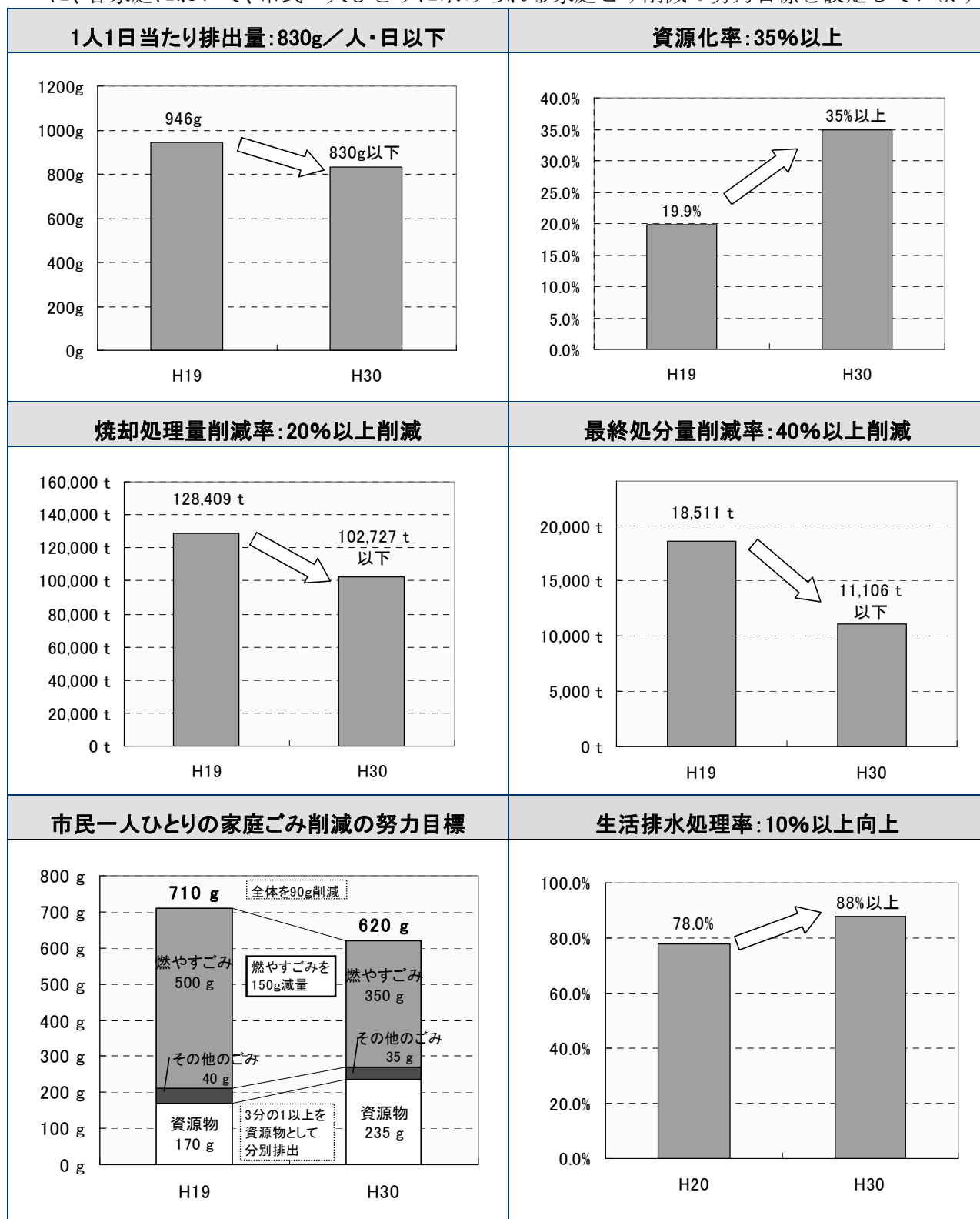
基本方針4 市民・事業者・行政が役割を分担し協働して取り組む

行政がその責務を果たすことはもちろんのこと、市民一人ひとりや各事業者が、それぞれの役割と責任を果たすために行動するとともに、それぞれの能力や特性を活かして、ともに「資源循環型都市いちかわ」をつくり上げていきます。

3. 数値目標と具体的施策

(1) 数値目標と努力目標

じゅんかんプラン21では、取り組みの優先順位に基づいたごみの減量とリサイクルを計画的に進めていくために、平成30年度を目標年次とした具体的な数値目標と、数値目標達成のために、各家庭において、市民一人ひとりに求められる家庭ごみ削減の努力目標を設定しています。



(2) 具体的施策

じゅんかんプラン21では、ごみ処理に関する施策を 5 つのプランで構成し、具体的な施策を進めています。

また、生活排水処理に関しても、生活排水の適正処理の拡大に向けたたて施策を進めています。

<ごみ処理に関する 5 つのプラン>

■発生抑制・排出抑制プラン
(1) ライフスタイルの変革によるごみ減量 (2) リユース（再使用）の促進 (3) 事業者の自己管理によるごみ減量 (4) 経済的手法の活用
■循環的利用プラン
(1) 資源回収の拡大 (2) 製造・販売事業者による再資源化 (3) 事業系ごみの再資源化 (4) 熱回収と余熱利用の推進 (5) 循環ネットワークの形成
■収集運搬プラン
(1) 家庭ごみの収集運搬体制 (2) 家庭ごみの適正排出の確保 (3) 事業系ごみの収集運搬体制・適正排出の確保 (4) 収集運搬に伴う環境負荷の低減
■適正処分プラン
(1) 中間処理体制の整備 (2) 最終処分体制の整備 (3) 緊急時におけるごみ処理対策 (4) 処理困難物・不法投棄対策 (5) 広域連携・新技術の調査研究
■市民参加・情報共有プラン
(1) ごみ処理行政への市民参加の推進 (2) ごみ処理に関する情報共有の推進

(3) 平成23年度の主な事業内容

じゅんかんプラン21に基づき、平成23年度は主に以下の事業について実施しました。

主な事業内容		該当ページ	
ごみ処理	発生抑制・排出抑制プラン	・ コンポスト容器、電動式生ごみ処理機購入費補助金制度の実施	27
		・ ごみ減量化、資源化協力店制度の活用、充実	23
		・ 市川市リサイクルプラザの設置・運営	30
	循環的利用プラン	・ 生ごみ、剪定枝葉の資源化	28
		・ 事業系一般廃棄物の適正処理等の推進	59
		・ 集団資源回収団体及び資源回収業者への支援	20
		・ 余熱利用施設の整備、運営	55
	収集運搬プラン	・ 資源物とごみの12分別収集の実施	45
		・ 家庭系ごみ指定袋制の実施	48
	適正処分プラン	・ 適正な中間処理、最終処分の実施	50
・ 有害物質の発生抑制		52	
市民参加・情報共有プラン	・ じゅんかんパートナー制度	25	
	・ じゅんかん白書の発行	31	
	・ 出前説明会の実施	32	
	・ ごみ、リサイクル施設見学会の実施	33	
	・ 小学生副読本の配布	32	
	・ 清掃行政協力者表彰の実施	26	
	・ 分別ガイドブック、チラシの配布	31	
	・ ホームページ、広報による情報発信	31	
生活排水処理	・ し尿及び浄化槽汚泥の適正処分	71	
	・ 合併浄化槽への転換促進	74	

第 3 節 数値目標の達成状況と今後の課題

1. 1 人 1 日当たりの排出量の削減

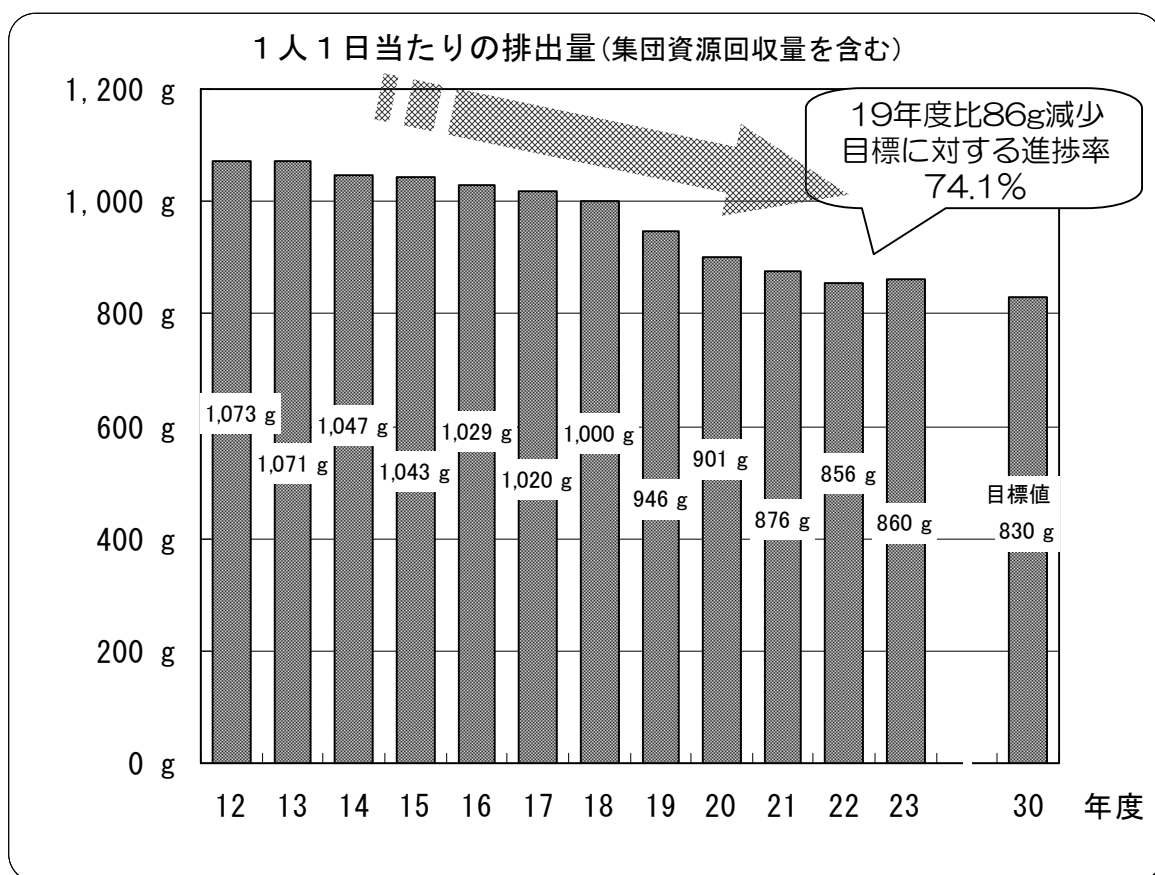
$$\text{1 人 1 日 当 た り の 排 出 量} = \frac{\text{年 間 収 集 量} + \text{年 間 持 込 量} + \text{年 間 集 団 資 源 回 収 量}}{\text{行 政 人 口 (各 年 10 月 1 日 現 在)} \times \text{年 間 暦 日 数}}$$

(1) 達成状況

市民 1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量 は、12 年 度 の 1,073 g を ピーク に し て、18 年 度 ま で は 緩 やかな 減 少 傾 向 に あ り、19 年 度 か ら 22 年 度 に か け て 大 幅 に 減 少 し ま し た が、23 年 度 は 若 干 増 加 し 860 g と な り ま し た。

家 庭 ご み の 12 分 別 収 集 の 実 施 は、排 出 量 の 削 減 に 直 接 つ な が る も の で は あ り ま せ ン が、ご み 問 題 に 関 す る 市 民 意 識 が 向 上 し、排 出 量 の 削 減 に も 好 影 響 を 与 え て い る と 考 え ら れ ま す。

た だ し、近 年 の 減 少 に つ い て は、景 気 の 低 迷 に よ る 影 響 が 大 き い と 考 え ら れ る た め、今 後 の 推 移 に 注 意 が 必 要 で す。



※平成23年度において、旭市から受け入れた災害廃棄物（可燃物）は含まれていません

※平成22年度の値は、平成22年国勢調査の人口の確定数に基づき、再計算しています

(2) 今後の課題

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中で最も優先されるべき取り組みは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。

特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題であるため、さらなるごみ削減に向けた施策を強力に進めていく必要があります。

① ライフスタイルの変革によるごみ減量

市民が環境にやさしい行動を実践するきっかけ作りを進めるため、「もったいない」という気持ちを日常の消費生活の変革につなげていく運動の展開が必要です。

ごみの排出が少なく済むライフスタイルや事業活動への転換を促進するため、レジ袋の削減、簡易包装、使い捨て商品の使用の抑制を進めていく必要があります。

ごみの発生抑制・排出抑制の取り組みを進める際には販売店の協力が必要であるため、ごみの減量化・資源化協力店制度の活用を図ります。

また、コンポスト容器の購入に対する補助を行い、普及を促進していきます。

② リユース（再使用）の促進

不用品の再使用のための市場拡大を図るため、インターネットや公共施設等を活用した市民同士の情報交換スペースの拡充、フリーマーケットやリサイクルショップに関する情報提供など、リユースに関する情報のネットワークづくりを推進する必要があります。

また、3Rの拠点としてリサイクルプラザの機能及び整備・運営方法について見直しを行い、リサイクルプラザの有効活用を進めていきます。

③ 事業者の自己管理によるごみ減量

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例に基づく指導の強化や、情報提供等の支援を通じて、事業者の自己管理によるごみの減量・資源化の取り組みを促進します。

④ 経済的手法の活用

ごみ処理経費に関する情報を明確に示して、今までごみ問題に無関心な市民にも関心を持ってもらえるようにすること、また、ごみの減量に経済的なインセンティブが働く仕組みをつくることでごみ処理に係る負担の公平化と排出抑制につなげていくことが課題です。

今後は市民との意見交換を十分に行いながら、家庭ごみ有料化制度の導入についても検討していく必要があります。

また、ごみ処理手数料についても、ごみの減量や資源化を誘導する観点から、見直しを行い、負担水準の適正化を図っていきます。

2. 資源化率の向上

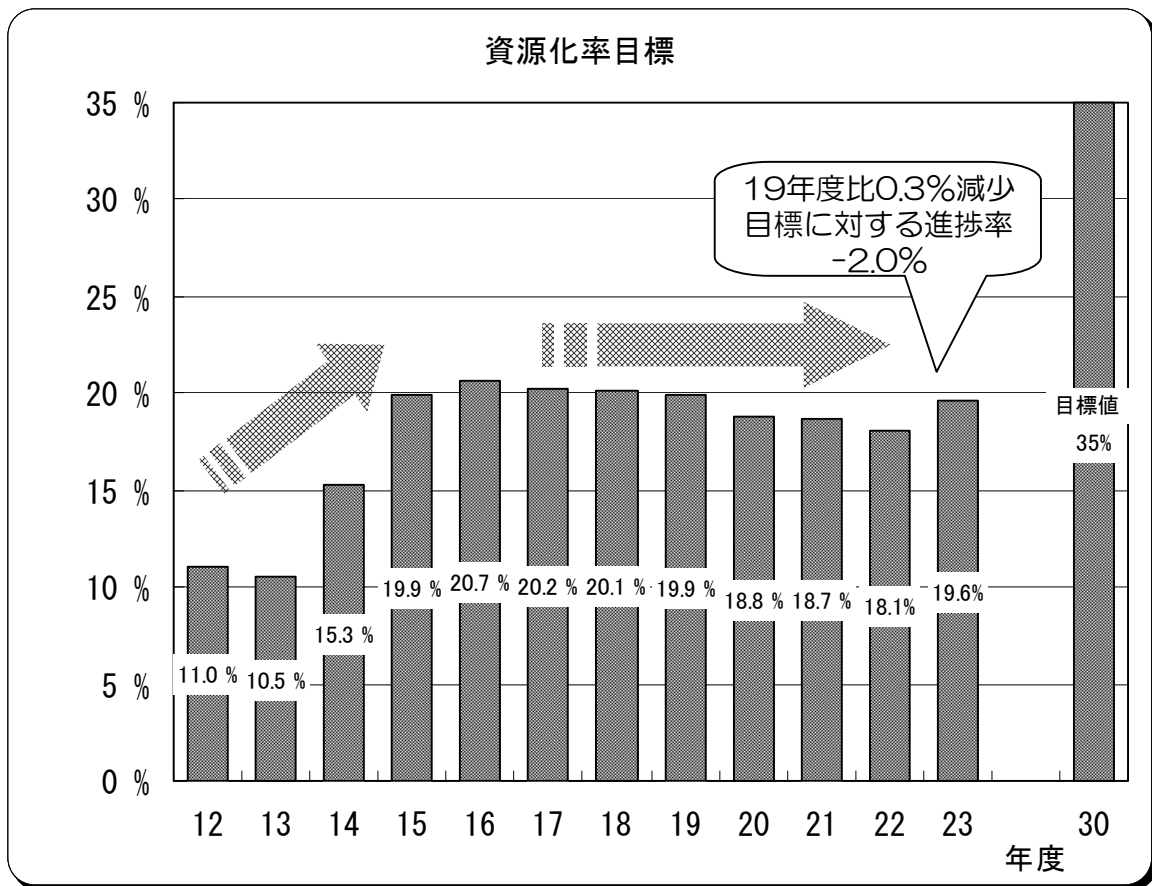
$$\text{資源化率} = \frac{\text{年間資源収集量} + \text{年間施設資源化量} + \text{年間集団資源回収量}}{\text{年間収集量} + \text{年間持込量} + \text{年間集団資源回収量}}$$

(1) 達成状況

資源化率は、平成14年10月からの家庭ごみの12分別の実施により、燃やすごみの中から資源物として紙類、布類、プラスチック製容器包装類を分別収集し、年間を通じて12分別収集を実施した平成15年度には、約20%に上昇しました。

しかし、近年は6年連続で前年度実績を下回る結果となっております。

平成23年度は、焼却灰の一部を資源化したため、前年度より資源化量が増加し、資源化率は19.6%、目標に対する進捗率は-2.0%でした。



※平成22年度より資源化量の集計方法を精査し、年間資源収集量について中間処理残渣等を除いた引渡し量ベースとしました。

(2) 今後の課題

資源化率の実績の推移や数値目標との差を考えると、家庭ごみの12分別収集だけで数値目標を達成することは困難な状況にあります。

そこで、再度12分別の徹底を図るとともに、今後は資源化を進めるための新たな取り組みを進めていく必要があります。

① 資源回収の拡大

燃やすごみとして排出されているごみの中には、紙箱、紙袋などリサイクルが可能な古紙が含まれています。家庭から排出されるこれらの雑がみを、資源物として分別収集する対象として拡大し、古紙の再資源化を推進します。

また、家庭から排出される燃やすごみのうち、重量で約 3 割を占めている生ごみの再資源化を、剪定枝葉の再資源化とあわせて促進していきます。

その他に、自治会や学校 P T A 等の住民団体及び資源回収業者への奨励金の交付などの支援を行い、集団資源回収の促進を図るとともに、公共施設等における拠点回収において、品質の高い資源を効率的に回収できるよう、回収品目や拠点配置を見直すなど、市民が利用しやすい回収拠点づくりを進めます。

② 製造・販売事業者による再資源化

拡大生産者責任の徹底を図るため、他の地方公共団体等と連携して、製造・流通・販売業者に対して廃棄物の発生抑制、循環的利用の徹底について働きかけを進めるとともに、国に対しても拡大生産者責任の考え方を重視した法律の制定、改正について要望していきます。

また、拡大生産者責任の考え方等に基づいて法律又は事業者の自主的取り組みとして制度化されている各種のリサイクル制度（家電、パソコン、小型二次電池、自動車、オートバイ、携帯電話等）について、市民への周知に努め、制度の円滑な運用を図ります。

③ 事業系ごみの再資源化

ごみの総排出量の約 4 分の 1 を占める事業系ごみの減量・再資源化の取り組みとして、食品関連事業者から排出される食品廃棄物を、食品関連事業者、収集運搬業者及び再生利用事業者等と連携を図り、リサイクルを促進します。

また、小規模な事業所においては、資源物の排出が少量であることから事業所単位での再資源化の取り組みが進みにくいため、小規模事業所を対象にした資源物の回収及び再資源化手法を検討・構築し、リサイクル体制の確立を推進します。

④ 熱回収と余熱利用の推進

市川市クリーンセンターは、熱回収施設として、ごみ焼却時に発生した熱エネルギーを回収して発電を行い、余熱によって得た高温水とともに施設内で利用しているほか、余熱利用施設（クリーンスパ市川）へ供給し、余剰電力は電力会社に売却しています。

今後も、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの回収と有効活用を図るとともに、P F I 方式による民間事業者のノウハウを活用した余熱利用施設の運営を進めます。

3. 焼却処理量の削減

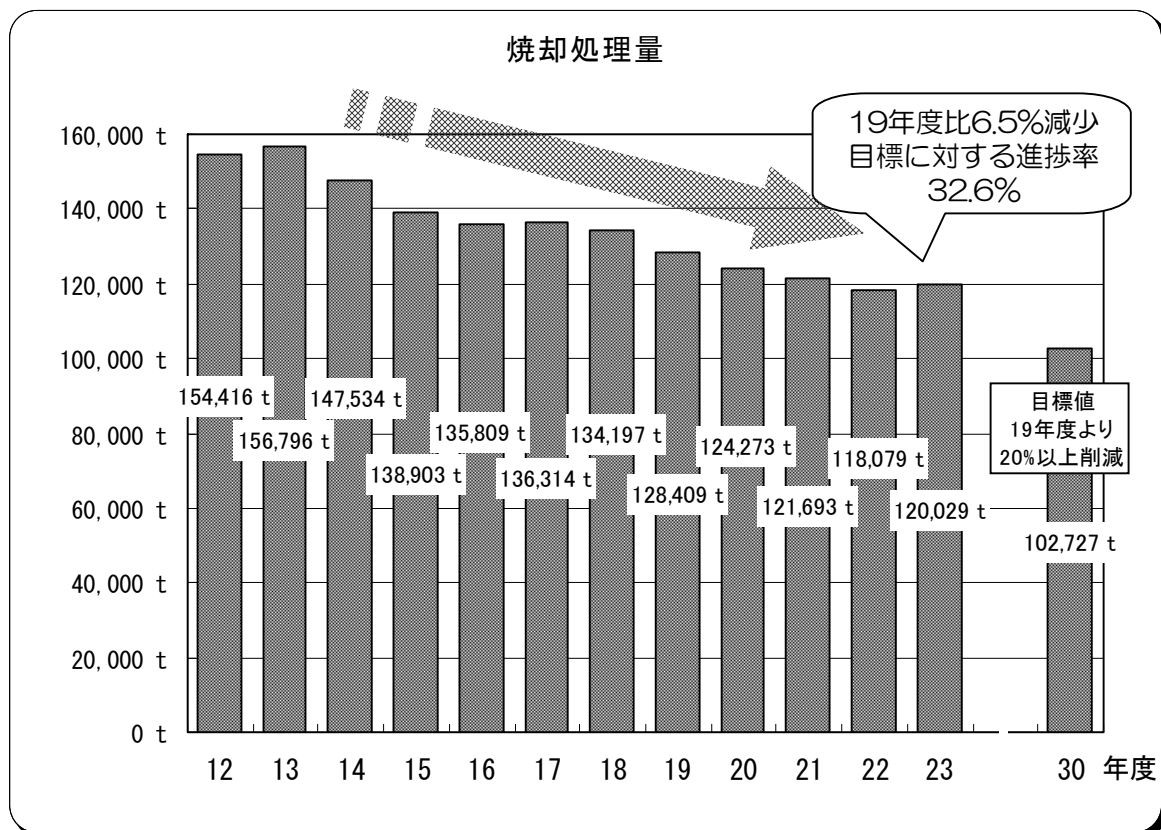
$$\text{焼却処理量削減率} = \frac{\text{平成19年度焼却処理量} - \text{年間焼却処理量}}{\text{平成19年度焼却処理量}}$$

※焼却処理量は、搬入量ベースの値

(1) 達成状況

焼却処理量は、平成13年度をピークにして減少傾向にあります。23年度には120,029 tとなり、平成19年度と比較すると6.5%削減されました。

焼却処理量が減少している最大の理由は、平成14年10月から実施した家庭ごみの12分別収集により、プラスチック製容器包装類・新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・布類を資源物として収集し、燃やすごみを削減したことによるものです。



※平成23年度において、旭市から受け入れた災害廃棄物（可燃物）は含まれていません

(2) 今後の課題

平成16～18年度は焼却処理量の減少割合が鈍化していましたが、平成19～22年度はごみ排出量の減少に伴い焼却処理量も大きく減少しています。

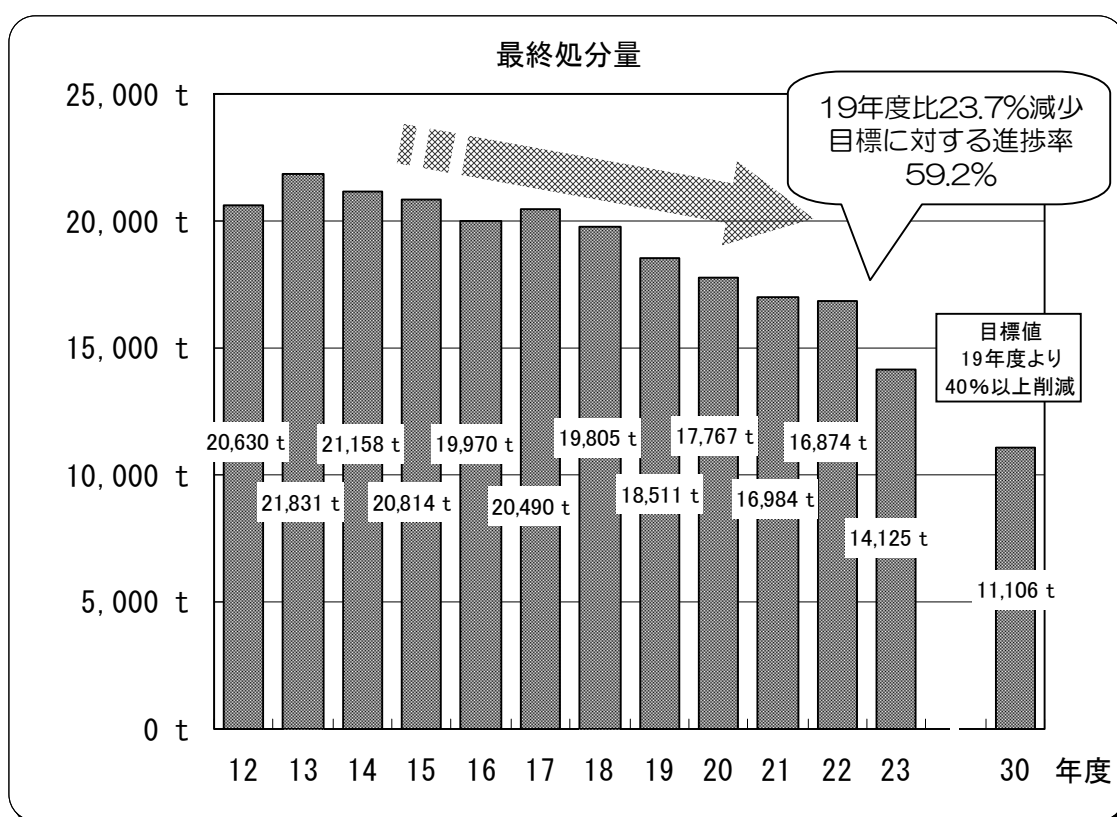
景気の動向等によっては、ごみ排出量が増加することが考えられるため、今後ごみの発生抑制と資源の分別排出を進めて焼却処理量の削減につなげていく必要があります。

4. 最終処分量の削減

$$\text{最終処分量削減率} = \frac{\text{平成19年度最終処分量} - \text{年間最終処分量}}{\text{平成19年度最終処分量}}$$

(1) 達成状況

最終処分場に埋立処分する焼却灰と不燃物の破砕残さの量（最終処分量）は、平成13年度をピークとして緩やかな減少傾向にあります。23年度は、一部の最終処分場で焼却灰の受入が中止されたため、焼却灰の一部を資源化したこと、及び場内で一時保管した結果、最終処分量は14,125 tとなり、19年度と比較すると23.7%削減されました。



※平成23年度において、旭市の災害廃棄物の受入に伴う処分量、場内一時保管分は含まれていません

(2) 今後の課題

本市は、市内に最終処分場を有しておらず、他市にある民間の最終処分場に焼却灰等の埋立を依存していることから、最終処分量の削減は本市にとって大きな課題です。

家庭ごみの12分別収集の実施は、資源化率の向上や焼却処理量の削減には比較的大きな効果があったものの、焼却灰の資源化を進めていなかったため、最終処分量の大幅な削減には結びつきませんでした。

今後は、ごみの発生抑制や分別排出による資源化をより一層進めるとともに、焼却灰の資源化の拡大など、施設処理段階において最終処分量を減らす方策を実施していく必要があります。

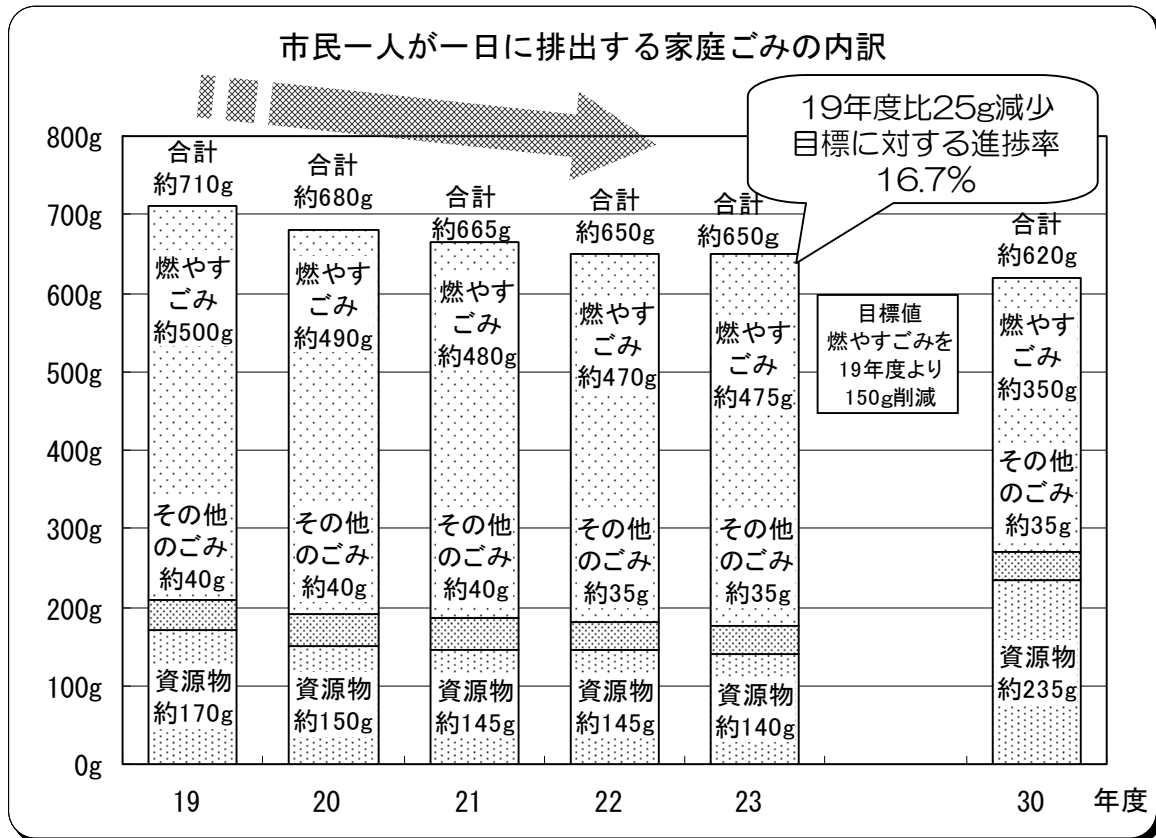
5. 市民一人ひとりの家庭ごみ削減の努力目標

**ごみの減量と分別で
燃やすごみを一人一日150g減量**

その1 排出量全体を一人一日約90g削減
その2 3分の1以上を資源物として分別排出

(1) 達成状況

市民一人が一日に家庭から排出する燃やすごみの量は緩やかに減少しており、平成23年度は19年度と比較して約25gの減少となりました。しかし、資源物として分別排出される割合や量も減少しており、燃やすごみの量よりも資源物の削減量が大きくなっております。



(2) 今後の課題

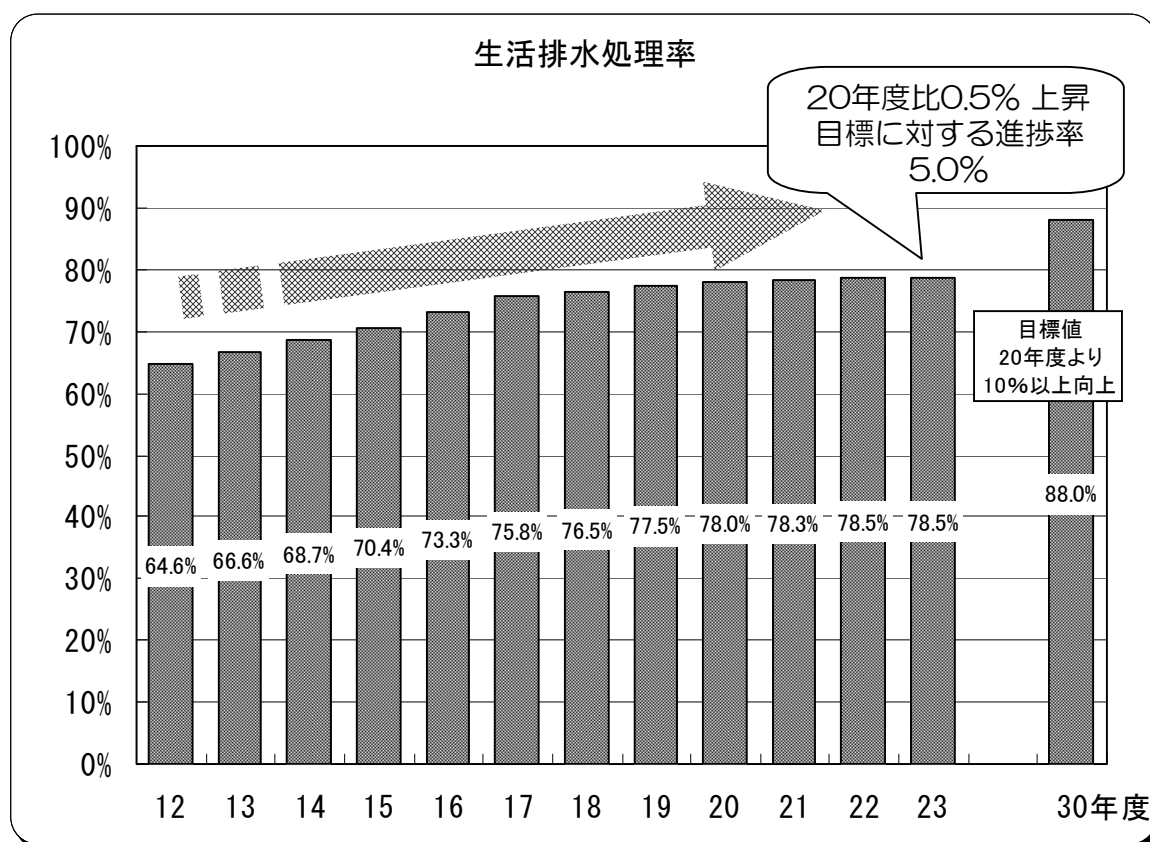
ごみ全体の排出抑制を進めるだけでなく、燃やすごみとして排出されるものの中から資源となるものを資源物として分別して排出するよう、分別排出ルールを徹底し、資源物の分別排出に対する協力率を高めていく必要があります。

6. 生活排水処理率の向上

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{下水道接続人口} + \text{合併処理浄化槽人口}}{\text{行政人口（各年度末現在）}}$$

(1) 達成状況

公共下水道整備地域の拡大や合併処理浄化槽の普及により、生活排水処理率は緩やかな上昇傾向にあります。平成23年度の生活排水処理率は、前年度と同様の78.5%で、20年度と比較して0.5%上昇しています。



(2) 今後の課題

生活排水処理率は上昇傾向にありますが、現状では東京都や浦安市と比較するとまだまだ低水準となっています。

また、未だにし尿収集世帯と単独処理浄化槽世帯を合わせて約10万人分の生活雑排水が未処理のまま放流され、河川や海域の水環境に大きな負荷を与えている現状にあります。

現在、単独処理浄化槽の新設は原則禁止されていますが、既存の単独処理浄化槽による処理世帯が生活雑排水の未処理世帯の大半を占めていることから、これらの世帯への対策が重要といえます。

そのため、公共下水道整備を着実に進め下水道への接続を促進するとともに、公共下水道の整備が当分の間見込めない地区においては、合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。

第Ⅱ部 平成23年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節	普及啓発事業の推移	19
第2節	市民・事業者・行政による取り組み	20
1.	集団資源回収	20
2.	レジ袋削減に向けた取り組み	23
3.	廃棄物減量等推進審議会	24
4.	廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）	25
5.	清掃行政協力者表彰	26
6.	コンポスト容器・電動式生ごみ処理機購入費補助制度	27
7.	生ごみ・剪定枝葉の資源化	28
8.	市川市リサイクルプラザの設置	30
9.	在宅医療廃棄物の適正処理	30
第3節	行政からの情報発信	31
1.	「ごみ分別ガイドブック」の配布	31
2.	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	31
3.	ホームページ・広報誌等による情報発信	31
第4節	環境学習	32
1.	環境学習用副読本の配布	32
2.	出前説明会	32
3.	施設見学者の受入れ	32
4.	リサイクル施設見学ツアー	33

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節 普及啓発事業の推移

大量生産・大量消費という経済システムは豊かな社会と利便性をもたらしましたが、生活様式は大量消費・大量廃棄（使い捨て）型に変化しました。このため廃棄物の量が増大し質も多様化したことから、行政のみでは対処しきれないほどの問題となりました。このため、市民・事業者との協働の下、ごみの発生抑制、減量、資源化を基本とする資源循環型都市形成に向けての普及啓発活動を推進する以下の事業を実施してきました。

- 昭和52年 ・一部の自治（町）会や子ども会などで新聞・雑誌・ダンボール等の自発的な資源回収を開始
- 昭和56年 ・小学4年生用副読本を配布
- 昭和57年 ・集団資源回収が全市的な運動として開始(7月)
- 平成元年 ・「シェイプアップ市川」 “ごみを減らして” をキャンペーンタイトルに開始(4月)
- 平成 2年 ・集団資源回収参加団体に対し、回収した量に応じた奨励金の交付を開始(4月)
- 平成 7年 ・中学3年生を対象とした副読本を配布
・「市川市リサイクルプラザ」を開設(6月)
- 平成12年 ・電動式生ごみ処理機の購入費補助制度を導入(5月)
- 平成14年 ・(財)市川市清掃公社が「じゅんかん堆肥」(1袋40リットル)を販売(8月)
- 平成15年 ・市民と市の協働により、ごみの出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市内全戸に配布(11月)
- 平成16年 ・消費者代表・事業者代表・市で構成する「マイバッグ運動推進会」を発足し、市内全域でマイバッグ運動を展開(7月)
・「じゅんかん堆肥」(1袋15リットル)を販売(10月)
- 平成17年 ・従来の小・中学生用の副読本を循環型社会の構築という視点から内容を大幅に見直して作成し、市内公立、私立小・中学校に配布(3月)
- 平成18年 ・リサイクルプラザに3R相談窓口を設置
・じゅんかんパートナーを150名から350名体制へ拡充強化
- 平成19年 ・じゅんかんプロジェクトと協働作業で清掃ホームページをリニューアル
- 平成20年 ・小学生の親子を対象としたリサイクル施設の見学・体験ツアーを開始
- 平成22年 ・資源化協力店にレジ袋不要カードを配布
- 平成23年 ・じゅんかん堆肥の製造を休止
- 平成24年 ・電動式生ごみ処理機購入費補助制度の廃止(3月)
・市川市リサイクルプラザを移転(4月)

第2節 市民・事業者・行政による取り組み

廃棄物問題は私たちの毎日の生活と密接なつながりがあることから、市民・事業者・行政がしっかりと連携して減量やリサイクルなどの対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、計画や施策の方向性の提示及びチェック・改善等を審議する廃棄物減量等推進審議会、事業の実施に対しての市民参加システムである“じゅんかんパートナー”など、廃棄物行政に係る様々な段階で市民と協働で取り組む制度を設け、資源循環型の都市づくりに向けた取り組みを推進しています。

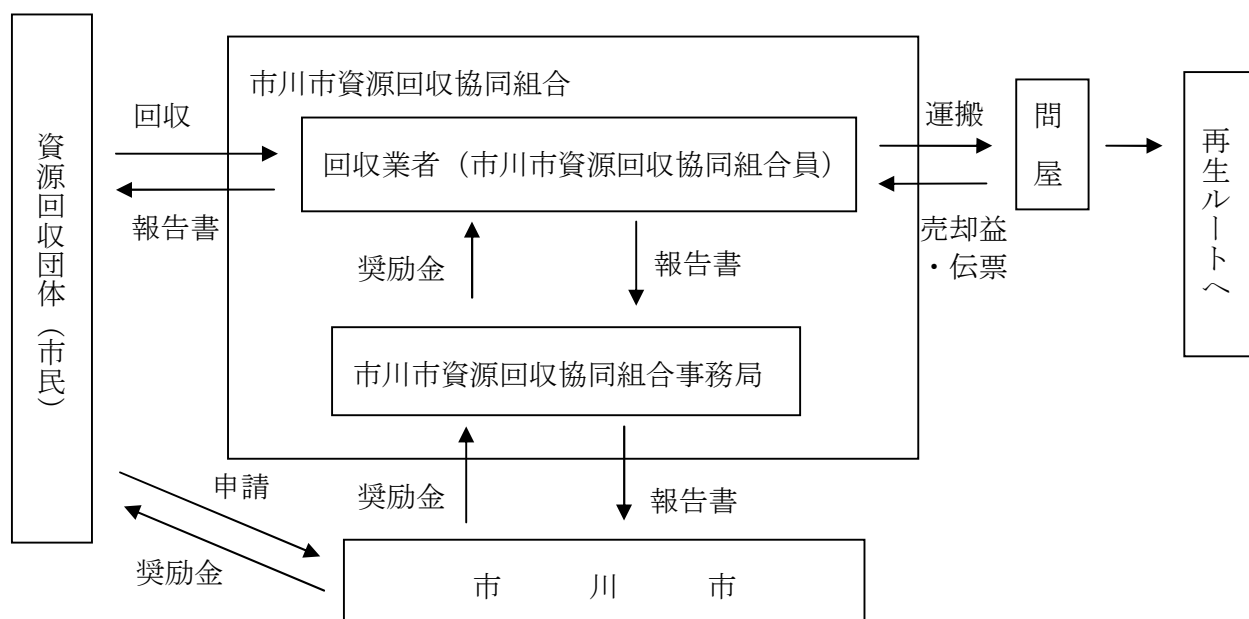
1. 集団資源回収

市民の自主的な資源回収活動として、集団資源回収が自治（町）会・子ども会等多くの団体に広く行われており、市はこれらの団体に対して、回収業者等についての情報提供・物品の貸し出し・奨励金の交付等により、その活動を支援しています。

回収品目は紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）、布類、生きビン（リターナブルビン）、雑ビン、カンの8品目で、回収は各団体の市への登録申請に基づき、市・各団体・業者で協議の上実施しています。

登録申請を行った各団体は、紙類・布類・生きビン（リターナブルビン）・雑ビン・カンの区分ごとに回収場所へ資源物を排出し、市川市資源回収協同組合に加盟した回収業者が回収します。（団体毎に回収日や回収品目が異なります）

集団資源回収フロー



集団資源回収登録団体への奨励金単価の推移

年度	紙類	布類	生きビン・雑ビン	カン
平成 2年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg
平成 4年度	3円/kg	3円/kg	8円/kg	8円/kg
平成 5年度	5円/kg	5円/kg	8円/kg	8円/kg
平成11年度	5円/kg	5円/kg	5円/kg	5円/kg
平成15年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg

市川市資源回収協同組合への奨励金単価の推移

年度		紙類	布類	生きビン	雑ビン	カン
業務内容		回収及び再生処理	回収及び再生処理	回収及び再生処理	再生処理	再生処理
奨励金単価	平成 7年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	—	—
	平成 9年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg
	平成18年度	3円/kg	3円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg
	平成21年度	3円/kg	3円/kg	0円/kg	40円/kg [※]	40円/kg [※]
	平成22年度	3円/kg	3円/kg	0円/kg	33円/kg	33円/kg

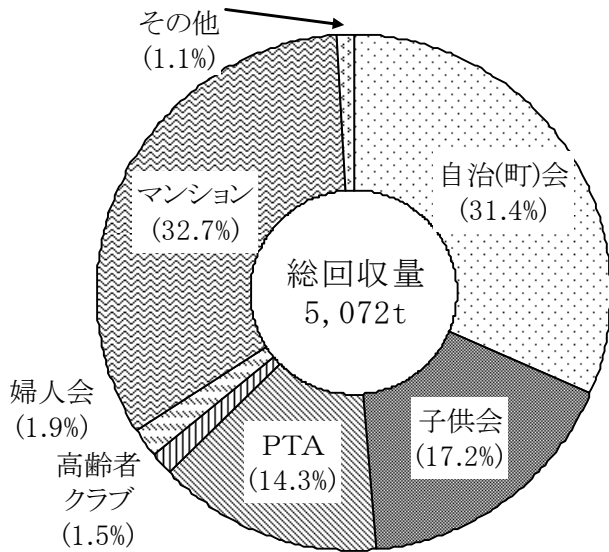
※平成21年度よりビン・カンの回収を、市直営から市川市資源回収協同組合に移管したため、21年度より回収を含む額となっている。

集団資源回収 実施団体構成（平成23年度）

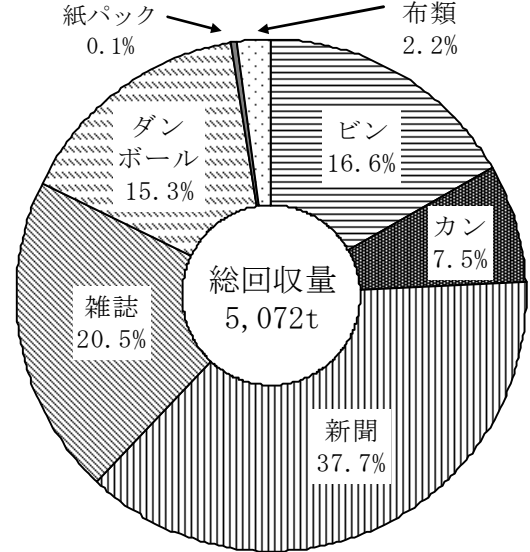
実施団体	実施団体数				回収量 (t)	奨励金 (千円)
	ビン・カン 紙類・布類 の4種類を 回収	ビン・カン の2種類を 回収	紙類・布類 の2種類を 回収	計		
自治(町)会	32	20	18	70	1,592	4,775
子供会	21	9	20	50	872	2,616
P T A	8	5	16	29	723	2,169
高齢者クラブ	2	1	2	5	71	214
婦人会	2	0	0	2	98	295
マンション	39	0	65	104	1,658	4,973
その他	2	0	5	7	58	175
計	106	35	126	267	5,072	15,217

※回収量は団体でトン未満を四捨五入、奨励金は団体で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

団体別回収割合 (平成23年度)



品目別回収割合 (平成23年度)

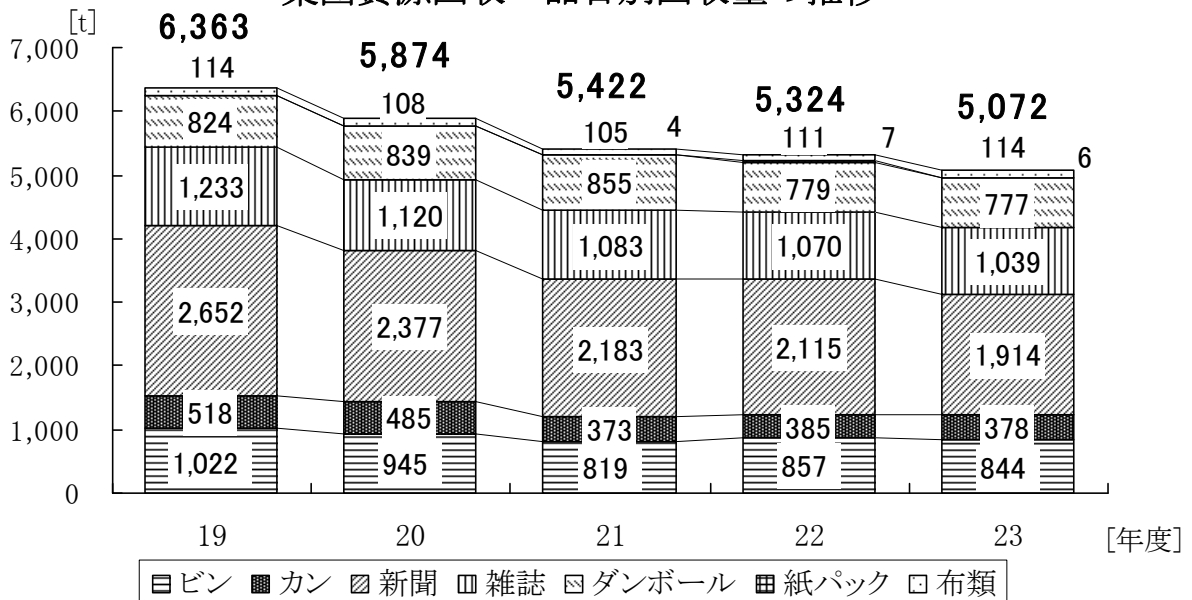


集団資源回収 品目別回収量・回収登録団体への奨励金の推移

集団回収品目	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		22→23 重量 の増減
	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	
生きビン	45	134	47	141	4	11	2	5	1	4	▲ 1
雑ビン	977	2,930	898	2,693	815	2,446	855	2,565	843	2,528	▲ 12
カン	518	1,553	485	1,456	373	1,119	385	1,156	378	1,134	▲ 7
新聞	2,652	7,958	2,377	7,132	2,183	6,550	2,115	6,346	1,914	5,741	▲ 201
雑誌	1,233	3,698	1,120	3,359	1,083	3,249	1,070	3,208	1,039	3,119	▲ 31
ダンボール	824	2,474	839	2,517	855	2,564	779	2,336	777	2,330	▲ 2
紙パック	—	—	—	—	4	12	7	22	6	18	▲ 1
布類	114	342	108	324	105	315	111	334	114	343	3
合計	6,363	19,089	5,874	17,622	5,422	16,266	5,324	15,972	5,072	15,217	▲ 252

※奨励金は品目ごとに千円未満を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

集団資源回収 品目別回収量の推移



2. レジ袋削減に向けた取り組み

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中で最も重要なことは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題です。市では市民や事業者がごみの発生抑制に取り組むきっかけとなるよう、ごみ減量化・資源化協力店制度やマイバッグ運動を実施しました。一部のスーパー等では自発的にレジ袋有料化を実施するなど、社会全体もごみの発生抑制に向けて変わりつつあります。

今後も市民・事業者と共にレジ袋をはじめとするごみの発生抑制に取り組んでいきます。

(1) ごみ減量化・資源化協力店制度

消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接な関わりを持つ販売店を対象として、**ごみの減量及び資源化を推進するため、平成3年10月1日から市民・販売店・市の三者が一体となったごみ減量化・資源化協力店制度を実施**し、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い減少、マイバッグ運動など様々な工夫を行っています。

平成23年度末現在：139店舗



ごみ減量化・資源化協力店
認定ステッカー

<認定基準>

ごみ減量化・資源化協力店が取り組む内容は以下のとおりで、次の項目（ア）～（ウ）までの各項目からそれぞれ1つ以上実施している販売店を対象に認定しています。

- （ア）ごみ減量に関することについて
 - ・レジ袋の有料化を実施している
 - ・レジ袋の使用について、口頭などで消費者に確認している
 - ・レジ袋の薄肉化又は軽量化をしている
 - ・レジ袋を辞退した消費者にポイントなどのインセンティブを付与している
 - ・マイバッグ等の持参を消費者に呼びかけている
 - ・商品の大きさに応じた、包装類を使用している
 - ・トレイ無し商品の販売を推奨している
 - ・量り売りをしている商品がある
 - ・詰め替え商品を積極的に販売している
- （イ）資源化に関すること及び店舗から出るごみの減量等について
 - ・リサイクル商品等、環境に配慮した商品を販売している
 - ・店舗のごみ減量・資源化に努めている
 - ・店舗において再生紙や再生品等、環境に配慮した資材・備品等を使用している
 - ・資源物を店頭で回収している
- （ウ）啓発に関することについて
 - ・消費者に店内放送やポスター掲示等でごみ減量・資源化を呼びかけている
 - ・従業員に対し環境教育等を実施し、意識の向上を図っている
- （エ）その他
 - ・前号に掲げるほか、創意工夫によるごみの減量・資源化を推進している

3. 廃棄物減量等推進審議会

(1) 目的

一般廃棄物の減量、資源化や適正処理等に関する施策などの審議機関として、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第8条に基づき、「市川市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

(2) 組織

審議会は、市議会議員、学識経験者、自治(町)会などからの市民の代表者、市内の生産・販売関係者、廃棄物処理業者などの15名の委員で構成。任期は2年。(再任を妨げない)

※廃棄物減量等推進審議会構成(女性委員比率27%) 平成24年4月1日現在

＜内訳＞ 市議会議員2名(0)、学識経験者5名(1)、市民の代表4名(3)、
生産・販売関係者3名(0)、廃棄物処理業者1名(0) ※()は女性委員数

(3) 活動

審議会は、下記の事項について、市長からの諮問を受けて審議会を開催し、答申をしました。

平成13年度：循環型社会における市川市の一般廃棄物処理のあり方について

平成14年度：「循環型都市いちかわ」の実現に向けた発生抑制のあり方について

平成15年度：「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正に向けた基本的方向性について

平成16年度：市川市一般廃棄物処理基本計画に掲げた目標達成に向けて市の廃棄物行政が取り組むべき施策の方向性について

平成17, 18年度：市川市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を踏まえた、市民・事業者・行政の新たな方策について

平成19, 20年度：市川市一般廃棄物処理基本計画(じゅんかんプラン21)の改訂に向けた新たな施策と基本的方向性について

平成22年度：市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例に定める一般廃棄物処理手数料(動物の死体及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物を市の処理施設に搬入するときに徴収する手数料)の見直しについて

(4) 今後

「資源循環型都市」の実現に向けて、各委員からの幅広い視点による意見を求めながら、市民・事業者とのパートナーシップの下で活動を推進していきます。

4. 廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）

（1）目的

平成5年7月1日に施行された「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」第11条に基づき設置され、市（行政）及び事業者と協働で“資源循環型都市いちかわ”の実現を目指し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの推進に三者が一体となり取り組んでいくことを目的に設置しています。

（2）組織

市内を14地区に分けて、公募市民をベースに自治会推薦者等を加えた**市民263名（平成23年度末現在）**で構成しています。

（3）活動

- ・日常生活において、3Rの推進に自ら積極的に取り組む。
- ・市民や地域に対し、3Rの普及活動を積極的に行う。
- ・ごみ集積所における分別、管理の状況や不法投棄の状況を確認する。
- ・各種研修会やシンポジウムに参加し、ごみに対する知識を得る。
- ・以上の活動実績を市に報告する。

（4）今後

パートナーシップにより循環型社会を目指す地域の核として活動してもらうため、研修会等を充実していきます。



じゅんかんパートナー リーダー施設見学会

5. 清掃行政協力者表彰

昭和54年度から毎年、資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量化や地域の環境美化に貢献された自治(町)会、子ども会、小学校PTA等の団体及び個人を、清掃行政への協力者として表彰しています。平成23年度末までの累計表彰件数(個人、団体)は425件です。

平成23年度 清掃行政協力者表彰

区分	受賞団体名	活 動 内 容
団 体	市川市立新井小学校 企画代表委員会	平成14年より全校生徒、父母、地域住民と一緒にプルタブを集め、それを換金し、車椅子を購入して市川市社会福祉協議会に寄附している。
	市川市立大野小学校 リサイクル委員会	校内に空きカン回収機を設置し、リサイクルに取り組んでいる。また、各クラスに紙の裏面使用を呼びかけ、古紙は雑がみボックスを設置し回収している。さらに、リサイクル活動の推進を掲げた「大野小学校環境方針」を各クラスに掲示している。
	生涯大学校市川校友会	本八幡公園の清掃を定期的に行い、地域の環境美化活動に積極的に取り組んでいる。また、須和田公園、明松園、曾谷小学校などの花だんの整備を行い、花苗も提供している。
個 人	個人7組	長年、国府台町会環境部長として、資源回収、ごみ回収カゴやごみネットの設置など町内会のごみ置場の維持管理を積極的に行っている。
		長年、南行徳駅から福栄広場の間の道路、歩道、公園の清掃を行っている。また、ペットボトルのキャップを富浜小学校と一緒に集め、運搬等の手続き業務を行っている。
		6年ほど前から、大芝原公園を中心に清掃活動を行っている。また、近所のごみ置場の清掃も行っている。
		6年ほど前から、大芝原公園を中心に清掃活動を行っている。また、近所のごみ置場の清掃も行っている。
		6年ほど前から、大芝原公園を中心に清掃活動を行っている。また、近所のごみ置場の清掃も行っている。
		40年ほど前から、毎朝、自宅周辺の道路などを清掃している。
		6年ほど前から、常夜灯公園通りを中心に清掃を行っている。また、ごみ置場の整理、清掃も行っている。

6. コンポスト容器・電動式生ごみ処理機購入費補助制度

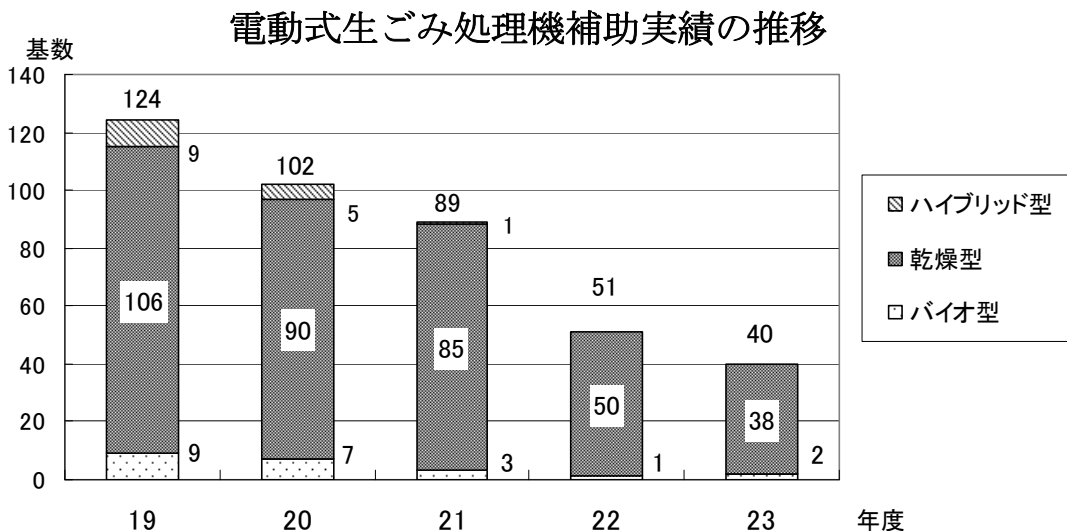
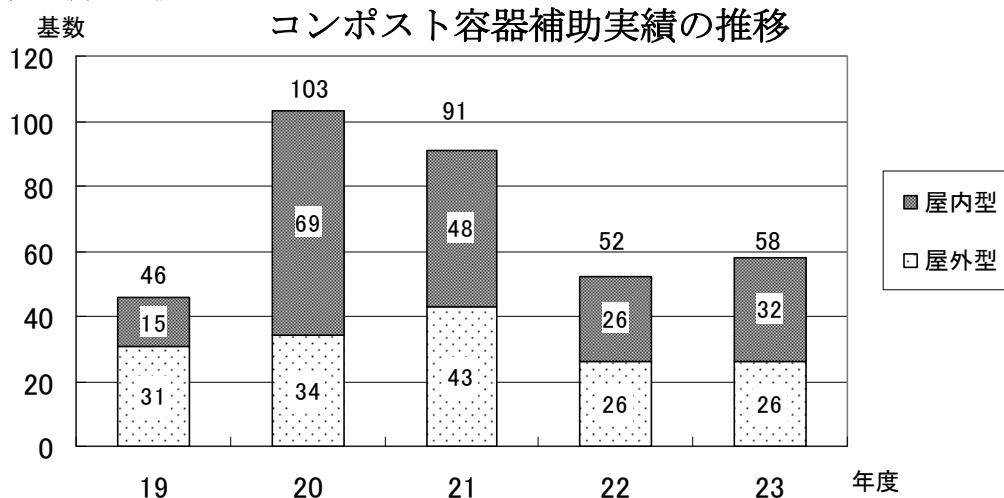
ごみの発生抑制の一環として、家庭から出る燃やすごみの約3割を占める生ごみを減量し、燃やすごみを削減するため、市ではコンポスト容器（生ごみ堆肥化容器）・電動式生ごみ処理機購入費の補助を行い、家庭でできるごみ減量・資源化の普及、意識の醸成を図っています。

なお、電動式生ごみ処理機購入費の補助については、事業仕分けの結果を踏まえて、23年度末で廃止しました。

(1) 補助内容・補助実績

区分	タイプ	補助開始時期	補助内容	補助基数 (23年度)	
コンポスト容器	屋外型	平成3年6月	購入費の半額 (100円未満切り捨て、 上限3,000円、1世帯2基まで)	26基	計 58基
	屋内型(密閉型)	平成8年1月		32基	
電動式生ごみ処理機	バイオ型	平成12年5月	購入費の3分の1 (100円未満切り捨て、 上限20,000円)	2基	計 40基
	乾燥型			38基	
	ハイブリッド型			0基	

(2) 補助実績の推移



7. 生ごみ・剪定枝葉の資源化

生ごみのリサイクルとして、平成11年度に庁内関係課と市内農家・農協と連携し、生ごみの資源化事業に向けた協議会を設置し、公共施設へ「生ごみ処理装置」を設置。処理装置で処理したものにクリーンセンターに搬入された樹木の剪定枝葉をチップ化したものを混合し、堆肥を製造しました。

平成12年度から、試験的に製造を始めた堆肥の品質を実証するため、農家での試験使用を行ったところ好評を得たので、**平成14年8月1日より「じゅんかん堆肥（木質系土壌改良材）」として製造・販売を開始しました。**これにより、市川市クリーンセンターの焼却量の削減と資源循環の推進が図られています。

※東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響に伴い、じゅんかん堆肥の製造を休止しています。（平成23年度末）

（1）生ごみの資源化

平成11年度より下表のとおり、市内小中学校・保育園・市役所本庁舎に生ごみ処理装置を設置しています。この生ごみ処理装置によって生成される発酵物（一次生成物）は、「じゅんかん堆肥」の製造に有効活用されています。

- ① 処理能力：15～100kg／日・基
- ② 設置状況（平成23年度末現在）

設置年度	設置場所	設置基数	累計 設置基数
平成11年度	南新浜小学校、市川第二中学校、市役所本庁舎	3基	3基
14年度	北方小学校、百合台小学校、本北方保育園	3基	6基
15年度	中山小学校、菅野小学校、信篤小学校	3基	9基
16年度	曾谷小学校、若宮小学校、南行徳小学校	3基	12基
17年度	塩焼小学校、国分小学校、稲越小学校	3基	15基
18年度	稲荷木小学校、富美浜小学校、塩浜小学校	3基	18基
19年度	柏井小学校	1基	19基

- ③ 生ごみ資源化量の推移

生ごみ処理装置の使用により、平成23年度は約50トンの生ごみを資源化し、焼却処理量を削減することができました。

（2）剪定枝葉の資源化

本市では、平成11年度より市内の公園等からクリーンセンターに搬入された剪定枝葉を、粉碎機でチップ化して資源化を実施しています。

(3) じゅんかん堆肥の製造・販売

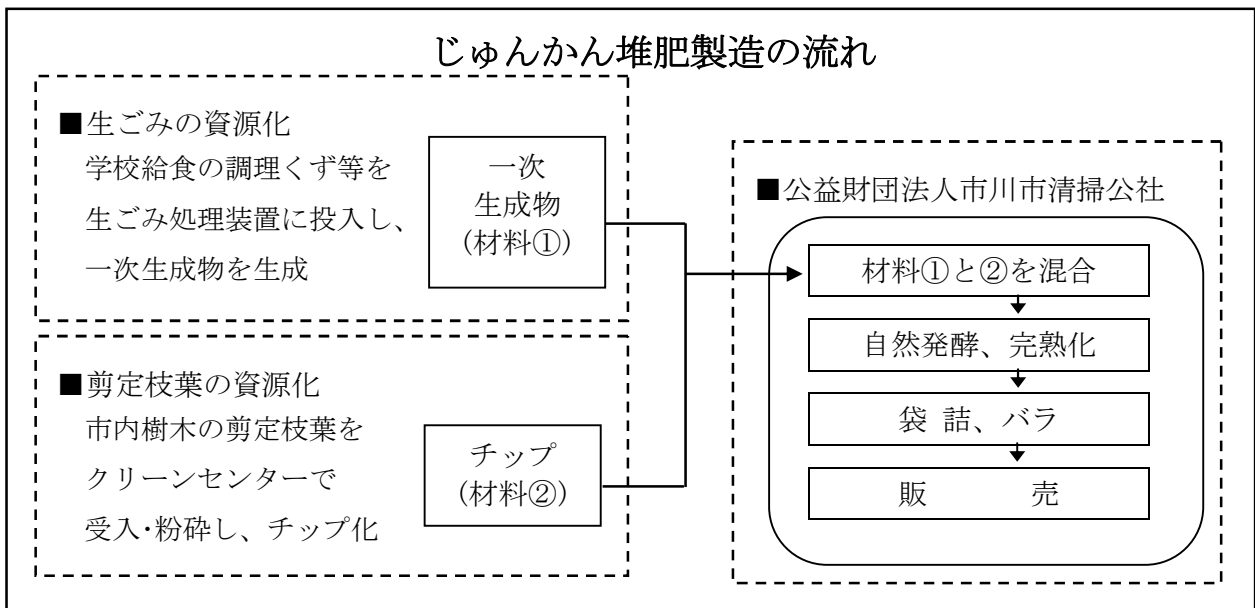
- ① 企画 : 市川市環境清掃部
- ② 製造・販売元 : 公益財団法人市川市清掃公社
- ③ 販売店 : 公益財団法人市川市清掃公社、J A市川市ほか
- ④ 店頭渡し価格 : 40% / 20kg 1袋473円 (税込)
15% / 7.5kg 1袋347円 (税込)
- ⑤ 製造・販売実績



じゅんかん堆肥

生ごみ・剪定枝葉の資源化の年度別推移

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
生ごみ 資源化	生ごみ投入量	42.7t	56.7t	56.9t	49.7t	47.9t
	一次生成物量 (材料①)	9.1t	11.2t	15.8t	10.2t	10.3t
剪定枝葉 資源化	剪定枝チップ量 (材料②)	634t	423t	419t	415t	84t
じゅんかん 堆肥	じゅんかん堆肥 製造量	507t	338t	269t	228t	59t
	じゅんかん堆肥 販売量	479t	326t	263t	204t	165t



8. 市川市リサイクルプラザの設置

リユースの取り組みの一つとして、家庭で不用となった家具やベビー用品などを引き取り、再生して展示販売を行うため、**平成7年6月1日に市川市リサイクルプラザを開館し**、平成24年4月1日に現在の場所へ移転しました。

リサイクルプラザでは、家具の再生販売のほか、掲示板によるリユース情報の提供、リユースやリサイクルの推進、ごみ問題全般に関する情報を市民に提供しています。



開館以来多くの市民に利用されており、市民の「物を大切にする心」を育て、資源循環型社会形成を担う役割を果たしています。

【施設の概要】

所在地：市川市南八幡2丁目18番9号（分庁舎A棟1階）

- 事業内容：① 家庭から出る不用品の引き取り・修理・展示販売
 ② リユースについての情報提供
 ③ リユースやリサイクル、廃棄物に関する図書・資料の貸し出し
 ④ リユースやリサイクル、廃棄物に関する講習会等の開催

リサイクルプラザの利用状況等

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
開館日数	295日	293日	295日	295日	298日
来館者数	27,155人	35,354人	36,242人	33,437人	29,177人
販売点数（譲渡点数）	5,641点	7,550点	7,511点	6,389点	4,838点
フリーマーケット開催回数	22回	17回	16回	11回	12回
リサイクル講座開催数	13回	10回	12回	13回	11回

9. 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療に伴って排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）の適正処理について、在宅医療廃棄物の回収及び処理に関する役割の明確化するために、平成21年11月1日に市川市、一般社団法人市川市医師会、社団法人市川市歯科医師会、社団法人市川市薬剤師会・市川市薬業会の4者で「在宅医療廃棄物の適性処理に関する協定」を締結いたしました。

この協定に基づき平成22年4月より注射器及び注射針等の鋭利なものや感染性の危険が高いものは、提供を受けた医療機関又は薬局・薬店に返却するなどの適正処理を開始しました。

第3節 行政からの情報発信

1. 「ごみ分別ガイドブック」の配布

平成15年度循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）にて、**市民と市の協働によりごみの分け方・出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた詳細版「ごみ分別ガイドブック」（A4判）**を平成15年11月に作成し、**市内全戸に配布しました。**

現在は、転入者を対象に毎年作成し、配布しています。



「ごみ分別ガイドブック」

2. 「資源物とごみの分け方・出し方」の配布

「ごみ分別ガイドブック」の簡易版として**「資源物とごみの分け方・出し方」（A3判リーフレット）**を配布しています。

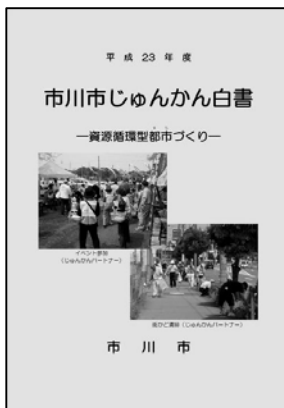
また、「資源物とごみの分け方・出し方」については、翻訳ボランティアの方々の協力により外国語版を作成しており、**英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語の6ヶ国語があります。**



「資源物とごみの分け方・出し方」

3. ホームページ・広報誌等による情報発信

資源物とごみの分別方法や市の様々な取り組み、イベント等の情報を「市川市じゅんかん白書」（年に1回発行）や市のホームページ、環境清掃部清掃広報誌「じゅんかんニュース」（年に数回発行）、広報いちかわ等を通じて市民に発信しています。



じゅんかん白書



じゅんかんニュース



広報いちかわの特集

第4節 環境学習

1. 環境学習用副読本の配布

こどもの頃から循環型社会への理解を深めるため、本市の取り組みや日々の生活で心掛けること等をわかりやすくまとめたものを、小学生用の副読本として作成し、配布しています。

市内公立・私立の小学4年生全員と、中学校に図書室閲覧用として10冊ずつ配布しています。



副読本

2. 出前説明会

本市の「資源循環型都市いちかわ」に向けた取り組みを進めるため、ごみの12分別など、本市の清掃行政についての出前説明会を随時受け付けており、市内各学校や自治（町）会・各地域のイベントなどに出向き説明を行っています。

出前説明会実施実績

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施回数	17回	16回	13回	11回	5回
参加人数	856名	553名	516名	489名	610名

3. 施設見学者の受入れ

市民の皆さんがごみの減量に取り組むきっかけになるよう、クリーンセンターと衛生処理場では施設見学を随時受け付けており、小学生（主に3・4年生）、中学生、自治（町）会、各市民団体が施設見学を実施しています。

クリーンセンターの施設見学者数

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
団体数	76	74	76	79	82
人数	4,128名	4,284名	3,902名	3,800名	3,841名

衛生処理場の施設見学者数

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
団体数	5	8	4	6	7
人数	305名	377名	252名	373名	395名

4. リサイクル施設見学ツアー

(1) 夏休み！親子で体験 リサイクルツアー

市内在住の小学生の親子を対象としたリサイクル施設の見学、リサイクル体験会の企画を平成20年度から開始しました。

23年度は、日鐵物流君津株式会社市川工場（プラスチック製容器包装類の中間処理施設）の見学、市川市クリーンセンターの見学、京葉ガス株式会社での紙すき体験などを実施しました。



親子リサイクルツアーの様子

(2) リサイクル施設見学ツアー

高校生以上の市民を対象に、市内外にあるごみ処理施設やリサイクル関連施設を見学する施設見学会を実施しています。

リサイクルツアー開催実績

年度	見学場所	参加者数
19年度	市川市クリーンセンター、(株)ハイパーサイクルシステムズ	13人
	実施なし	—
20年度	市川市クリーンセンター、京葉ガス(株)、北越製紙(株)関東工場	26人
	日鐵物流君津(株)市川工場、新日鐵君津製鐵所	33人
21年度	市川市クリーンセンター、京葉ガス(株)、リサイクルプラザ (2回開催)	61人
	日鐵物流君津(株)市川工場、新日鐵君津製鐵所	28人
22年度	日鐵物流君津(株)市川工場、市川市クリーンセンター、京葉ガス(株)、(株)市川環境エンジニアリング原木事業所、日鐵物流君津(株)市川工場、市川市クリーンセンター、(株)ハイパーサイクルシステムズ	33人
		28人
23年度	日鐵物流君津(株)市川工場、市川市クリーンセンター、京葉ガス(株)、(株)ハイパーサイクルシステムズ	30人
	日鐵物流君津(株)市川工場、市川市クリーンセンター、(株)ハイパーサイクルシステムズ	14人

※19年度までは上段は市内、下段は市外

※20年度より上段は夏休み！親子で体験 リサイクルツアー、下段は、一般

第Ⅱ部 平成23年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第2章 ごみ処理事業

第1節	ごみ処理事業の推移	37
第2節	ごみの排出量・処理量	38
1.	ごみの排出量	39
2.	ごみの組成	41
3.	クリーンセンターにおけるごみの中間処理量	43
4.	ごみの最終処分量	43
5.	資源化量と資源化率	44
第3節	ごみ収集・運搬	45
1.	収集運搬体制	45
2.	家庭ごみの12分別収集	45
3.	ごみ集積所・収集車両等	47
4.	家庭系ごみの指定袋制	48
5.	大型ごみの有料収集	49
6.	有害ごみの収集	49
第4節	ごみ処理・処分・資源化	50
1.	クリーンセンターにおけるごみの中間処理	50
2.	ごみの最終処分	56
3.	資源物の資源化	57
第5節	事業系一般廃棄物対策	59
1.	事業系一般廃棄物の適正処理	59
2.	事業用建築物に関する適正処理への取り組み	62
第6節	不法投棄の防止	63
第7節	動物（犬・猫等）の死体処理	64

第2章 ごみ処理事業

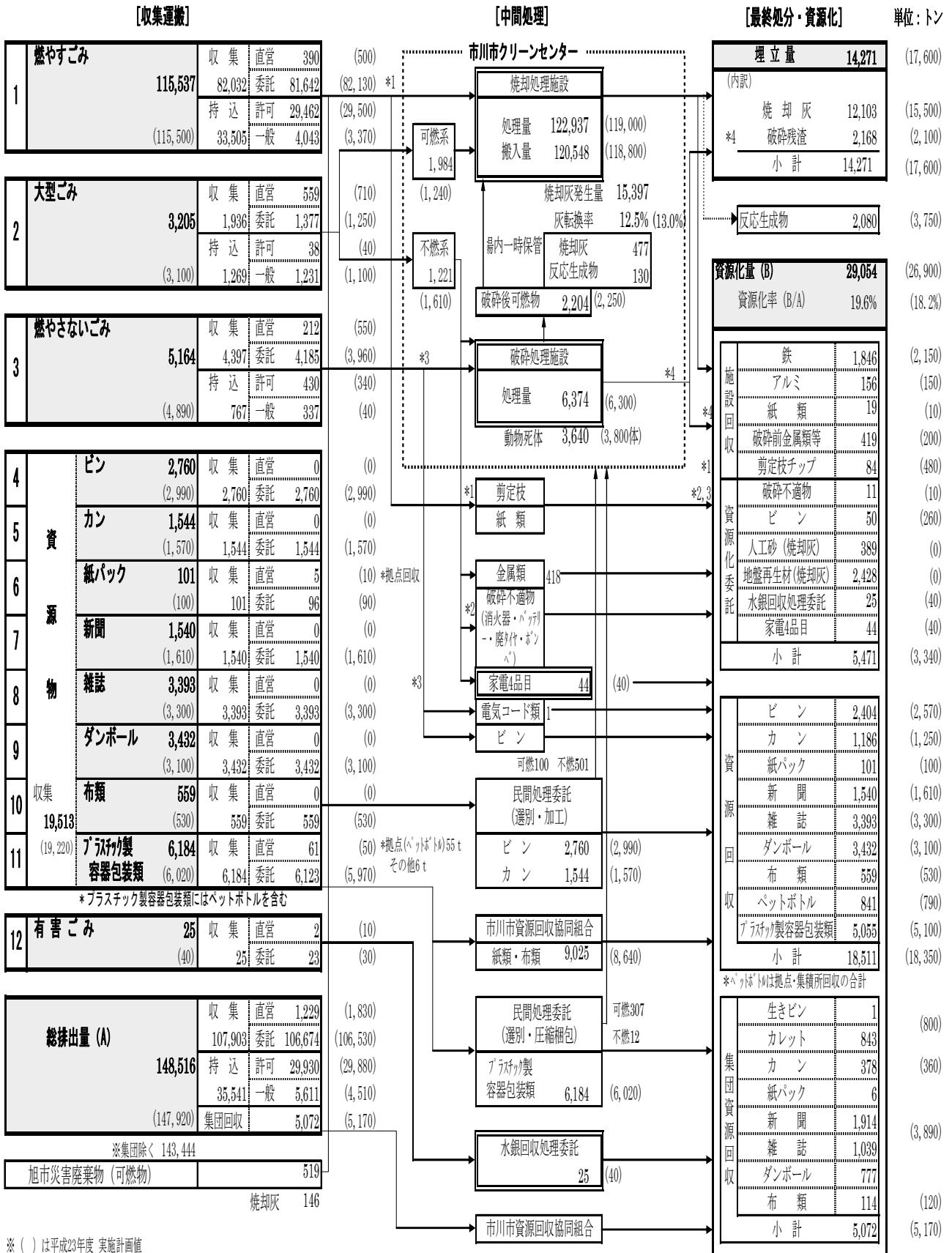
第1節 ごみ処理事業の推移

廃棄物処理行政は、市民の日常生活と経済社会活動に密接した極めて重要な部門でありながら、「汚い、人の後始末」といったマイナスイメージがあり、市民にとっては比較的関心の薄い分野でした。本市のごみ処理事業の始まりは、戦後まもない昭和21年、リヤカーや牛車で、市内に設置されたごみ投入共同箱や各家庭へ巡回収集を行い、収集したごみは市内の池や沼などに埋立て処分したほか、農業用肥料として農家に払い下げていました。その後、昭和30年に柏井塵芥焼却場が建設され、ごみの焼却処理が始まりました。

- | | |
|-------|--|
| 昭和30年 | ・ 柏井塵芥焼却場（バッチ式*、処理能力18t/日）が竣工
（柏井塵芥焼却場は昭和48年に閉鎖） *バッチ式：24時間連続式でない処理方法 |
| 昭和45年 | ・ 一部委託収集を開始 |
| 昭和46年 | ・ 粗大ごみ収集を開始（年6回） |
| 昭和49年 | ・ 田尻に市川市清掃工場（24時間全連続燃焼方式焼却炉450t/24h）が竣工
・ 市全域で燃えるごみ週3回、燃えないごみ週1回の分別収集を開始し、ほぼ今日のようなごみ処理体系が確立 |
| 昭和50年 | ・ 清掃工場に大型ごみ破碎処理施設（60t/5h）を併設 |
| 昭和55年 | ・ 市民による古紙・ビン・カンなどの集団回収の支援を開始
・ 市内に最終処分場を確保することが困難となったため、茨城県北茨城市にある民間最終処分場への処分委託を開始 |
| 昭和56年 | ・ 一部の地域でビンの集積所回収を開始 |
| 昭和59年 | ・ 環境汚染を未然に防止するため、有害ごみとして乾電池の分別収集を開始 |
| 昭和60年 | ・ 有害ごみとして蛍光管の分別収集を開始 |
| 平成元年 | ・ 千葉県銚子市にある民間最終処分場への処分委託を開始 |
| 平成2年 | ・ 紙パック（牛乳パック）の拠点回収を公民館、小中学校等の拠点で開始（10月） |
| 平成6年 | ・ 市川市クリーンセンター（焼却施設600t/24h、破碎施設75t/5h）の稼働に伴い、収集区分の変更（従来、燃えないごみとしていたプラスチック類を燃えるごみとして収集）及び、収集区割の変更を実施（JR総武線を境） |
| 平成9年 | ・ ペットボトルの拠点回収を公民館等の拠点87ヵ所にて実施（4月） |
| 平成12年 | ・ 市川市クリーンセンターがISO14001の認証を取得 |
| 平成14年 | ・ “いちかわじゅんかんプラン21（市川市一般廃棄物処理基本計画）”を策定（3月）
・ 資源物とごみの12分別収集を開始（10月） |
| 平成15年 | ・ 市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正（16年4月1日施行）し、「ごみ集積所からの資源物の抜き取り禁止」「事業系ごみの適正処理対策」「不法投棄対策」などを規定 |
| 平成16年 | ・ 市外複数の民間最終処分場への処分委託を開始 |
| 平成21年 | ・ “いちかわじゅんかんプラン21”改定 ごみ処理編（9月） |
| 平成22年 | ・ 市川市クリーンセンターの延命化工事開始（9月） |
| 平成23年 | ・ 市川市クリーンセンターがISO14001の認証登録を返上（2月）
・ 旭市の災害廃棄物（可燃物）を受入（8月）
・ 市川市クリーンセンターのごみ処理手数料を改正（10月） |

第2節 ごみの排出量・処理量

ごみ処理・資源物回収フローシート（平成23年度）



※ () は平成23年度 実施計画値

※剪定枝チップは搬入される樹木を粉砕し、生ごみ堆肥化の混合材等として再資源化 ※家電4品目は、不法投棄等で回収したものをメーカーの指定引取り場所へ搬入

※反応生成物とは、ごみ焼却によって発生する排出ガス中の塩化水素等を顆粒状の生石灰に吸着除去させた焼却灰でエコセメント事業等へ委託処分し再資源化

1. ごみの排出量

(1) 総排出量

収集量、持込量及び集団資源回収量を合計したごみの総排出量は近年減少傾向にありましたが、**平成23年度のごみの総排出量は148,516 t**で、前年と比べて434 t (0.3%) 増加しました。

内訳を見ると、全体の約7割を占める収集量については、前年度と比較してあまり変化はありませんでしたが、持込量は前年度より1.9%増加しています。

また、集団資源回収量は前年度から4.7%減少しており、資源物の収集量と合わせて、資源物の回収量が大きく減少している状況にあります。

排出量の推移

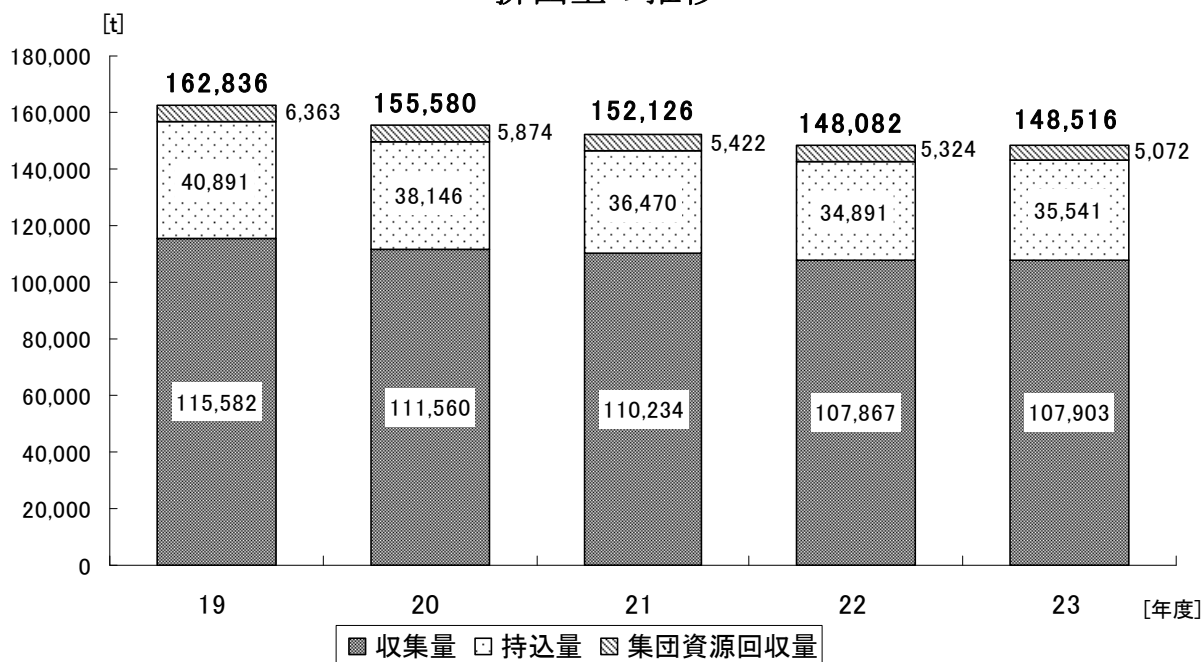
単位：t

年 度		19	20	21	22	23	22→23増減比較		
処理人口		470,074	473,064	475,751	473,919	471,694	▲ 2,225	▲ 0.5%	
処理世帯		213,411	216,655	219,184	220,582	220,782	200	0.1%	
世帯当たり人数		2.20	2.18	2.17	2.15	2.14	—	—	
年間 ごみ 排出量 t /年	収集量	燃やすごみ	86,236	84,736	83,406	81,777	82,032	255	0.3%
		燃やさないごみ	4,901	4,739	4,638	4,503	4,397	▲ 106	▲ 2.4%
		大型ごみ	1,710	1,702	1,981	1,989	1,936	▲ 53	▲ 2.7%
		有害ごみ	32	20	26	26	25	▲ 1	▲ 3.8%
		資源物	22,703	20,363	20,183	19,572	19,513	▲ 59	▲ 0.3%
		小 計	115,582	111,560	110,234	107,867	107,903	36	0.0%
	持込量	燃やすごみ	38,655	35,816	34,348	32,980	33,505	525	1.6%
		燃やさないごみ	1,140	1,178	935	765	767	2	0.3%
		大型ごみ	1,031	1,050	1,155	1,146	1,269	123	10.7%
		資源物	65	102	32	0	0	0	—
		小 計	40,891	38,146	36,470	34,891	35,541	650	1.9%
	収集量 + 持込量	燃やすごみ	124,891	120,552	117,754	114,757	115,537	780	0.7%
		燃やさないごみ	6,041	5,917	5,573	5,268	5,164	▲ 104	▲ 2.0%
		大型ごみ	2,741	2,752	3,136	3,135	3,205	70	2.2%
		有害ごみ	32	20	26	26	25	▲ 1	▲ 3.8%
		資源物	22,768	20,465	20,215	19,572	19,513	▲ 59	▲ 0.3%
		合 計	156,473	149,706	146,704	142,758	143,444	686	0.5%
	集団資源回収量		6,363	5,874	5,422	5,324	5,072	▲ 252	▲ 4.7%
	総排出量 (収集量+持込量+ 集団資源回収量)		162,836	155,580	152,126	148,082	148,516	434	0.3%
割合	収集量	71.0%	71.7%	72.5%	72.8%	72.7%	—	—	
	持込量	25.1%	24.5%	24.0%	23.6%	23.9%	—	—	
	集団資源回収量	3.9%	3.8%	3.6%	3.6%	3.4%	—	—	

※処理人口・世帯数は、各年度の10月1日現在の値

※排出量には、旭市の災害廃棄物は含まれていません

排出量の推移



(2) 市民1人1日当たりの排出量

ごみ発生量の指標となる市民1人1日当たりの排出量についても、ごみの総排出量と同様に近年は減少傾向にありましたが、平成23年度は860gで、前年度と比較して4g（0.5%）の増加となりました。

市民1人1日当たりの排出量は、平成14年度の12分別収集の実施以降、着実に減少傾向にあり、ごみ処理に対する市民の意識が向上した結果、資源物を含めたごみ総排出量に対する排出抑制効果が働いたものと考えられます。しかし、19年度から22年度の大幅な減少については、景気の低迷による影響が大きいのではないかと考えられます。

市民1人1日当たりの排出量の推移

単位：g

年 度	19	20	21	22	23	22→23 増減比較	
収集量	672	646	635	624	625	1	0.2%
収集量+持込量	909	867	845	825	831	6	0.7%
集団資源回収量	37	34	31	31	29	▲ 1	▲ 4.5%
総排出量（収集量+持込量+集団資源回収量）	946	901	876	856	860	4	0.5%

※小数点以下を四捨五入しているため、計算が合わない箇所があります。

2. ごみの組成

(1) 燃やすごみの組成

ごみ集積所から収集した燃やすごみの組成分析結果平均値の経年変化は、以下の表のとおりです。燃やすごみの中に混入された金属類等の不燃物の割合は概ね1~2%で推移しており、不燃物の分別排出は良好に推移しています。

一方で、平成23年度においても、依然として紙類が36.4%、プラスチック類が13.2%を占めています。これらの中にはまだ資源物として分別収集できるものが含まれていることが推測されることから、さらなる12分別の徹底が求められます。

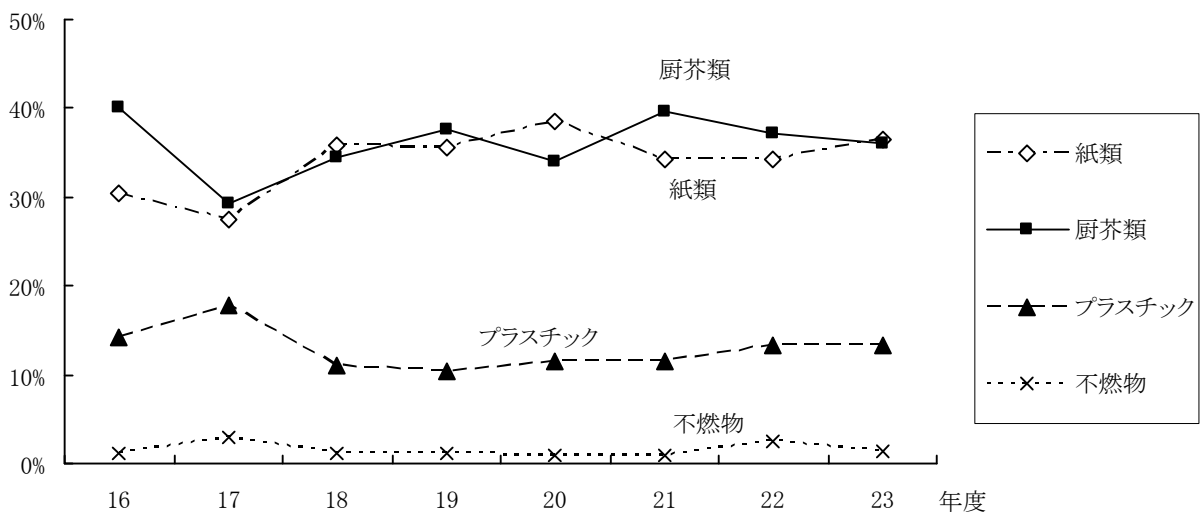
また、厨芥類が36.1%を占めており、今後、更なる燃やすごみの発生抑制・資源化を進める上で、生ごみへの対策の強化が必要と考えられます。

燃やすごみの組成の推移（湿重量ベース）

年度		16	17	18	19	20	21	22	23
可燃物	紙類	30.4%	27.5%	35.8%	35.5%	38.6%	34.2%	34.2%	36.4%
	厨芥類	40.2%	29.3%	34.5%	37.7%	33.9%	39.6%	37.1%	36.1%
	繊維類	3.8%	7.5%	6.9%	5.6%	5.3%	4.2%	4.8%	5.4%
	草・木・竹	7.4%	9.9%	6.1%	6.2%	6.8%	4.7%	5.0%	4.3%
	ゴム・その他	2.8%	5.1%	4.6%	3.5%	3.0%	4.8%	3.3%	3.3%
	プラスチック	14.2%	17.7%	11.0%	10.4%	11.5%	11.5%	13.3%	13.2%
不燃物	金属類	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%
	ガラス	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%
	磁器・その他	0.8%	2.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	1.7%	0.8%
可燃分比率		98.8%	97.0%	98.9%	98.9%	99.1%	99.0%	97.7%	98.7%
不燃分比率		1.2%	3.0%	1.1%	1.1%	0.9%	1.0%	2.4%	1.3%

注：組成割合は水分を含んだ搬入時の状態で測定

項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります

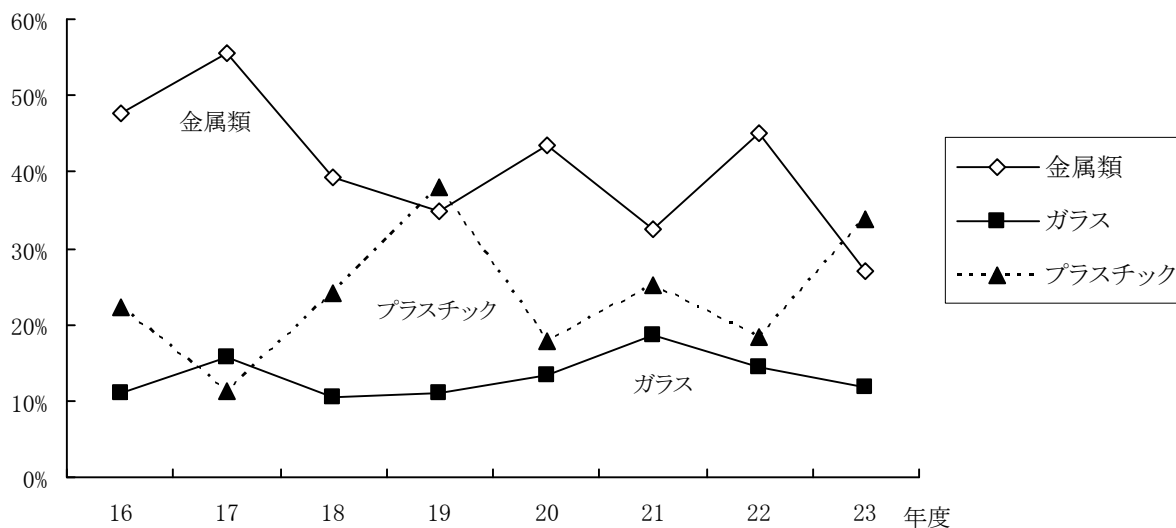


(2) 燃やさないごみの組成

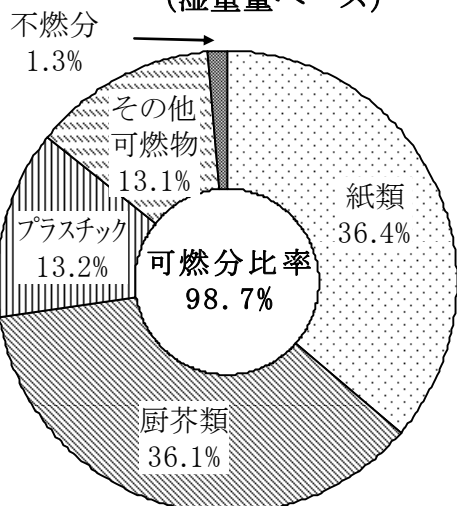
ごみ集積所から収集した燃やさないごみの組成分析結果平均値の経年変化は、以下の表のとおりです。燃やさないごみには、小型の家電製品等のプラスチックの複合物があるため、物理組成ではプラスチックの割合が高くなっています。

燃やさないごみの組成の推移 (湿重量ベース)

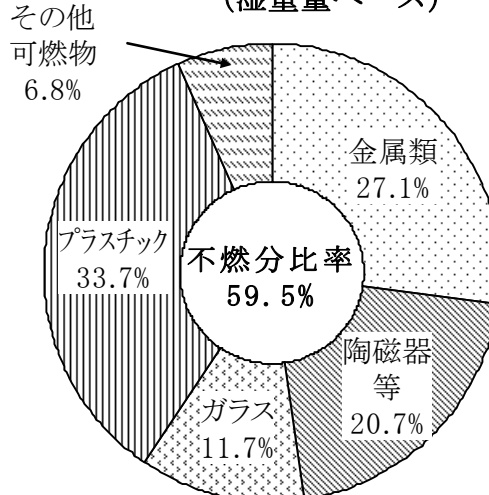
年度		16	17	18	19	20	21	22	23
不燃物	金属類	47.6%	55.5%	39.2%	34.9%	43.4%	32.4%	45.1%	27.1%
	ガラス	11.1%	15.6%	10.5%	10.9%	13.4%	18.6%	14.5%	11.7%
	陶磁器等	15.9%	13.5%	17.1%	13.6%	21.0%	17.2%	17.0%	20.7%
可燃物	プラスチック	22.2%	11.2%	24.1%	38.0%	17.9%	25.1%	18.4%	33.7%
	紙類	0.9%	1.6%	2.2%	1.2%	0.7%	1.3%	1.9%	0.8%
	その他	2.3%	2.6%	6.9%	1.4%	3.6%	5.4%	3.2%	6.0%
不燃分比率		74.6%	84.6%	66.8%	59.4%	77.8%	68.2%	76.6%	59.5%
可燃分比率		25.4%	15.4%	33.2%	40.6%	22.2%	31.8%	23.4%	40.5%



平成23年度 燃やすごみの組成 (湿重量ベース)



平成23年度 燃やさないごみ組成 (湿重量ベース)



3. クリーンセンターにおけるごみの中間処理量

平成23年度の焼却量は122,937 t で対前年度比495 t (0.4%) 増となり、破砕量は6,374 t で対前年度比155 t (2.5%) 増となりました。

平成23年度は、『災害時における千葉県内市町村間の相互応援協定』に基づき、東日本大震災で甚大な被害を受けた旭市の災害廃棄物(可燃物:519 t)を受け入れております。

クリーンセンターにおける中間処理量の推移

単位: t

年 度	19	20	21	22	23	22→23 増減比較	
焼 却 量	127,695	125,103	122,646	122,442	122,937	495	0.4%
破 砕 量	6,884	6,740	6,381	6,219	6,374	155	2.5%
計	134,579	131,843	129,027	128,661	129,311	650	0.5%
1日当たり焼却量	348.9	342.7	336.0	335.5	335.9	0.4	0.1%
1日当たり破砕量	18.8	18.5	17.5	17.0	17.4	0.4	2.2%

※焼却量・破砕量は、P.38のごみ処理・資源物回収フローシート内の[中間処理]市川市クリーンセンターの焼却処理施設における処理量に該当します。(搬入量ベースの値とは異なります。)

※旭市の災害廃棄物(可燃物:519 t)が含まれています。

4. ごみの最終処分量

ごみの中間処理に伴い発生した平成23年度の焼却灰は15,397 t、破砕残渣は2,168 tとなりました。また、**最終処分量(埋立量)は14,271 t**で、前年度比2,603 t (15.4%)の大幅減となりました。これは、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響で、一部の最終処分場で焼却灰の受入が中止されたことに伴い、焼却灰の一部を資源化(2,817 t)したこと、及び場内で一時保管(477 t)を行い、年度内に処分が完了しなかった焼却灰があったことによるものです。

最終処分量の推移

単位: t

		19	20	21	22	23	22→23 増減比較	
埋立量	焼却灰	16,495	15,739	15,071	14,837	12,103	▲ 2,734	▲ 18.4%
	破砕残渣	2,016	2,028	1,913	2,037	2,168	131	6.4%
	計	18,511	17,767	16,984	16,874	14,271	▲ 2,603	▲ 15.4%
(参考)	焼却灰資源化	—	—	—	—	2,817	—	—
	焼却灰場内保管量	—	—	—	—	477	—	—
	焼却灰発生量	16,495	15,739	15,071	14,837	15,397	560	3.8%
	灰転換率	12.9%	12.6%	12.3%	12.1%	12.5%	—	—
	最終処分率	11.4%	11.4%	11.2%	11.4%	9.6%	—	—
	反応生成物量	3,737	3,657	3,530	3,227	2,085	▲ 1,142	▲ 35.4%

※灰転換率は焼却量に対する焼却灰の発生割合 ※最終処分率は、総排出量に対する埋立量の割合

※焼却灰埋立量には、旭市の災害廃棄物分(146 t)が含まれています

5. 資源化量と資源化率

平成23年度の資源化量は29,054 t で前年度と比べて2,244 t (8.4%) 増となりました。東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響で、剪定枝チップが大幅に減少しましたが、焼却灰を一部資源化したため、資源化量は増加しています。

平成14年度の12分別の実施により約20%に上昇した資源化率は年々低下していましたが、平成23年度の資源化率は19.6%で前年度比1.5ポイント増加しました。

資源化量・資源化率の推移

単位：t

年 度		19	20	21	22	23	22→23増減比較		
資源化量	分別収集後資源化された資源物	ビン	3,295	3,265	3,145	2,533	2,404	▲ 129	▲ 5.1%
		カン	1,688	1,641	1,596	1,210	1,186	▲ 24	▲ 2.0%
		紙パック	115	109	105	104	101	▲ 3	▲ 2.9%
		新聞	2,644	1,872	1,839	1,668	1,540	▲ 128	▲ 7.7%
		雑誌	4,412	3,555	3,572	3,445	3,393	▲ 52	▲ 1.5%
		ダンボール	3,133	3,054	3,149	3,170	3,432	262	8.3%
		布類	586	542	547	545	559	14	2.6%
		ペットボトル	986	849	859	828	841	13	1.6%
		プラ製容器包装	5,909	5,578	5,403	5,111	5,055	▲ 56	▲ 1.1%
		小 計	22,768	20,465	20,215	18,614	18,511	▲ 103	▲ 0.6%
資源化量	集団資源回収された資源物	生きビン	45	47	4	2	1	▲ 1	▲ 50.0%
		カレット	977	898	815	855	843	▲ 12	▲ 1.4%
		カン	518	485	373	385	378	▲ 7	▲ 1.8%
		新聞	2,652	2,377	2,183	2,115	1,914	▲ 201	▲ 9.5%
		雑誌	1,233	1,120	1,083	1,070	1,039	▲ 31	▲ 2.9%
		ダンボール	824	839	855	779	777	▲ 2	▲ 0.3%
		紙パック			4	7	6	▲ 1	▲ 14.3%
		布類	114	108	105	111	114	3	2.7%
小 計	6,363	5,874	5,422	5,324	5,072	▲ 252	▲ 4.7%		
資源化量	中間処理後の資源物	灰資源化					2,817	2,817	—
		鉄	2,107	2,117	1,951	1,812	1,846	34	1.9%
		アルミ	128	158	164	153	156	3	2.0%
		破砕前金属等	231	222	323	434	419	▲ 15	▲ 3.5%
		剪定枝チップ	634	423	419	415	84	▲ 331	▲ 79.8%
		紙類				13	19	6	46.2%
		破砕不適物					11	11	—
		ビン				19	50	31	163.2%
小 計	3,100	2,920	2,857	2,846	5,402	2,556	89.8%		
生ごみバイオマス発電		148						—	
水銀回収処理委託					26	25	▲ 1	▲ 3.8%	
家電4品目						44	44	—	
合 計		32,379	29,259	28,494	26,810	29,054	2,244	8.4%	
資源化率		19.9%	18.8%	18.7%	18.1%	19.6%	1.5%	—	

※資源化量・資源化率には、反応生成物の資源化は含まれていません。

※22年度より資源化量の集計方法を精査し、中間処理残渣等を除いた引渡し量ベースとしました。

※22年度より今まで資源化量に含まれていなかった有害ごみの水銀回収処理を、23年度より今まで資源化量に含まれていなかった家電4品目を資源化量に含めました。

第3節 ごみ収集・運搬

1. 収集運搬体制

一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ（家庭ごみ）は、市又は市が委託した業者により定期的に収集しています。また、事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみ）は、事業者が自ら処理施設へ運搬するか、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬しています。

収集運搬体制

区分	収集運搬主体	備考
家庭系	市（委託）	ごみ集積所収集・大型ごみ戸別収集
	市（直営）	拠点回収等
事業系	許可業者	排出者（事業者）からの委託による収集
	排出者	排出者（事業者）が自ら処理施設へ搬入

※家庭系ごみのうち、引越し等により一時的に多量に発生するごみについては、排出者が市川市クリーンセンターに直接搬入するか、許可業者に収集運搬を依頼する。

2. 家庭ごみの12分別収集

(1) 12分別収集の概要

本市では、資源化率の向上を図るため、**平成14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施**しています。（従前は、燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、ビンカン、有害ごみの5分別）

また、資源物の収集方法については、この12分別収集の他にも、公民館等における拠点回収や自治（町）会、子ども会等が実施する集団資源回収があります。

ごみと資源物の分別区分等

	分別区分	収集容器等	収集場所	収集回数
ごみ	① 燃やすごみ	指定袋	ごみ集積所	週3回
	② 燃やさないごみ	指定袋	ごみ集積所	週1回
	③ 有害ごみ	透明の袋		
	④ 大型ごみ（有料）	—	戸別収集	申込みの都度
資源物	⑤ ビン	指定袋又は透明・半透明の袋	ごみ集積所	週1回
	⑥ カン	指定袋又は透明・半透明の袋		
	⑦ 新聞	品目別に ひもで縛る	ごみ集積所	週1回
	⑧ 雑誌			
	⑨ ダンボール			
	⑩ 紙パック			
	⑪ 布類	透明・半透明の袋		
	⑫ プラスチック製容器包装類 （ペットボトルを含む）	指定袋	ごみ集積所	週1回

※ビン・カンと紙類（新聞等）・布類は、同一曜日にそれぞれ別の車両で収集

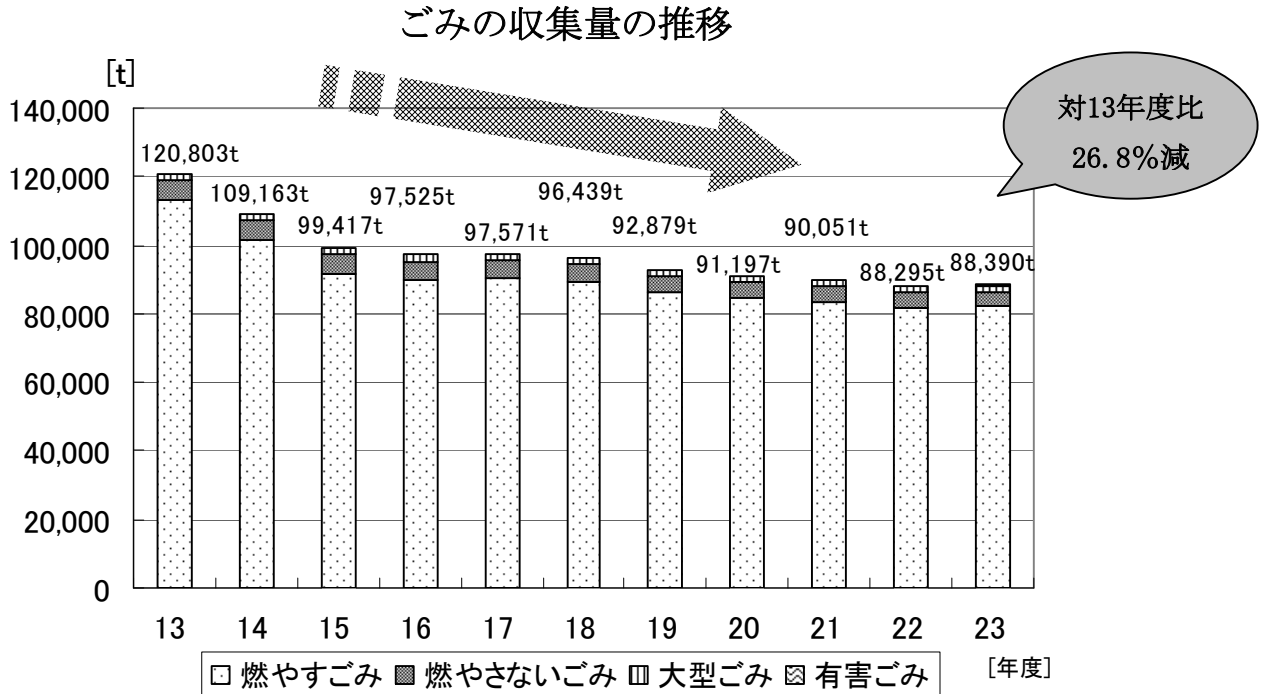
※プラスチック製容器包装類は祝日収集を実施

※平成20年10月より燃やすごみのハッピーマンデー収集を実施

(2) 収集量の推移

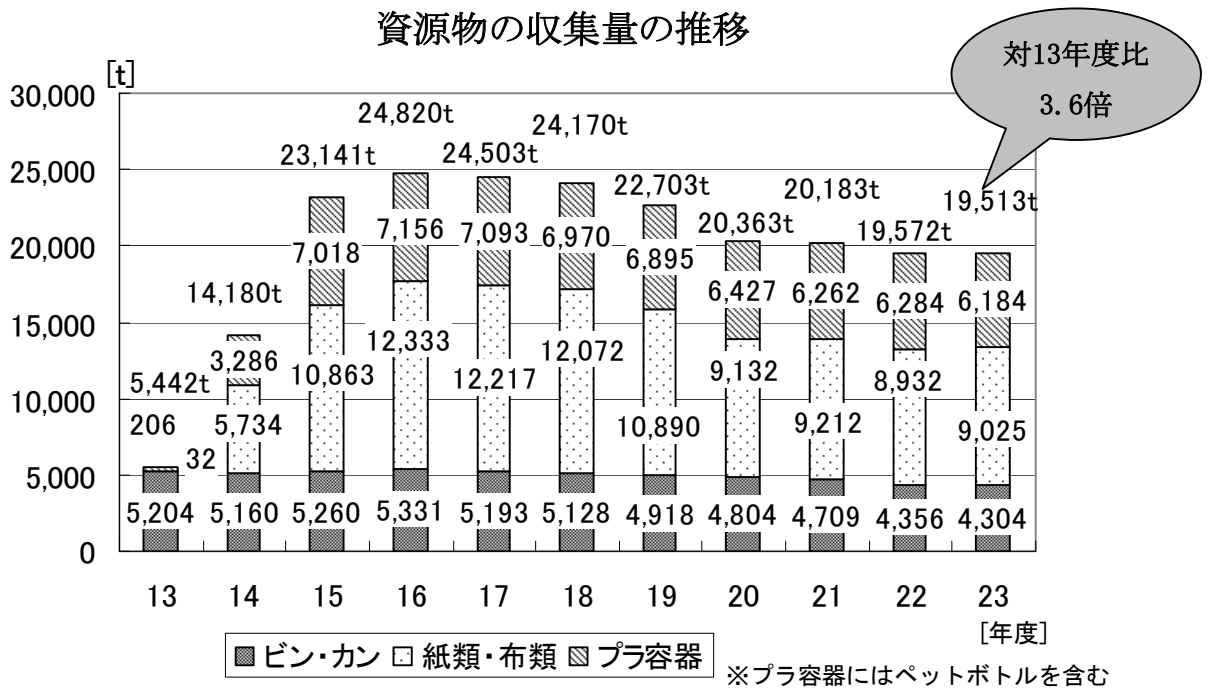
① ごみ収集量

ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、有害ごみ）の収集量は、12分別実施前の平成13年度は120,803tでしたが、**23年度は88,390t（13年度比26.8%減）**となりました。



② 資源物の収集量

資源物の収集量（集団資源回収量は含まず）は、12分別実施前の平成13年度は5,442tでしたが、**23年度は19,513t（13年度比3.6倍）**となりました。



3. ごみ集積所・収集車両等

(1) ごみ集積所

本市では、市民の申請に基づき集積所を設置しています。**平成23年度末現在の集積所数は20,282箇所、1集積所当たりの平均人口は23.3人、平均世帯数は10.9世帯**になります。

収集頻度は、燃やすごみは週3回、燃やさないごみ・有害ごみ、プラスチック製容器包装類、ビン・カン・紙類・布類は週1回です。

(2) 収集車両

家庭ごみの収集は市の直営車両及び収集運搬業者への委託により行っています。

収集車両台数・稼働日数・収集量（平成23年度）

	内 容	車両台数 (台)	稼働日数 (日/年)	収集量(集積所) (t)
直 営	不法投棄回収用等	13	—	—
	小動物死体引き取り用	2	—	—
	集団資源回収用	1	—	—
	拠点回収用	1	—	—
	予 備	1	—	—
	小 計	18	—	—
委 託	燃やすごみ	45 (40)	303	81,642
	プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	14	311	6,123
	新 聞	13	299	1,540
	雑 誌			3,393
	ダンボール			3,432
	紙 パ ッ ク			96
	布 類	13	299	559
	ビ ン			2,760
	カ ン			1,544
	燃やさないごみ	9 (8)	299	4,185
	有 害 ご み			23
	大 型 ご み			1,377
	小 計	99 (93)	—	106,674
	合 計	117 (111)	—	—

※車両台数は平成23年4月現在

※カッコ内は平成24年2月以降

委託収集車両の1日当たりの平均作業量（平成23年度）

	1日当たりの集積所数	1日当たりの作業回数 (クリーンセンター等への搬入回数)	1回当たりの積載量 (kg)	1台1日当たりの収集量 (kg)	
燃やすごみ	225	3.6	1,663	5,988	
プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	241	2.8	502	1,406	
新聞	260	2.4 各間屋 (市内4間屋)	179	計 980	429
雑誌			363		872
ダンボール			368		882
紙パック			10		25
布類			60		143
計					2,351
ビン	260	2.1	527	1,107	
カン					
燃やさないごみ (有害ごみ含む)	376	2.1	745	1,564	

※ペットボトルはプラスチック製容器包装類と同じ指定袋に入れて排出されたものを積載。
 ※新聞・雑誌・ダンボール・紙パックは1台に同時に積載。※ビン・カンは1台に同時に積載。

(3) 拠点回収

ごみ集積所等における12分別収集の他に、公民館・小中学校等の公共施設の回収拠点において、紙パックとペットボトルの回収を行っています。

資源物の回収拠点数

回収品目	拠点数 (平成23年4月1日現在)	23年度収集量	備考
紙パック	101ヶ所	5t	平成2年10月から実施
ペットボトル	106ヶ所	55t	平成9年4月から実施

4. 家庭系ごみの指定袋制

本市では、家庭ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量・資源化を推進するとともに、収集作業の安全性と効率性を確保するために、平成11年10月1日から指定袋制を実施しています。

指定袋制とは、「市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準」（平成14年6月12日一部改正）に基づき、市の認定を受けた者が指定袋を製造し、市内小売店等で自由価格にて販売しています。認定業者は、平成23年度末現在で20社です。

指定ごみ袋の種類

	燃やすごみ用	燃やさないごみ用	空きカン用	空きビン用	プラスチック製容器包装用
印刷色	緑	赤	青	橙	黒
容量	15, 20, 30, 45ℓ	15, 20, 30ℓ	15, 20ℓ	15, 20ℓ	30, 45ℓ
形態	平袋 又は U形袋				
材質	低密度ポリエチレン又は高密度ポリエチレン	低密度ポリエチレン			高密度ポリエチレン
色	半透明	透明			半透明

※空きカンと空きビンは、指定袋のほか、透明又は半透明の袋でも排出もできます。

5. 大型ごみの有料収集

住民負担の公平性の確保及びごみの減量・資源化を目的として、家庭系ごみの指定袋制の導入と同時に平成11年10月1日から大型ごみの収集を有料化しました。

有料化は、大型ごみの収集は他の日常のごみと異なり利用世帯が全体の約3分の1と偏りがあることから、住民サービスの公平性を考慮したこと、排出者へのごみ処理コスト意識の向上を促し、不用品の再利用・譲渡等による排出抑制を図るものです。

料金は品物の重量・大きさによって、5段階（500円、1,000円、1,500円、2,000円、2,500円）に設定しています。

収集は電話申込み制で、申込み後、予め料金に応じた処理券を購入し、品物に貼り付け、申し込み時に市が指定した日に戸別収集しています。

大型ごみ料金表

料金	主な品目
500円	ガスレンジ、こたつ(板付き)、米びつ、照明器具、スキーセット、石油ストーブ、ファンヒーター、電子レンジ、プリンター、ホットカーペット、いす、湯沸器、網戸(4枚)、衣装ケース(5個)、ふとん(2枚)、室内物干し など
1,000円	オーブンレンジ、食器洗い乾燥機、流し台(小型)、ミシン(卓上)、健康器具、レンジ台、片袖机、ソファー(1人用)、自転車 など
1,500円	小型タンス、ベット、物干し台(石付き)、小型ロッカー、小型本棚、両袖机 など
2,000円	洗面化粧台、大型タンス、大型本棚、大型ロッカー、ソファー(2人用以上)、マッサージ機(椅子式)、大型食器棚 など
2,500円	ベッドマット(スプリング入り)、物置(0.5坪以下解体済み) など

※表中の大型・小型の区別は、品物の縦・横・高さのうちいずれかが、1.2mを超えるものは大型、それ以下は小型となります。

※平成15年7月から、市内に親族等のいないひとり暮らしの65歳以上の高齢者(世帯)の方及び障害者手帳をお持ちの方で、大型ごみを屋外まで出すことが困難な方を対象とする「大型ごみサポート収集」(屋内からの持ち出し収集)を実施しています。

※家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は家電リサイクル法等に基づき、パソコンは資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、自動二輪車(原動機付き自転車を含む)は、メーカー等により回収されるため、市では収集していません。

6. 有害ごみの収集

有害物質である水銀を含有する乾電池の処分が社会問題となり、本市でも昭和59年から有害ごみとして分別収集を開始し、現在では**乾電池・蛍光管・水銀体温計を有害ごみとして収集**しています。収集された有害ごみは、市川市クリーンセンターで一時的に保管した後、**一定量になった段階で専門処理業者に処理を委託**しています。

現在、日本で製造されている乾電池には水銀は含まれていませんが、乾電池に使用されているマンガン等の再利用を図るため、継続して分別収集し、専門業者に処理を委託しています。

第4節 ごみ処理・処分・資源化

1. クリーンセンターにおけるごみの中間処理

(1) 市川市クリーンセンターの概要

市川市クリーンセンターでは、搬入された「燃やすごみ」を焼却処理し、また「燃やさないごみ」「大型ごみ」は、破碎処理をして鉄・アルミを選別し回収しています。クリーンセンターは、環境に配慮した設備を備えた施設であると同時に、ごみを焼却した際に発生する熱を利用して発電しているサーマルリサイクル施設でもあります。

クリーンセンターの施設概要

名 称	市川市クリーンセンター	所 在 地	市川市田尻1003番地	
敷地面積	約42,000㎡	建築面積	約9,869㎡	
竣工年月	平成6年3月	発電設備	出力：7,000kW ・ 発電効率：12.4%	
設計施工	川崎重工業株式会社	建 設 費	252億8,135万円	
施 設 名	焼却施設	破碎処理施設	小動物焼却施設	
処理能力	600t/24h(200t/24h×3炉)	75t/5h	500kg/5h	
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	衝撃剪断併用回転式(横型)	2次燃焼方式	

(2) 市川市クリーンセンターの維持管理

市川市クリーンセンターは、社会情勢や経済情勢の変化によるごみ質・量の変化や、地球温暖化に対するCO₂の削減、省エネルギー化、エコといった環境に対する意識や法的な基準への対応など適切な維持管理が求められ、平成12年度から13年度にかけて排ガス処理設備を中心に大規模な改修工事を行いました。

当初、平成6年度から25年度までの20年間の操業期間を予定しておりましたが、省資源、ストックマネジメントといった観点から新たな施設に建替えるより、現施設の基幹部分を改修して平成35年まで操業期間を延長するほうがメリットが大きいことから、平成22年度から25年度までの4年間で、施設を稼働させながら延命化工事を進めています。

(3) 市川市クリーンセンターの環境マネジメントシステム

地球環境の保全が大きな課題となっている状況の下、ごみ処理事業においても環境面に対して積極的な役割が求められています。

市川市クリーンセンターでは、環境マネジメントシステムを構築し、環境方針を定め、国際規格であるISO14001の認証を全国に先駆けて取得(平成12年2月21日)しましたが、取得から11年が経過し、所期の目的を達成したため、平成23年2月20日に認証登録を返上しました。

今後は、市川市クリーンセンター独自の環境マネジメントシステムを構築し、新たな環境方針を定め、さらなる環境負荷の低減に努めてまいります。

(4) ダイオキシン類等公害対策

① ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の主な発生源はごみ焼却による燃焼であることから、廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、平成9年1月に厚生省による「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿って対策がとられ、平成9年8月の廃棄物処理法施行令などの改正、平成9年12月からの大気汚染防止法による法的規制が行われ、平成14年12月にはさらに厳しい濃度基準が適用されました。

このような規制を受け、市川市クリーンセンターでは、ごみ焼却施設から排出される排出ガス中のダイオキシン類を減らすため、平成13年12月に排出ガスに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着・除去する排ガス高度処理施設等を整備しました。

これらの対策によって、クリーンセンターの排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果は、国の基準(1.0ng-TEQ/m³N) (※1)を大幅に下回っています。

※1 ダイオキシン類の単位説明

単位	説明
ng (ナノグラム)	10億分の1を表す。
pg (ピコグラム)	1兆分の1を表す。
TEQ	毒性等量*。最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを表示。
m ³ N (ノルマル立方メートル)	温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した気体の体積を表示。

※毒性等量：ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、PCDDのうち最も強い毒性もつダイオキシン類(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数を用いて毒性を足し合わせた値、毒性等量(TEQ)が用いられます。

※国は、ダイオキシン類の耐容一日摂取量(ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量)を4pg-TEQ/kg/日と設定。また、日本人が1日に摂取しているダイオキシン類の平均的な量は、合計で約1.06pg-TEQ/kg/日と推定しています。この水準は、耐容一日摂取量を下回っており、健康に影響を与えるものではないとされています。(『日本人におけるダイオキシン類の蓄積量について』(ダイオキシン類2009 環境省)より)

排出ガス中ダイオキシン排出量 [単位：ng-TEQ/m³N]

年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
1号炉	8月 1日	0.025	7月29日	0.0047	8月 7日	0.0074	8月 4日	0.0000017	8月 2日	0.036
	1月25日	0.013	1月16日	0.004	1月12日	0.005	1月19日	0.0015	1月12日	0.020
2号炉	8月24日	0.028	8月21日	0.018	9月 2日	0.0077	8月19日	0.0095	8月24日	0.017
	1月10日	0.034	1月13日	0.0088	1月 8日	0.0086	1月12日	0.025	1月25日	0.016
3号炉	8月22日	0.0064	7月30日	0.0024	9月 3日	0.024	8月 5日	0.0062	8月11日	0.0096
	1月 9日	0.015	1月 6日	0.01	1月 7日	0.0079	1月13日	0.025	1月18日	0.025

国の基準：1 ng-TEQ/m³N以下

排出水中ダイオキシン類排出量 [単位：pg-TEQ/l]

平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
8月 1日	0	7月 29日	0.0002	8月 6日	0.000018	8月 4日	0.0012	8月 2日	0.00023
1月 9日	0.0018	1月 6日	0.00039	1月 7日	0.069	1月12日	0.00027	1月12日	0.0032

国の基準(平成15年1月15日以降の基準)：10 pg-TEQ/l

② 焼却灰の対策

a) 重金属対策

燃やすごみを焼却処理すると灰になりますが、焼却灰等を埋立処分する場合、重金属（水銀等の有害な金属類）の溶出等について、様々な規制があります。

クリーンセンターでは、集じん灰や焼却灰に薬剤（キレート剤）を注入し、灰に含まれる重金属等を不溶化し、埋立後の重金属類の溶出を防いでいます。

b) ダイオキシン類対策

焼却灰のダイオキシン類については、焼却灰を薬剤処理することにより「ダイオキシン類対策特別措置法」による規制の除外規定に該当します。

(5) その他適正処理対策

ルールを無視して出される危険なごみによる事故を未然に防止し、破碎処理を安全かつ効率的に行うため、燃やさないごみは、破碎処理不適物の除去作業を行っています。

除去作業を実施した平成16年度以降は、爆発事故の件数は減少し、発生した事故についても小規模の火災・爆発にとどまっていますが、現在も年間20件近く事故が発生しており、対応のために費用がかかっています。

クリーンセンターでの事故発生件数の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
火災事故	19	14	16	13	19
爆発事故	3	4	1	5	1
計	22	18	17	18	20

(6) 焼却灰の放射性物質濃度

福島第一原子力発電所の事故に伴う影響を確認するため、焼却灰の放射性物質濃度の測定を行いました。その測定結果は、一般廃棄物最終処分場（管理型処分場）に埋立処分が可能である8,000ベクレル/kg以下でした。

焼却灰の放射性物質濃度測定結果

単位：ベクレル/kg

	採取日	測定日	放射性ヨウ素	放射性セシウム
焼却灰	H23. 6. 29	H23. 6. 30	不検出	3,650
	H23. 7. 7	H23. 7. 7	不検出	1,862
	H23. 8. 9	H23. 8. 10	不検出	1,177
	H23. 9. 6	H23. 9. 7	不検出	773
	H23. 10. 4	H23. 10. 4	不検出	1,044
	H23. 11. 8	H23. 11. 8	不検出	550
	H23. 12. 6	H23. 12. 7	不検出	1,070

	採取日	測定日	放射性セシウム
主灰	H24. 1. 13	H24. 1. 16	310
	H24. 2. 21	H24. 2. 21	225
	H24. 3. 19	H24. 3. 21	260
飛灰	H24. 1. 13	H24. 1. 16	2,090
	H24. 2. 21	H24. 2. 21	1,860
	H24. 3. 19	H24. 3. 21	1,850

※放射性物質汚染対処特別措置法が平成24年1月1日に施行され、主灰と飛灰の取り扱いが変更されたため、施設改修を行い分離排出しました。

※主灰（燃え殻）：焼却炉の底部から排出される灰

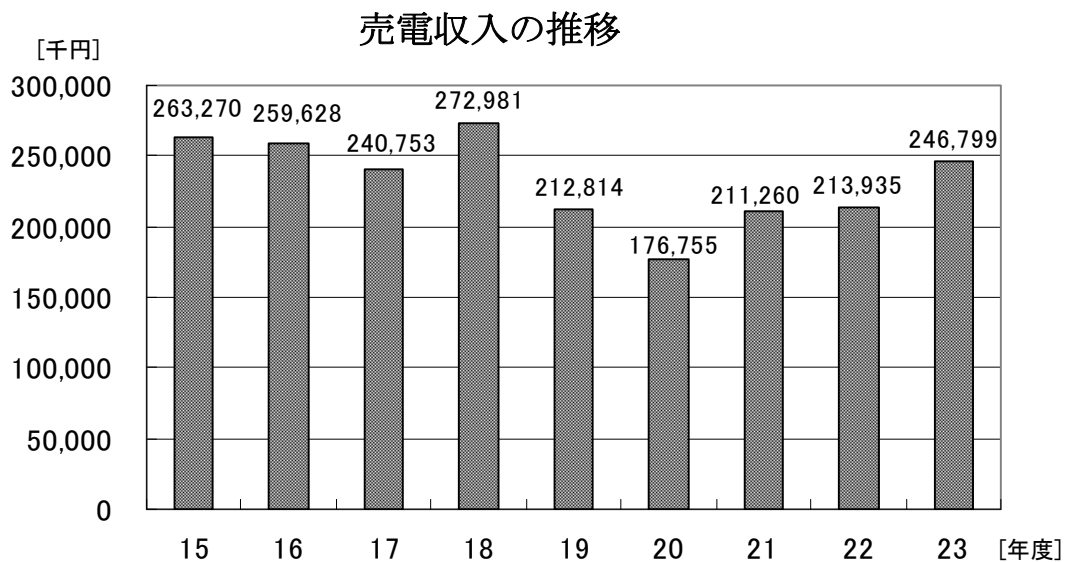
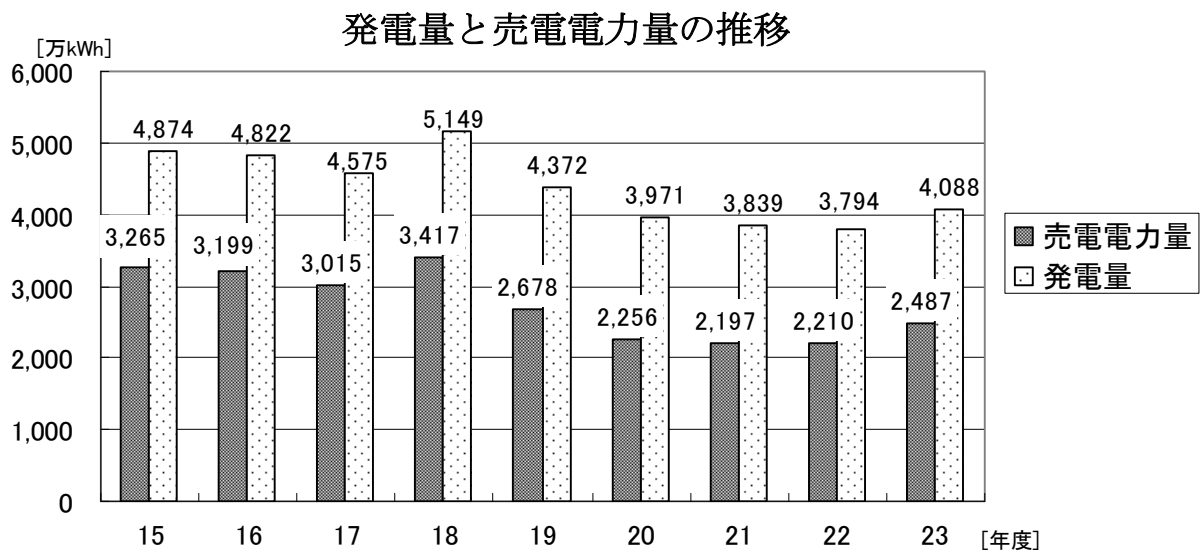
※飛灰（ばいじん）：焼却炉の排気ガス中に含まれる灰を集じん施設で捕捉した灰

(7) 熱回収・余熱利用

① 発電量と売電収入

市川市クリーンセンターは、ごみの焼却によって発生する熱を回収し、その熱をボイラーで蒸気に変えて、センター及び余熱利用施設の冷暖房、給湯に利用し、発生した蒸気をタービンに送って発電しています。発電した電気は、センター内の施設を動かす電力や隣接する余熱利用施設へ供給して利用している他、余剰電力は電力会社に売電しています。

ごみの焼却量に応じて発電量は変化しますが、平成23年度は4,088万kWhとなりました。1世帯当たりの年間平均電力消費量を3,400kWh（電気事業連合会資料）として計算すると、23年度の発電量は約12,000世帯の年間消費量に相当します。



※18年度は測定方法の変更により、13ヶ月分の数値を18年度の数値として記載しています。

② 余熱利用施設（クリーンスパ市川）

平成19年9月に、市川市クリーンセンターにおける熱回収で得た電力と余熱を有効利用する、クリーンスパ市川がオープンしました。

施設の建設・運営は、PFI（Private Finance Initiative）方式により行われています。PFI方式とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく制度で、公共施設の設計、建設、運営、維持管理に、民間の資金と経営能力・技術能力を活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図ろうとするものです。

余熱利用施設の概要

施設名称	クリーンスパ市川	所在地	市川市上妙典1554番地
敷地面積	6,461㎡	施設規模	4,611.96㎡（鉄骨造2階建て）
供用開始	平成19年9月	事業者	ベイスパ市川CC株式会社
施設内容	プールゾーン：25mプール8コース、多機能プール、子供プール 風呂ゾーン：各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備 休憩ゾーン：大広間、集会室、飲食施設 その他：スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース等		

入場者数の推移

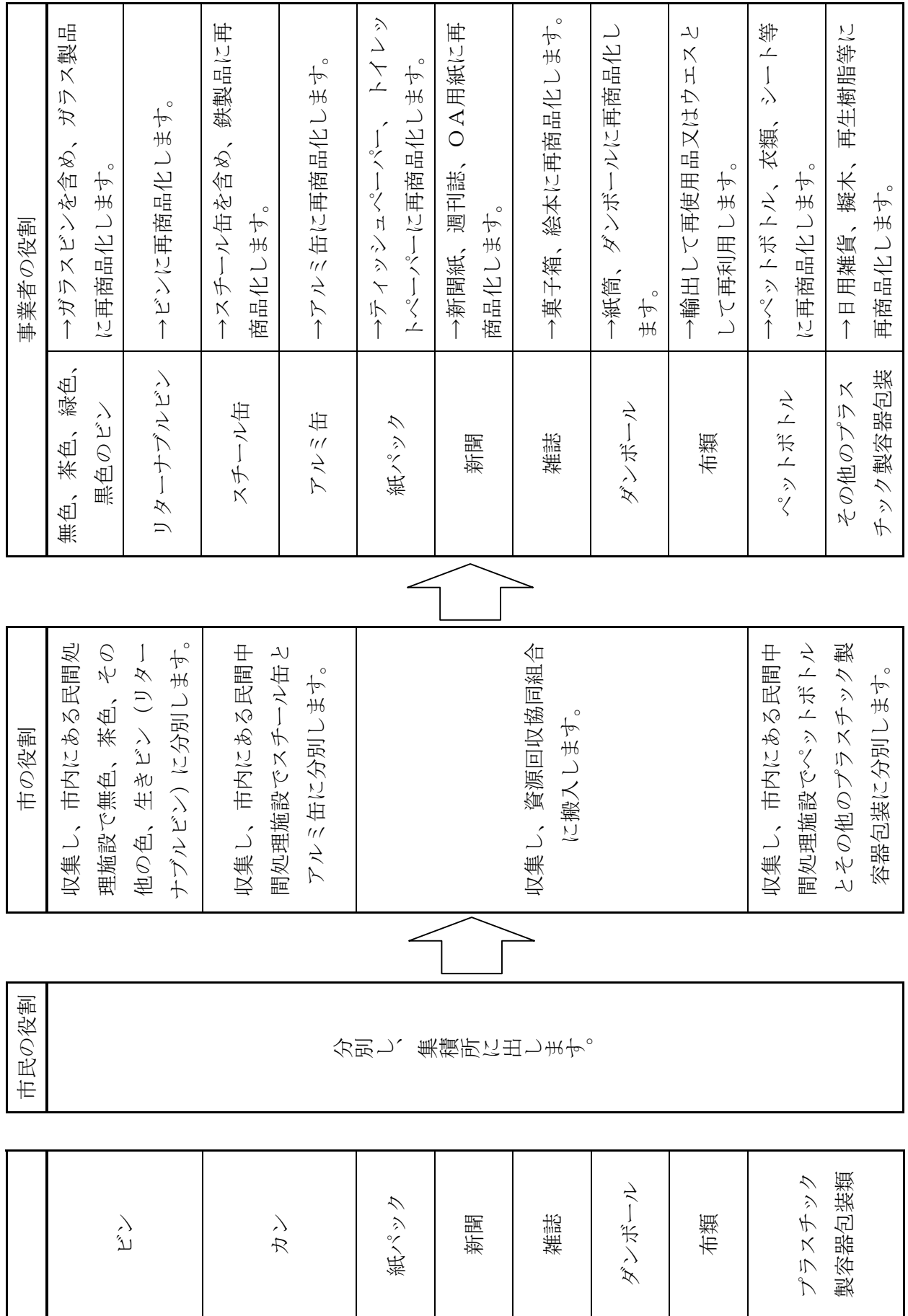
年度	19年度 (H19年9月～)	20年度	21年度	22年度	23年度
入場者数	106,715人	224,824人	239,809人	258,564人	267,456人



クリーンスパ市川

3. 資源物の資源化

資源物の資源化の流れ（市民・事業者・市の役割）（平成23年度）



(1) ビン・カンの資源化

ごみ集積所から収集したビン、カン、は、市内の民間処理施設に搬入され、ビンについては、生きビン（リターナブルビン）と色別（無色・茶・黒・緑）に選別され、再資源化事業者、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に売却又は引渡しを行い、カンについては、スチール缶とアルミ缶とに選別・圧縮し、再資源化事業者に売却しています。

(2) 紙類・布類の資源化

ごみ集積所等から収集した紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、市内の紙問屋（市川市資源回収協同組合）へ搬入し、有価物として売却しています。

(3) プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）の資源化

ごみ集積所等から収集したプラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）は、市内の民間処理施設に搬入され、ペットボトルとその他のプラスチック製容器包装とに分別し、異物や汚れのひどいものを選別・除去した上で、圧縮・梱包されます。

平成23年度においては、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装は容器包装リサイクル法に基づき公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡し、再商品化しています。

資源化についての詳しい情報は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページにある「わたしのまちのリサイクル」に掲載されています。

<http://www.jcpra.or.jp/special/mytown/index.html>



プラスチック製容器包装類の選別作業



圧縮・梱包されたペットボトル

第5節 事業系一般廃棄物対策

1. 事業系一般廃棄物の適正処理

事業活動に伴って排出される事業系ごみ（事業系一般廃棄物）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条及び「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」第4条において、事業者の責務として「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

＜市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例＞

（事業者の責務）

- 第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生及び排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用を図ること等により、廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市が実施する施策に協力しなければならない。

事業者が適正な処理を行うためには、事業系一般廃棄物を自ら市のクリーンセンターへ搬入するか、又は市が許可した民間の収集運搬業者に処理を委託しなければなりません。一部の事業者はその責務を果たさず家庭用ごみ集積所に排出し、適正処理をしていない事業者が見られます。

そこで、事業者に適正処理を徹底させるため、これら適正処理をしていない事業者に対し個別訪問指導を実施するとともに、啓発パンフレットの送付や広報掲載等、文書による指導・啓発を実施し、適正処理への移行を促しています。また、適正処理済シールの配布等、適正処理に向けた様々な対策にも取り組んでいます。

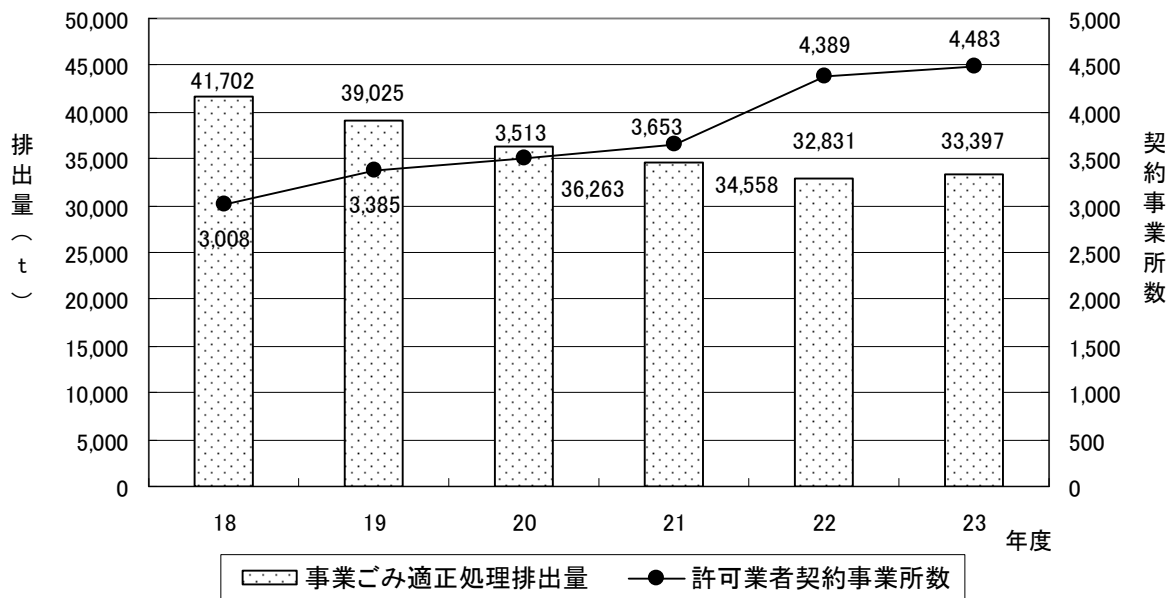
（1）適正処理状況

平成23年度末の適正処理事業所数は、市内約10,353事業所^{※1}のうちの62.6%にあたる6,477事業所^{※2}（平成22年度末6,344事業所）となっていますが、排出量で見ると、事業系ごみ全体の推定総排出量41,885 tのうち、79.7%にあたる33,397 tの事業系ごみが適正に処理されていることとなります。

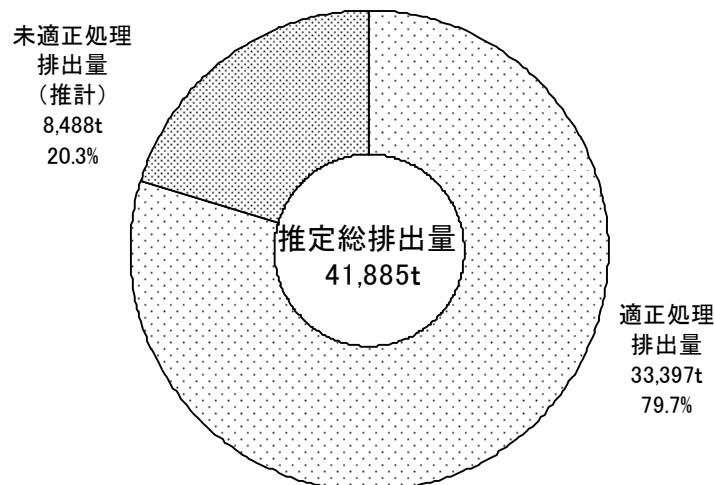
※1 平成21年度NTTデータを基本に個別指導、実態調査を実施して判明した新規、廃業事業所を加除した件数

※2 許可業者に処理を委託している事業所6,132(契約事業所数4,483及び契約事業所内のテナント1,649)＋自己搬入事業所345

事業系ごみ適正処理排出量・適正処理契約事業所数の推移



平成23年度 事業系ごみ適正処理状況



(2) 適正処理推進のための取組内容

① 個別指導

適正処理に対する理解を求めめるため、適正処理をしていない事業者と直接面談し適正処理に関する説明や啓発パンフレットの配布を行っています。特に、事業所が集中する主要駅周辺を重点的に行っています。また、家庭ごみ集積所に影響を与えている事業所に対しても、随時個別訪問指導を実施し適正処理の徹底に努めています。

平成23年度 主要駅周辺事業所指導実施状況

指導地区	東西線 行徳駅周辺	東西線 妙典駅周辺	東西線 南行徳駅周辺	総武線 本八幡駅周辺	計
指導事業所数	483	306	232	340	1,361

② 啓発パンフレットの送付

啓発・指導を目的として、啓発パンフレットを、適正処理をしていない事業所に対して年2回送付しています。

- ・第1回目 平成23年 9月 発送数 4,061事業所
- ・第2回目 平成24年 3月 発送数 3,870事業所 計7,931事業所

③ 適正処理済シールの配布

適正処理事業所としての自覚と事業所のイメージアップを図ることを目的に、適正処理を実施している事業所に対し、店頭表示用のシールを配布しています。

[累積配布枚数] 3,861枚 (平成24年3月末現在)



適正処理済シール

④ 広報活動

事業系一般廃棄物の適正処理についてご理解とご協力をいただくため、「広報いちかわ」に記事を掲載しています。また、市のホームページに、事業所の方向けに適正処理の内容や市内許可業者の一覧表等を掲載しています。

(3) 一般廃棄物処理業者（許可業者）の指導・監督

本市では、市が許可している一般廃棄物処理業者（許可業者）に対し、法令及び市の定める処理計画に則った適正な処理を確保するための指導及び監督を行っています。

① 搬入物検査・立入検査

クリーンセンターが設けている搬入基準に照らし、許可業者が事業系一般廃棄物として搬入する内容物について調査を実施しています。また、法令に基づき、許可業者の事業場に立ち入って、帳簿の保存・管理その他事業活動における法令遵守の状況に関する調査を行っています。これらの検査により違法ないし不適正な点が判明すれば、相応の処分ないし改善を求める指導を行っています。

② その他

上記検査のほか、届出、報告などの場においても、処理作業中における従業員の安全確保並びに市民の生活環境への配慮などを含め、市内における事業系一般廃棄物の円滑かつ適正な処理に資するための指導を随時行っています。

(4) ごみ処理手数料

事業系一般廃棄物を市川市クリーンセンターに搬入した場合、**10kgにつき210円（消費税相当額を含む）**が必要となります。

※ごみ処理手数料は、家庭ごみを排出者自ら搬入した場合も同額

2. 事業用建築物に関する適正処理への取り組み

(1) 事業用途建築物の建築における事業系一般廃棄物集積場設置等の指導

宅地開発事業のうち事業用途の建築物を建築する場合において、事業系一般廃棄物の集積場の設置及び使用等に関する必要な事項につき基準を定め、事前協議による指導を行っています。

これは、完成後に店舗・事務所等から排出される事業系一般廃棄物の適正処理を確保し、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、清潔で快適な住みよい街づくりに寄与することを目的とするものです。

(2) 事業用大規模建築物における廃棄物減量・資源化

事業用大規模建築物の所有者又は占有者は、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第16条により、廃棄物管理責任者の選任及び廃棄物の減量・資源化・適正処理計画書の作成が義務付けられています。また、本市では必要に応じて立入検査等を実施することにより、適正処理の確認をするとともに、減量・資源化の取り組みの助言・啓発を行っています。

事業用大規模建築物を所有又は占有している事業者による 廃棄物減量・資源化への取り組み状況の推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業所数 ^{※1}		78事業所	80事業所	79事業所	81事業所	81事業所
取組件数 ^{※1}		76事業所	76事業所	78事業所	79事業所	82事業所
排出量	可燃ごみ	7,490.9 t	7,231.9 t	7,395.7 t	7,120.1 t	7,009.8 t
	不燃ごみ	449.9 t	345.3 t	244.3 t	262.9 t	252.6 t
	資源化物	8,068.1 t	7,463.2 t	8,302.1 t	8,992.3 t	8,998.1 t
	総排出量	16,009.0 t	15,040.4 t	15,942.1 t	16,375.3 t	16,260.5 t
資源化率 ^{※2}		50.4%	49.6%	52.1%	54.9%	55.3%

※1 改装による一時休業（事業所は存在するが取組実績なし）、廃止（事業所は存在しないが廃止年度に一部の取組実績あり）などの事情により、事業所数と取組件数は一致しない

※2 資源化率＝資源化物／総排出量

<事業用大規模建築物>

条例第16条第1項に規定する規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000平方メートル以上の建築物
 - ア 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
 - イ 店舗又は事務所
 - ウ 旅館又はホテル

第6節 不法投棄の防止

市内の不法投棄は、山林、原野や海岸への投棄とともに、ごみ集積所周辺等の市街地などにも投棄されることが多い状況にあります。

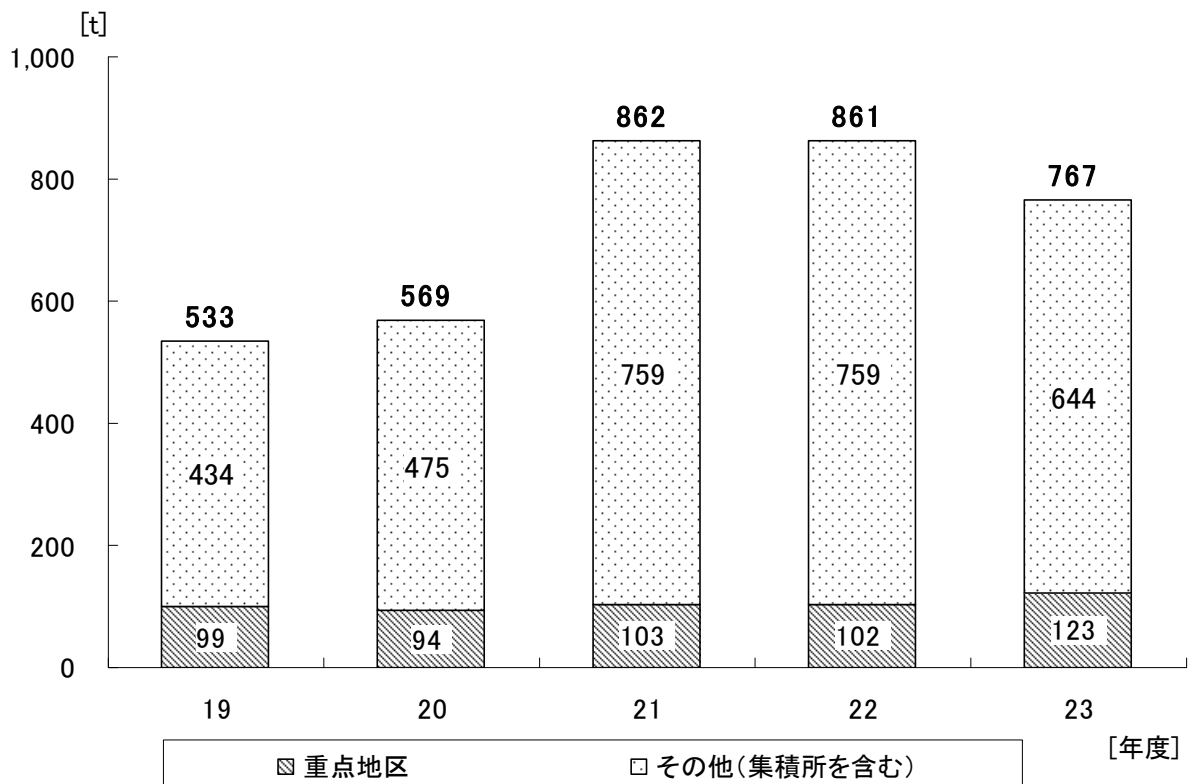
本市では、投棄されやすい場所への防止看板や監視カメラの設置、深夜を含めたパトロール等を実施して不法投棄の防止に努めています。また、個人所有又は占有の土地に投棄された場合は、市条例により所有者・占有者等の責任により不法投棄されたごみを処分することになっていることから、土地所有者又は占有者等（特に空地など）への不法投棄防止策の指導を行っています。

近年の傾向として、ごみ集積所など、街中の身近な場所への投棄が目立つことから、地域で活躍するじゅんかんパートナー（25ページ参照）との連携により不法投棄の抑止を図っています。

不法投棄処理状況の推移

年 度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
重点地区	回数（件）	449	394	454	241	617
	処理量（t）	99	94	103	102	123
その他 （集積所含む）	回数（件）	1,698	1,803	2,785	3,512	3,739
	処理量（t）	434	475	759	759	644
合 計	回数（件）	2,147	2,197	3,239	3,753	4,356
	処理量（t）	533	569	862	861	767

不法投棄処理状況（処理量）の推移



第7節 動物（犬・猫等）の死体処理

動物の死体は廃棄物処理法第2条によって「一般廃棄物」と分類されています（畜産農業に係るものを除く）が、本市では家族の一員として生活を共にしてきたペット（愛がん動物等の小動物）が亡くなった場合、専用保冷車で引き取り、**動物専用火葬施設にて火葬し、市営霊園脇の犬猫慰霊碑に納骨しています。**

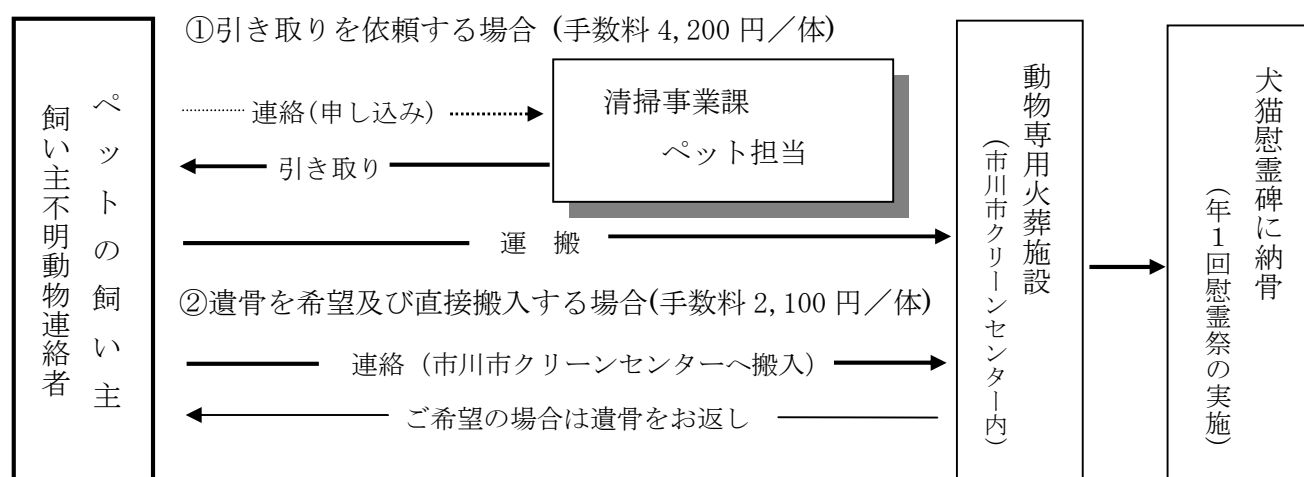
また、動物専用火葬施設（市川市クリーンセンター内）に直接持ち込まれた場合で希望の方には火葬後の遺骨を渡しています。

不幸にして事故等に遭い死亡した飼い主不明の小動物に対しても同様の処理を施し、死亡した小動物に安らぎの場を提供するとともに、地域の生活環境保全に寄与しています。

また、毎年10月の第1日曜日には、市川浦安獣医師会により開催される慰霊祭を支援しています。

処理手数料については、ペットを引き取りに伺った場合は、一体につき4,200円、動物火葬施設まで持ち込まれた場合は、一体につき2,100円となっています。

動物死体処理のフロー



※飼い主不明動物の処理手数料はかかりません。

動物死体処理状況

(単位：体)

年度	飼い主依頼分（有料）			飼い主不明分（無料）			合計		
	犬	猫等	小計	犬	猫等	小計	犬	猫等	計
19	689	851	1,540	19	2,255	2,274	708	3,106	3,814
20	708	849	1,557	17	2,238	2,255	725	3,087	3,812
21	697	839	1,536	8	2,151	2,159	705	2,990	3,695
22	745	899	1,644	7	2,037	2,044	752	2,936	3,688
23	699	998	1,697	13	1,918	1,931	712	2,916	3,628

第Ⅱ部 平成23年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第3章 生活排水処理事業

第1節	生活排水処理事業の推移	67
第2節	生活排水処理事業の概要	68
第3節	し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬	70
1.	し尿収集運搬	70
2.	浄化槽汚泥収集運搬	70
第4節	し尿・浄化槽汚泥の処理・処分	71
1.	市川市衛生処理場の施設概要	71
2.	処理方法	71
第5節	浄化槽の設置・管理	73
1.	浄化槽の清掃	73
2.	合併処理浄化槽への転換促進	74

第3章 生活排水処理事業

第1節 生活排水処理事業の推移

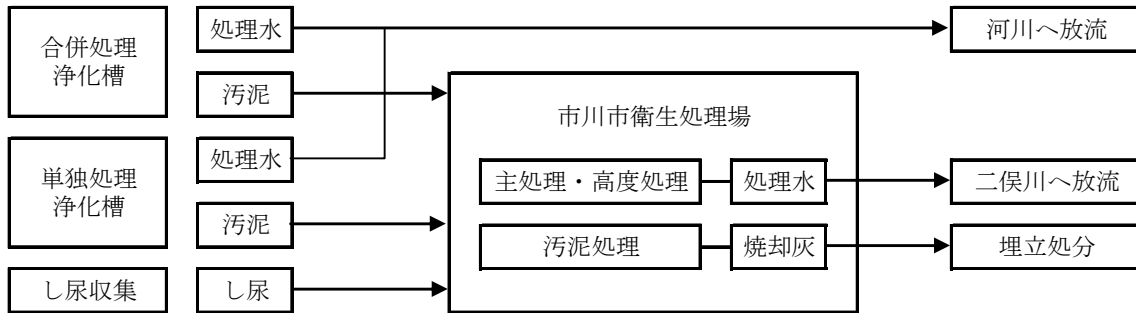
生活排水処理のうち、し尿処理は一般的に①下水道への接続による処理、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理の3通りに大別されます。このうち、都市におけるし尿処理の方法として最も理想とされているのは下水道による処理ですが、下水道整備には膨大な経費と長い年月が必要となることから、現在本市の下水道未整備地域においては、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理が行われています。

- 昭和29年 ・16社の許可業者により、し尿収集運搬を開始。（7月）
- 昭和41年 ・旧市川市衛生処理場の供用開始。（処理能力200kl／日）（4月）
- 昭和42年 ・し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け（40.11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運）、し尿収集を2業者に委託。（11月）
- 昭和45年 ・清掃法改正により、浄化槽清掃業の許可制開始。
- 昭和50年 ・市民サービスの向上、収集の効率化、近代化を図るため、財団法人市川市清掃公社を設立。同公社へのし尿収集運搬業務委託を開始。（6月）
- 昭和52年 ・下水道処理区域内での水洗化世帯とし尿収集世帯のサービス面における格差を是正するため、し尿収集運搬手数料の無料化を実施。（4月）
- 昭和57年 ・浄化槽汚泥処理手数料の有料化を実施。（5月）
- 昭和63年 ・「市川市一般廃棄物処理基本計画－生活排水処理編」を策定。（10月）
- 平成5年 ・市川市が「生活排水対策重点地域」に指定されたことから、「市川市生活排水対策推進計画」（一次計画）を策定。（3月）
- ・台所等から発生する生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽の普及促進を図り河川の汚染を防ぐため、合併処理浄化槽の設置補助金制度を開始。（4月）
- 平成6年 ・「市川市一般廃棄物処理基本計画－生活排水処理編」を策定。（10月）
- 平成8年 ・下水道及び浄化槽の普及に伴う水洗化の普及進展や水洗化世帯との負担公平の観点から、し尿収集運搬手数料の有料化を実施。（10月）
- 平成12年 ・市川市衛生処理場の供用開始。（処理能力242kl /日）（4月）
- 平成13年 ・浄化槽関連事務を水と緑の部河川・下水道管理課へ事務移管。
- ・浄化槽法一部改正により、単独処理浄化槽の新設が原則禁止に。（4月）
- 平成14年 ・「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）－生活排水処理編」を策定。（3月）
- 平成15年 ・「市川市生活排水対策推進計画」（二次計画）を策定。（3月）
- 平成16年 ・合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象に、単独処理浄化槽からの転換を補助対象とした。（4月）
- 平成20年 ・合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象を高度処理型（窒素又はリン除去）合併処理浄化槽のみとした。（4月）
- 平成22年 ・“いちかわじゅんかんプラン21”改定。生活排水処理編（3月）
- 平成23年 ・合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象を単独処理浄化槽及び汲み取り便所からの転換設置のみとした。（4月）

第2節 生活排水処理事業の概要

本市の生活排水処理事業のうち、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、以下の流れで実施されています。

し尿・浄化槽汚泥の処理の流れ



※浄化槽に関する用語の使い方について（いちかわじゅんかんプラン21改訂版より）

平成12年の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、合併処理浄化槽のみが浄化槽と定義されましたが、本計画では、従来から一般的に使用されている「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」という用語を使用し、それらの総称を「浄化槽」として表記します。

「合併処理浄化槽」：し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽

「単独処理浄化槽」：し尿のみを処理し、生活雑排水は処理しない浄化槽

法改正により、原則として新設が禁止されているが、既存の単独処理浄化槽の維持管理については、「みなし浄化槽」として法の規定が適用される。

処理形態別人口等の推移

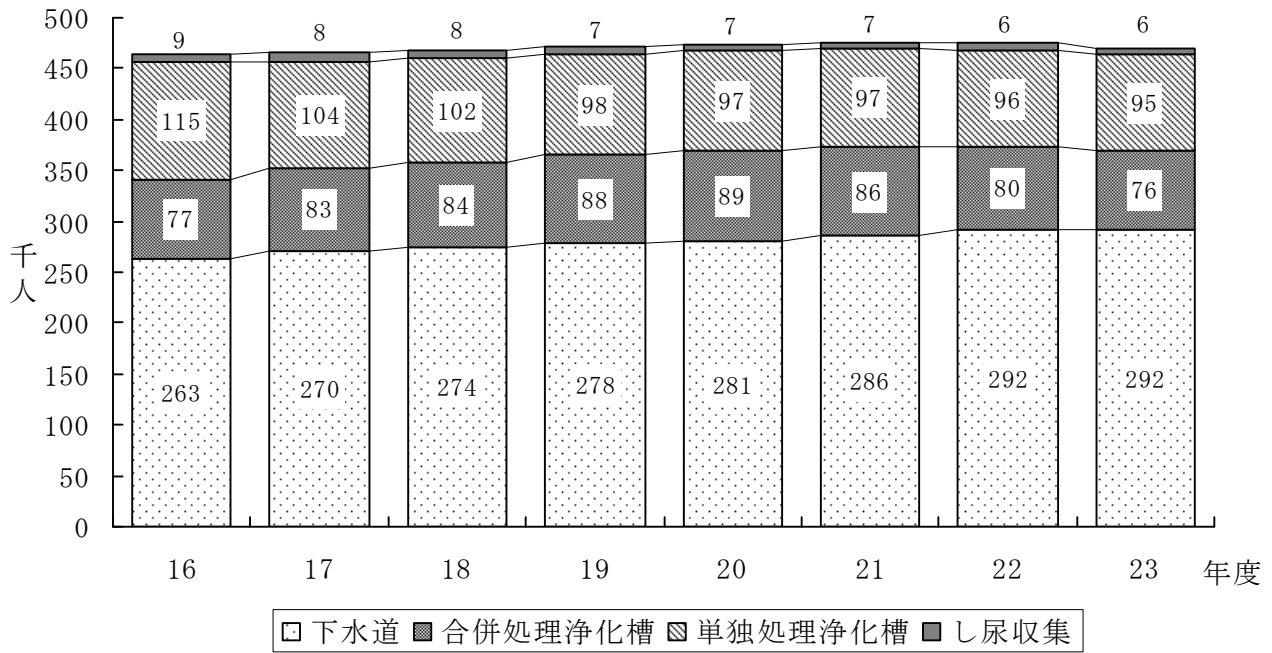
年度	下水道		浄化槽			し尿収集		処理量 (kℓ)		
	人口	世帯	人口		世帯	人口	世帯	浄化槽汚泥	汲取りし尿	計
			単独	合併						
17	270,100	130,330	104,126	82,850	74,547	8,420	3,745	64,668	6,961	71,629
18	273,800	133,200	102,140	83,921	74,750	7,819	3,528	63,472	6,350	69,822
19	277,800	134,200	98,443	87,514	77,512	7,347	3,338	63,773	5,864	69,637
20	280,790	138,460	97,461	89,255	76,402	6,807	3,138	63,604	5,733	69,337
21	286,100	141,150	96,832	86,099	75,264	6,545	3,025	64,403	5,342	69,745
22	291,820	144,420	96,070	80,469	72,366	6,084	2,807	65,430	5,117	70,547
23	292,440	144,380	95,166	76,238	72,609	5,759	2,664	71,195	4,858	76,053

※ 人口は各年度末の3月31日現在

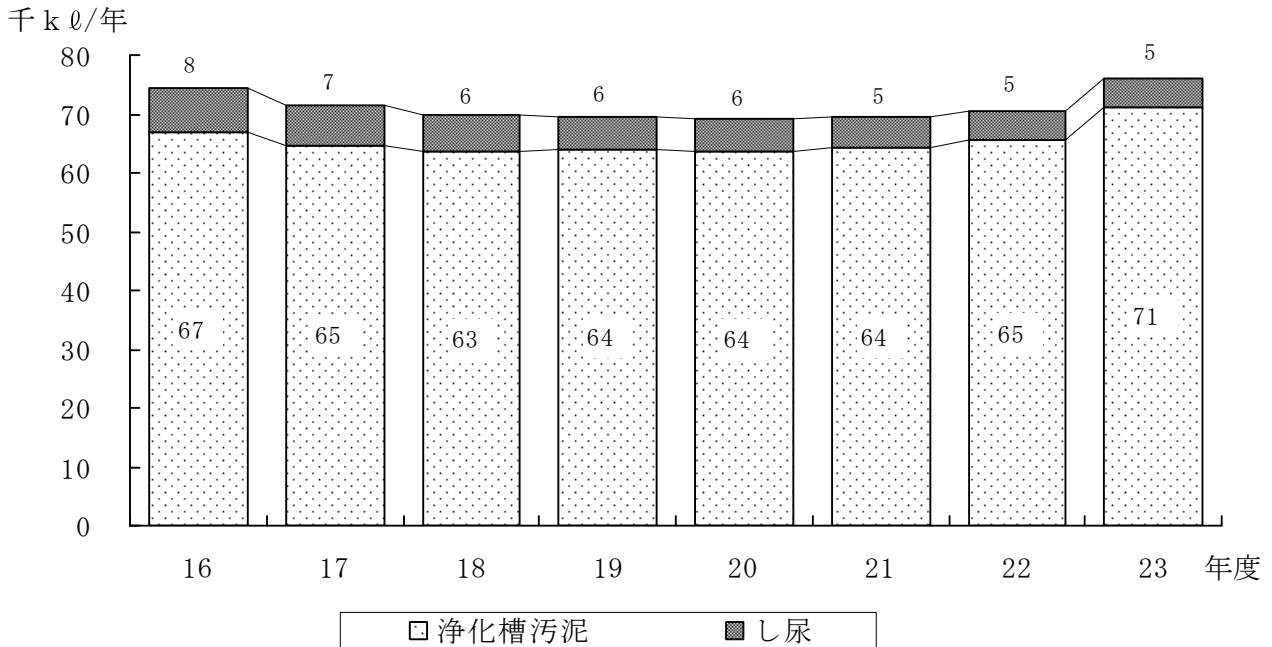
※ し尿収集の処理量は、仮設トイレからの収集分を含む。

※ 浄化槽の世帯数、浄化槽汚泥処理量は、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の合計値。

処理形態別人口の推移



し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



第3節 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

1. し尿収集運搬

し尿の収集運搬は、市民サービスと作業能率の一元化を図るため、公益財団法人市川市清掃公社に業務を委託しています。

※工事現場等の仮設トイレから排出されるし尿は、排出者（設置者）がし尿収集運搬許可業者である同公社に委託して収集運搬を行います。

公益財団法人 市川市清掃公社の概要

名 称	公益財団法人 市川市清掃公社 ※平成24年4月1日 公益財団法人に移行
所在地	市川市二俣新町13番1
設立年月日	昭和50年6月1日
資本金	3,000万円（市川市全額出資）
設立目的	市川市の清掃事業の公共性を確保し、安定的、継続的な運営を推進することにより市民の生活環境を清潔に保ち、公衆衛生に寄与すること並びにリデュース、リユース、リサイクルの促進に関する事業を行うことにより資源の有効活用に寄与する
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般廃棄物の収集及び運搬に関する事業 2. 浄化槽の清掃保守点検等に関する事業 3. 公共公益施設の産業廃棄物の収集運搬に関する事業 4. 屋外広告物法に基づいて実施する屋外広告物の撤去に係る清掃に関する事業 5. 家具、ベビー用品等のリユース施設の管理運営及び付随する業務に関する事業 6. 生ごみ等をリサイクルした堆肥の製造及び販売に関する事業 7. 一般廃棄物処理施設の管理運営及び付随する業務に関する事業 8. その他公益目的を達成するために必要な事業
職員数	73名（うち正規職員38名）

（平成24年4月1日現在）

2. 浄化槽汚泥収集運搬

浄化槽汚泥とは、浄化槽内の清掃時に引き出される汚泥のことをいい、その収集運搬は、市長が許可した浄化槽汚泥収集運搬許可業者（8社）が行っています。

第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理・処分

し尿及び浄化槽汚泥は、膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用している**市川市衛生処理場**で全量処理しています。

1. 市川市衛生処理場の施設概要

衛生処理場の施設概要

名 称	市川市衛生処理場
所 在 地	市川市二俣新町15番地
処理方式	主 処 理：膜分離高負荷脱窒素処理方式 高度処理：凝集膜分離＋活性炭吸着 汚泥処理：汚泥脱水機（遠心分離式）＋焼却炉（流動床式）
処理能力	242kℓ /日
竣工年月	平成12年3月

2. 処理方法

市川市衛生処理場では、膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用しています。まず、固形物を除いた汚水（原水）を直接無希釈で生物処理し、有機物と富栄養化（※）の原因物質の一つである窒素を除去します。

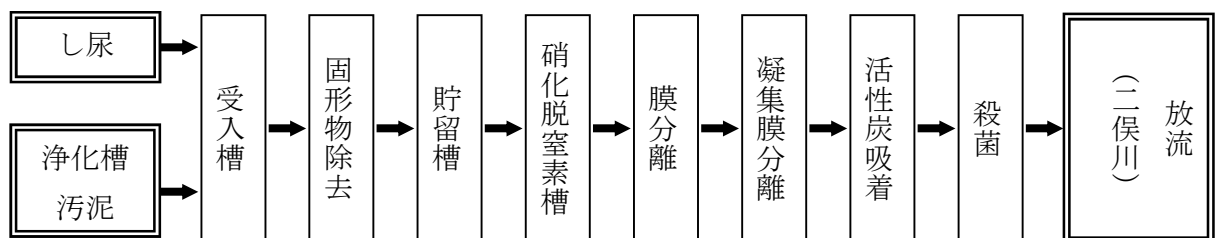
その後、ほとんどの細菌類も通過できないほどの微細な膜でろ過し、さらに凝集剤を加えることにより、もう一つの富栄養化の原因物質であるリンを凝集膜分離処理で除去します。

最後に、溶解性の微量な汚濁物は、活性炭により吸着処理し、殺菌して放流するという、最大限環境への負荷低減を考慮した施設となっており、二俣川に放流している処理水については、水質汚濁防止法等による基準を下回っています。

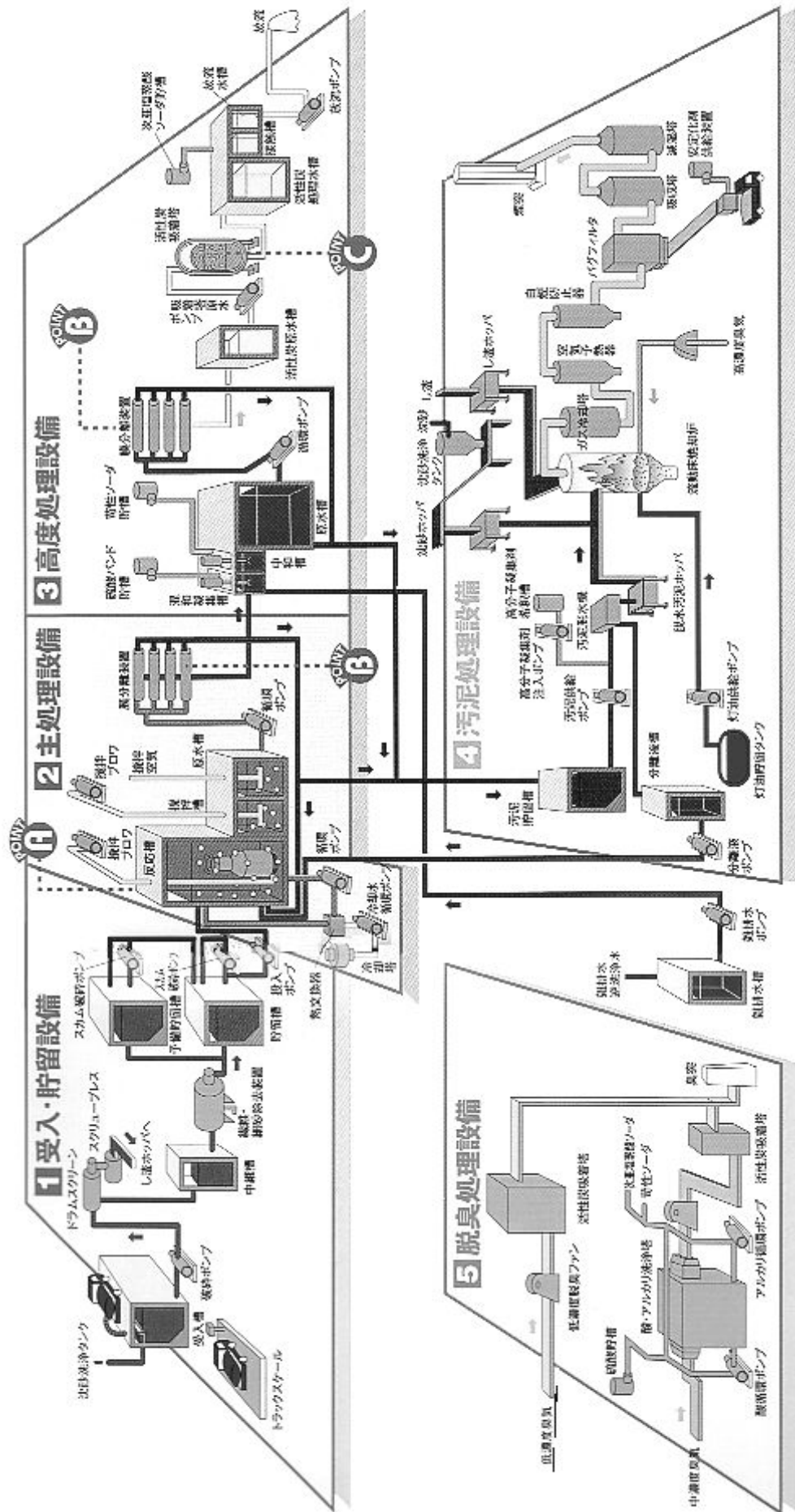
また、前処理で除去した固形物及び余剰汚泥等の処理残さは、施設内で同時に焼却処理し、その焼却灰は、市外の民間の最終処分場で埋立処分しています。

※富栄養化：生物が生きていく上で必要な栄養塩類が限度を超えて濃くなること。
富栄養化が進行すると藻類等が異常増殖し、水質の悪化にもつながる。

膜分離高負荷脱窒素処理フローシート



衛生処理場処理フロー



第5節 浄化槽の設置・管理

1. 浄化槽の清掃

生活水準の向上並びに生活様式の変化に伴う市民の水洗化傾向の高まりにより、下水道の普及が遅れている地域では浄化槽による水洗化が行なわれています。

浄化槽は利便性や快適性が高い反面、維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の要因となるため、浄化槽設置管理者は、知事等の登録を受けた保守点検業者による保守点検や、市の許可を受けた浄化槽清掃業者による清掃、及び県の指定した検査機関による水質検査を受けることが浄化槽法により義務付けられています。

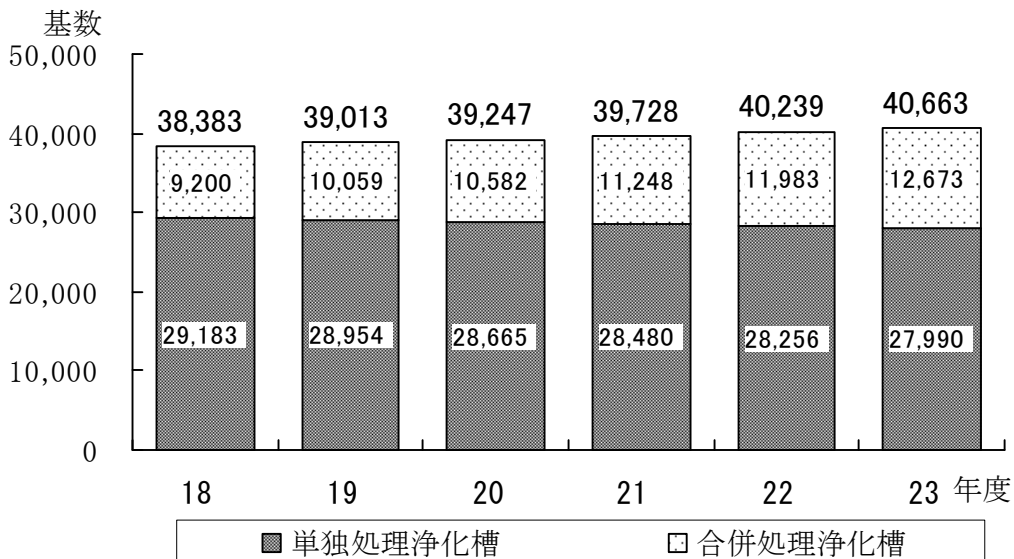
河川の汚れの主な原因は、生活雑排水、特に台所や浴室等から排出される生活雑排水であるため、市では、このような浄化槽管理者による浄化槽の適正な維持管理の重要性を周知するため、広報やパンフレット等による啓発を行っています。

処理方式別浄化槽設置基数の推移

単位：基

年度	18	19	20	21	22	23
単独処理浄化槽	29,183	28,954	28,665	28,480	28,256	27,990
合併処理浄化槽	9,200	10,059	10,582	11,248	11,983	12,673
計	38,383	39,013	39,247	39,728	40,239	40,663

処理方式別浄化槽設置基数の推移



2. 合併処理浄化槽への転換促進

市では公共用水域の水質汚濁防止を図るため、平成5年より台所等から発生する生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽設置者への設置補助金制度を実施し、加えて13年度施行の浄化槽法改正による単独処理浄化槽新設の原則禁止を受け、16年度からは、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換設置を補助対象に加えました。

平成20年度からは、通常型の合併処理浄化槽を補助対象から除外し、生活雑排水に含まれる窒素やリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽のみを補助対象としました。

さらに、平成23年度より、新築及び建替えに伴う合併処理浄化槽の新設を補助対象から除外し、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から高度処理型合併処理浄化槽への転換設置のみを補助対象としました。また、単独処理浄化槽やくみ取り便所の撤去工事費用の一部も補助しています。

このように市では、公共下水道の整備が当分の間見込めない地域において、単独処理浄化槽やくみ取り便所からの高度処理型合併処理浄化槽への転換の普及促進を図っています。

高度処理型合併処理浄化槽補助金交付状況（23年度）

区 分		補助実績	
		基数	補助金額（千円）
単 独 転 換	5人槽	8	4,992
	6人～7人槽	1	666
	8人～10人槽	1	756
	計	10	6,414
く み 取 り 転 換	5人槽	1	544
	6人～7人槽	0	0
	8人～10人槽	0	0
	計	1	544
合計		11	6,958

合併処理浄化槽設置補助基数の推移

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
新設	166基	171基	128基	95基	111基	—
転換	7基	9基	3基	2基	7基	11基
計	173基	180基	131基	97基	118基	11基

※平成23年度より、新設は補助対象外

第Ⅱ部 平成23年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第4章 環境美事業

第1節	環境美事業の概要	77
第2節	駅前清掃	77
第3節	雑草除去	77
第4節	害虫駆除等	78
第5節	土砂等の埋立て等に関する規制	78
第6節	江戸川クリーン作戦	79

第4章 環境美化事業

第1節 環境美化事業の概要

住宅都市として快適な生活環境を確保するため、道路や駅前広場など公共施設の清掃美化及び空地の雑草除去指導・害虫の駆除、土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止等に努めています。

また、地域住民による清掃活動として、国土交通省と江戸川沿い東京都特別区2区、千葉県及び埼玉県の11市町による「江戸川クリーン大作戦」（例年、5月30日‘ゴミゼロ’前後に実施）に参加協力しています。この運動は、地域住民に定着・浸透し、自治（町）会など団体独自の自主的な地域清掃へと移行してきており、平成13年度からは、年間を通じたサポート体制（清掃資材の配布・ごみの収集など）で地域清掃の促進を図っています。

第2節 駅前清掃

駅前広場周辺の環境美化を促進し、常時清潔な状態に維持していくため、昭和61年度から市内主要4駅の清掃を、公益社団法人市川市シルバー人材センターに委託しています。

駅前清掃（平成23年度）

清掃場所	作業内容
市川駅	作業日時：土・日・祝日および年末年始を除く毎日 9時～15時（12時～13時を除く）
本八幡駅	
行徳駅	
南行徳駅	

第3節 雑草除去

住宅に隣接する空地の雑草については、「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」に基づき繁茂状況を事前に調査し、土地所有者（管理者）に対して、刈り取りの指導を行っています。

また、公道脇等で歩行者又は車両等の通行に支障をきたす箇所などの雑草除去を行っています。なお、土地所有者（管理者）が個人で刈り取る場合は、小型草刈機を無料で貸出しています。

雑草除去（公有地）（平成23年度）

項目	件数	除去面積
直営分	266件	27,643 m ²
委託分	45件	38,583 m ²
計	311件	66,226 m ²

第4節 害虫駆除等

道路側溝等に発生する衛生害虫（ユスリカ）は、発生時期や発生状況を考慮しながら駆除しています。（平成23年度薬剤散布（直営）件数305件）

市民向け薬剤配布状況については、次のとおりです。

また、ねずみについては被害防止を図るため、殺そ剤の無料配布を行っています。

市民向け薬剤・殺そ剤配布状況（平成23年度）

配布場所	薬剤	殺そ剤
環境保全課	887 袋	931 袋
総合市民相談課	579 袋	2,250 袋
大柏出張所・市川駅行政サービスセンター 行徳支所総務課・南行徳市民センター	2,182 袋	1,650 袋
市民課窓口連絡所(国分・信篤・中山)	343 袋	750 袋
公民館（東部・西部・柏井・曾谷・南行徳）	1,058 袋	450 袋
計	5,049 袋	6,031 袋

第5節 土砂等の埋立て等に関する規制

有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生を未然に防止するため、「市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」、いわゆる「残土条例」を平成16年1月1日から施行しています。

この条例では、300平方メートル以上、3,000平方メートル未満の埋立て等事業について許可制にしています。また、安全基準に適合しない土砂は使用できないこととするとともに、たい積構造の基準を定め、崩落などの災害発生を防止するなど、市民の安全及び良好な生活環境の確保を図っています。

許可・指導件数の推移

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
埋立	16件	14件	6件	6件	1件
一時たい積	0件	0件	0件	0件	1件
変更	2件	1件	2件	0件	0件
指導	6件	6件	6件	1件	1件

※残土条例は、昭和55年全国に先駆けて制定しましたが、更に、土砂等の安全基準等の規制強化を図るため、条例の全部改正を行い、平成16年1月から施行したものです。

※3,000平方メートル以上の埋立てについては、千葉県条例により知事の許可が必要になります。

第6節 江戸川クリーン作戦

環境美化事業の一環として、昭和56年度から国土交通省及び江戸川沿川の2区11市町による「江戸川クリーン大作戦」に参加協力し、河川敷に散乱するごみの清掃を実施しています。

拾い集めたごみ量は年々減っており、この運動を通して街をきれいにしようという市民意識が定着・浸透し、各自治（町）会や市民団体等による自主的な地域清掃へとつながっています。

平成23年度は、雨天により中止になりました。

平成22年度実施内容

実施日	平成22年5月30日（日）		
参加状況	区 分	参加団体数	参加人数
	自治（町）会	11団体	406人
	子ども会	1団体	250人
	ボーイ・ガールスカウト	9団体	316人
	ロータリークラブ	2団体	53人
	その他	26団体	824人
	合 計	49団体	1,849人
収集ごみ量	燃やすごみ	720 kg	
	燃やさないごみ	500 kg	
	合 計	1,220 kg	



江戸川クリーン作戦の様子

第Ⅱ部 平成23年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第5章 予算・決算・原価

第1節	予算及び決算	83
1.	歳入	83
2.	歳出	83
第2節	ごみ処理原価	85
1.	ごみ処理総費用・市民1人当たり経費	85
2.	品目別原価	87
3.	部門別原価	88
第3節	し尿処理原価等	92
1.	し尿処理原価	92
2.	環境衛生部門原価	92
3.	その他の原価	92

第5章 予算・決算・原価

第1節 予算及び決算

1. 歳入

(単位：千円)

科 目		平成23年度 予算現額	平成23年度 決算額
款	項・目・節		
12.	使用料及び手数料	815,461	828,891
	1. 使用料・3. 衛生使用料・清掃使用料	173	203
	2. 手数料・3. 衛生手数料・清掃手数料	815,288	828,688
13.	国庫支出金 2. 国庫補助金・2. 衛生費国庫補助金・清掃費国庫補助金	0	690
14.	県支出金 2. 県補助金・2. 衛生費県補助金・清掃費県補助金	140	188
15.	財産収入	8,480	8,479
	1. 財産運用収入・2. 利子及び配当金・利子及び配当金	3,780	3,779
	1. 財産運用収入・4. 償還金・1. 償還金	4,700	4,700
17.	繰入金 6. 一般廃棄物処理施設建設等基金繰入金・1. 一般廃棄物処理施設建設等基金繰入金・一般廃棄物処理施設建設等基金繰入金	60,500	0
19.	諸収入	541,129	636,673
	4. 受託事業収入・1. 衛生費受託事業収入・2. 清掃費受託事業収入	10,283	10,283
	5. 雑入・5. 電力売払収入・電力売払収入	219,276	246,800
	5. 雑入・6. 雑入・雑入	311,570	379,590
20.	市債 1. 市債・2. 衛生債・清掃債	573,300	194,500
合 計		1,999,010	1,669,421

2. 歳出

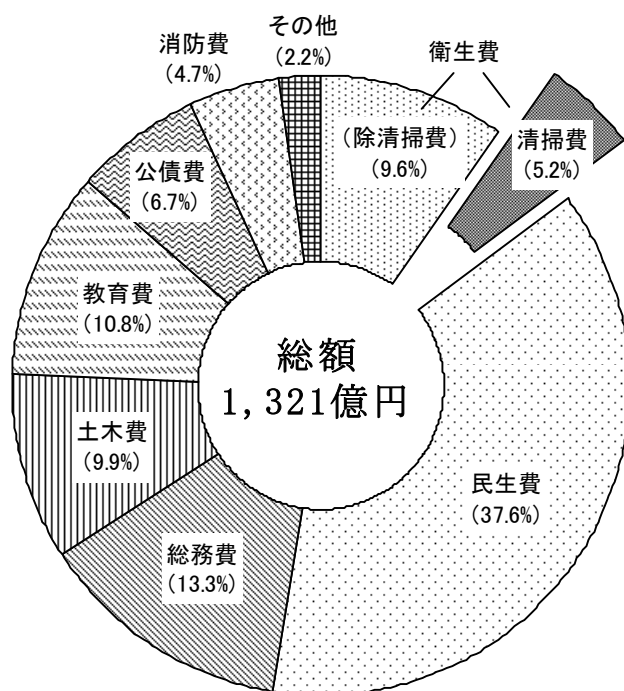
(単位：千円)

科 目		平成23年度 予算現額	平成23年度 決算額
款・項	目		
4.	衛生費・3. 清掃費	7,796,123	6,823,385
	1. 清掃総務費	1,643,563	1,618,293
	2. 塵芥処理費	2,261,965	2,247,962
	3. し尿処理費	170,104	169,451
	4. 環境清掃費	18,737	17,909
	5. 衛生処理場費	532,479	509,916
	6. クリーンセンター費	1,843,529	1,754,292
	7. 清掃施設整備費	1,334,746	505,563

※一般会計決算額。※決算額は千円未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。※浄化槽に係る金額（合併処理浄化槽設置整備事業補助金等）は含まれていません。

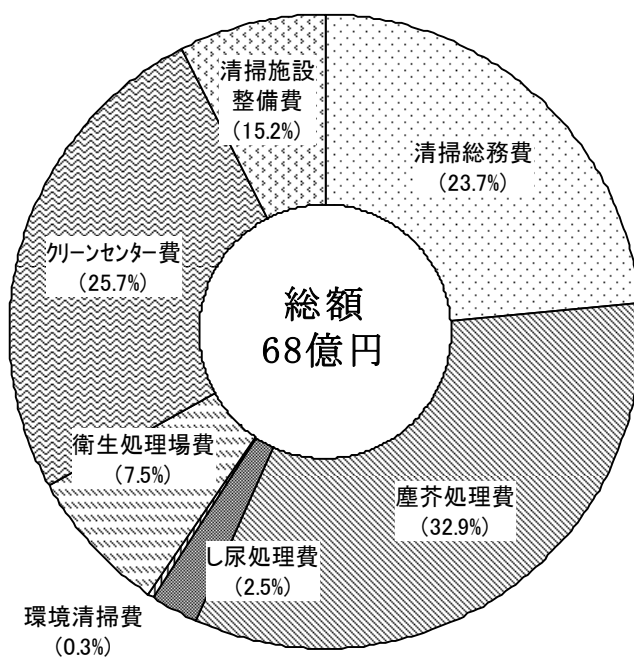
一般会計に占める清掃費の割合（平成23年度一般会計歳出決算額）

款	金額(億円)
衛生費	196
(うち清掃費)	(68)
民生費	497
総務費	175
土木費	131
教育費	142
公債費	89
消防費	62
その他	30
合計	1,321



清掃費の内訳（平成23年度一般会計歳出決算額）

目	金額(億円)
清掃総務費	16.18
塵芥処理費	22.48
し尿処理費	1.69
環境清掃費	0.18
衛生処理場費	5.10
クリーンセンター費	17.54
清掃施設整備費	5.06
合計	68.23



※決算額は千円未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

第2節 ごみ処理原価

廃棄物処理事業では、収集運搬から最終処分に至るまでに多くの経費が充てられています。原価計算は、廃棄物処理事業に対する経済性とその行政効果をみるための資料提供と、廃棄物処理経費と処理量の関係を見ることによって廃棄物処理手数料等を算定するための資料提供を目的としています。

廃棄物処理事業は、ごみ及びし尿等を収集運搬し、それを処理処分するという段階的な過程を経ていることから、原価計算においても廃棄物処理に要した費用をまず大きく「ごみ」と「し尿」に分類したうえで、それぞれを収集運搬・処理処分部門ごとに計算しています。

また、ごみについては、さらに「ごみ」と「資源物」に分けて、原価を算出しています。

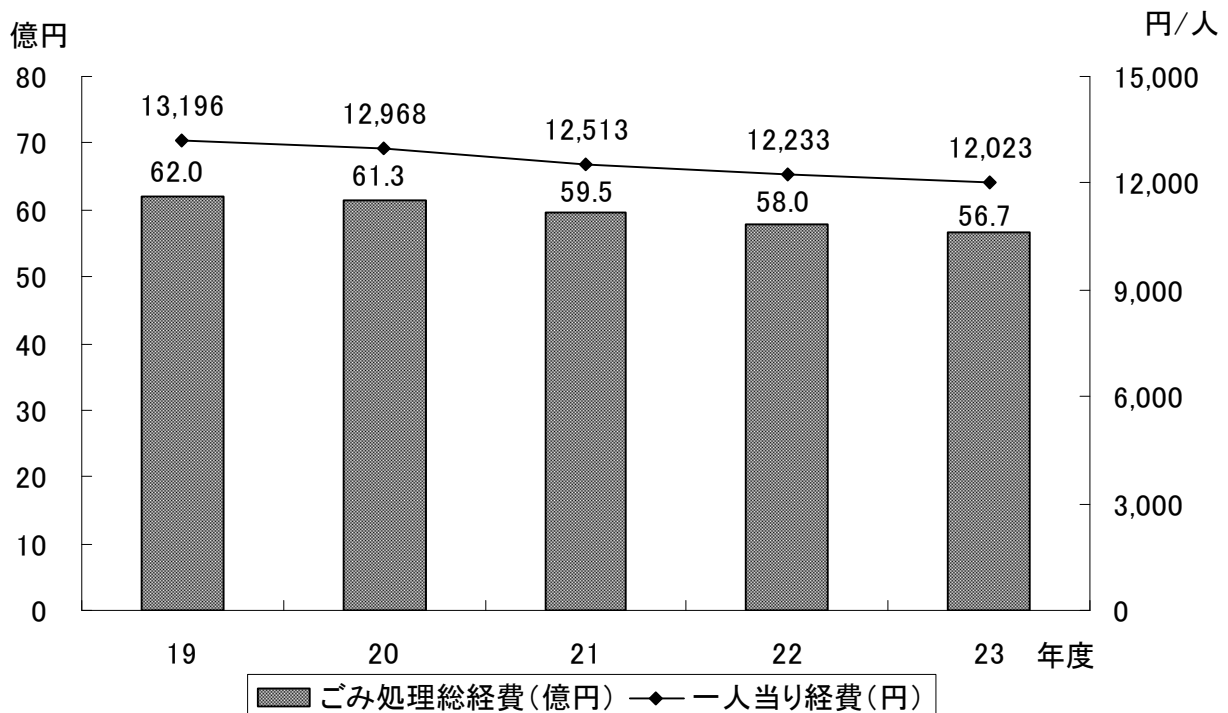
なお、計算方法は、昭和57年3月に（社）全国都市清掃会議が作成した「廃棄物処理事業原価計算の手引き」に準拠しています。

1. ごみ処理総費用・市民1人当たり経費

平成23年度のごみ処理（ごみ及び資源物の収集運搬、処理処分）にかかった総費用は、約56億7,000万円でした。これは、平成23年度一般会計決算額の約4.3%に相当します。

ごみ処理にかかった総費用を各年度の10月1日現在の人口で割って求めた**市民1人当たりの負担額は12,023円**となり、市税収入から見た市民1人あたりの納税額163,964円の約7.3%にあたります。

ごみ処理総費用・市民一人当たり経費の推移

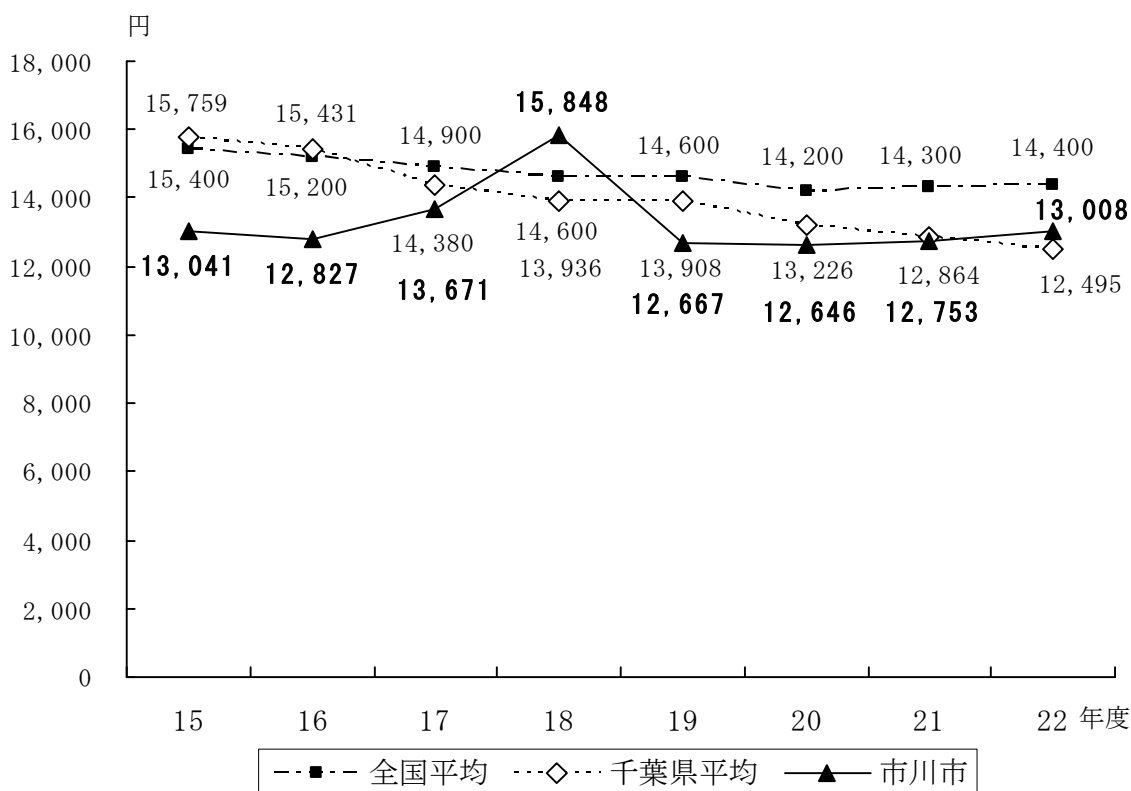


【参考データ】

市民1人当たりの経費を環境省が毎年実施している「一般廃棄物処理実態調査」のデータ（直近データは平成21年度）をもとに全国平均、千葉県平均と比べると下図のとおりになります。全国平均及び千葉県平均は平成15年度から経費が大幅に下がっていますが、市川市は平成17、18年度を除き、横ばいの傾向にあります。

全国平均及び千葉県平均の経費が大幅に下がったのは、平成12年に施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の強化に対応するために多額の経費を要した焼却処理施設の整備が完了し、建設改良費が減少したためです。また、市川市は平成17、18年度の経費が上がっていますが、これはクリーンセンターに隣接する余熱利用施設の建設に伴う工事費の増によるものです。

市民1人当たり経費の推移
(全国平均・千葉県平均との比較)



※このデータは、環境省が実施している「一般廃棄物処理実態調査」の算出方法に基づいて算出したものです。

「一般廃棄物処理実態調査」の算出方法は、職員の退職金が含まれていないこと、人口の算出方法が違うこと、余熱利用施設に関する経費が含まれていること、建設費については減価償却ではなく、単年度で計上しているのため、前ページ「ごみ処理総費用・市民一人当たり経費の推移」のグラフ内、市民1人当たり経費の数字とは異なります。

2. 品目別原価

平成23年度のごみ及び資源物の収集経費及び処理処分経費をそれぞれの処理量で割って求めた単位当たりの品目別原価及び各品目の特徴は、以下のとおりです。

ごみと資源物の品目別原価（平成23年度）（単位：円／トン）

	ごみ			資源物		
	燃やすごみ	燃やさないごみ	大型ごみ	ビン・カン	紙類・布類	プラスチック製容器包装類
収集運搬原価(A)	11,552	44,966	137,043	49,004	23,709	44,219
歳入込み原価	11,543	44,927	79,383	48,969	23,686	44,171
処理処分原価(B)	21,672	92,558	48,408	44,842	0	37,054
歳入込み原価	14,008	70,844	35,460	27,210	-7,501	15,989
総原価(A+B)	33,224	137,524	185,451	93,846	23,709	81,273
歳入込み原価	25,551	115,771	114,843	76,179	16,185	60,160

※ごみの処理処分原価は破碎、焼却、埋立の各部門経費をごみ処理量によって按分計算したもの

※資源物の処理処分原価は、処理処分の各部門経費を資源物処理量によって按分計算したもの

※資源物は、集団資源回収を除いた公共収集のみの原価

※プラスチック製容器包装類にはペットボトルを含む

※有価物の売り払い、手数料等の歳入は歳入込み原価に含まれている

【各品目の特徴】

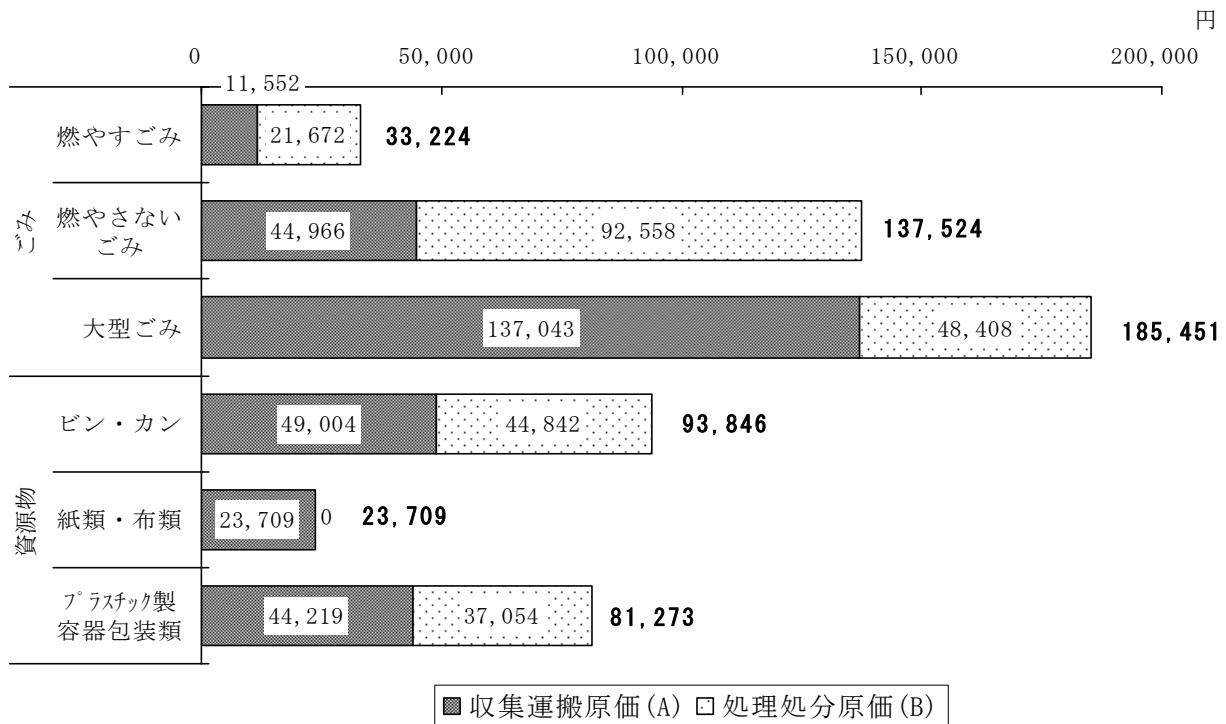
■ごみ

- ・燃やさないごみは、燃やすごみと比べて収集量が少なく、収集運搬効率が悪いいため収集原価が高い。処分原価についても、クリーンセンターで破碎不適物の除去作業をしているため高い。
- ・大型ごみは、戸別収集をしており、大きくかさばるため、収集運搬効率が悪く原価が高い。

■資源物

- ・ビン、カンは収集量が少ないため、単位当たりの収集運搬原価が高い。収集運搬後品目毎に選別し、中間処理を経て一部のビンを除いて再資源化事業者へ売却しているため、処理処分原価の歳入込み原価は低い。
- ・紙類・布類も収集後再資源化事業者へ売却しており、処理処分に費用がかからないので処理処分原価が低い。
- ・プラスチック製容器包装類（ペットボトルと合わせて混合収集）は、収集するものの比重は軽やかさがあるため収集運搬効率が極端に悪く、収集運搬原価が高い。（ペットボトルとその他のプラスチック製容器包装を混合収集しているため、別々に収集するよりも収集運搬原価は低いと考えられる。）また、収集運搬後、中間処理施設でペットボトルとその他のプラスチック製容器包装への選別・圧縮・梱包作業を行なっているため、処理処分原価も高いが、ペットボトルの有償入札払戻金、合理化払戻金などの歳入で、歳入込み原価は低くなっている。

ごみと資源物の品目別原価（平成23年度）（単位：円／トン）



※集団資源回収を除く公共収集のみ
 ※有価物の売り払い、手数料などの歳入は除く

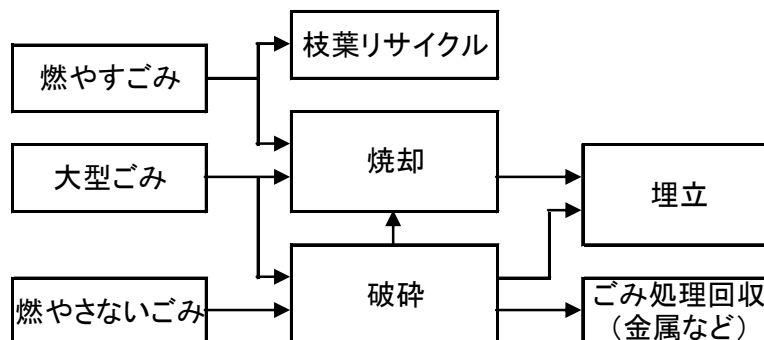
3. 部門別原価

ごみ処理原価を部門別（ごみ収集運搬、ごみ処理処分、資源物収集運搬・処理処分）に見ると、平成23年度のごみの収集運搬経費は、22年度から約2,700万円減少しました。その主な要因は、塵芥収集委託の契約内容を見直し、委託料を削減したことによるものです。

ごみの処理処分経費は、22年度よりも約7,600万円減少しました。その主な要因は、保守点検の内容を見直したことによる委託料の削減、反応生成物（ごみ焼却施設の排出ガス処理に用いた廃石灰）の搬出先の受入中止に伴い、購入量、搬出量を抑えたことによるものです。

資源物の収集運搬・処理処分経費は、収集運搬の委託料が削減され、22年度より約2,000万円減少しました。

ごみ処理の流れ



ごみ収集運搬部門別原価計算表（平成23年度） [単位：千円]

原価部門 原価費目	燃やすごみ a	燃やさないごみ b	大型ごみ c	管理部門 d	計 e=(a:d)
人件費(ア)	89,434	19,742	75,946	33,672	218,794
物件費(イ)	828,329	164,134	105,242	12,965	1,110,670
減価償却費(ウ)	3,153	170	0	49	3,372
公債利子(エ)	0	0	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	920,916	184,046	181,188	46,686	(A) 1,332,836 (23.5%)
管理部門配賦額 (カ)	26,097	5,532	15,057	(A=ごみ収集総経費)	
部門経費 (キ)=(オ+カ)	947,013 (71.1%)	189,578 (14.2%)	196,245 (14.7%)		

収集・処理量 (ク)	t 81,975	t 4,216	t 1,432	—	(B) t 87,623
トン当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円 11,552	円 44,966	円 137,043	(B=収集量)	
トン当り原価	(A/B) 15,211 円 (kg当り15円)				

ごみ処理処分部門別原価計算表（平成23年度） [単位：千円]

原価部門 原価費目	破砕 f	焼却 g	資源リサイクル h	埋立処分 i	管理部門 j	計 k=(f:j)
人件費(ア)	137,959	462,467	2,026	2,026	160,242	764,720
物件費(イ)	212,440	849,802	9,210	389,497	105,864	1,566,813
減価償却費(ウ)	65,873	691,631	0	0	59,437	816,941
公債利子(エ)	0	209	0	0	0	209
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	416,272	2,004,109	11,236	391,523	325,543	(C) 3,148,683 (55.5%)
管理部門配賦額 (カ)	62,386	258,777	2,190	2,190	(C=ごみ処理総経費)	
部門経費 (キ)=(オ+カ)	478,658 (15.2%)	2,262,887 (71.9%)	13,426 (0.4%)	393,713 (12.5%)		

収集・処理量 (ク)	t 6,374	t 122,937	t 84	t 14,271	—	(D) t 123,931
トン当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円 75,095	円 18,407	円 159,833	円 27,588	(D=搬入量-資源ごみ)	
トン当り原価	(C/D) 25,407 円 (kg当り25円)					

資源物収集運搬・処理処分部門原価計算表（平成23年度） [単位：千円]

原価部門 原価費目	公共収集 l	集団ビニール m	集団紙布 n	選別処理 o	資源処分 p	管理部門 q	計 r=(l:q)
人件費(ア)	82,350	0	0	0	0	14,979	97,329
物件費(イ)	593,238	44,633	23,523	414,099	3,117	12,739	1,091,349
減価償却費(ウ)	750	0	0	0	0	11	761
公債利子(エ)	0	0	0	0	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	676,338	44,633	23,523	414,099	3,117	27,729	(E) 1,189,439 (21.0%)
管理部門配賦額 (カ)	21,996	527	278	4,891	37	(E=資源物総処理経費)	
部門経費 (キ)=(オ+カ)	698,334 (58.7%)	45,160 (3.8%)	23,801 (2.0%)	418,990 (35.2%)	3,154 (0.3%)		
収集・処理量 (ク)	t 19,513	t 1,222	t 3,850	t 10,488	t 18,511	—	(F) t 24,585
トナリ部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円 35,788	円 36,956	円 6,182	円 39,949	円 170	(F=資源物総処理量)	
トン当り原価	(E/F) 48,381円 (kg当り48円)						

[各表注意事項]

- ※「人件費(ア)」には、市川市総人件費に対する退職手当比率を基に推計した退職手当が含まれています。
- ※「減価償却費(ウ)」の値が「0」の箇所は、減価償却が全て完了していることを意味します。
- ※「減価償却費(ウ)」の対象は、工事請負費等の中で、その支出によって効果が後年度にわたるもので、具体的には施設の新増設、車両購入、おおむね20万円以上の備品購入などです。なお、減価償却費は、取得金額から国県等の補助金を引いた額を基に算出しています（（社）全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」1979年による）。
- ※「公債利子(エ)」は、起債に伴う支払利子を公債利子として算入しています（余熱施設建設に関する歳出は含まれていません）。
- ※「管理部門」には、収集運搬・処理処分などの作業に直接関与しない、総務・普及・啓発等に携わる循環型社会推進課の経費を、「ごみ収集運搬部門（資源物収集運搬処理処分部門含む）」「ごみ処理処分部門」「し尿収集部門」「し尿処理部門」の4つの各部門の管理費に均等配賦（0.25ずつ）しています。
- ※ごみ収集運搬部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(d)」の値を、収集運搬に関する共通経費を各収集運搬区分ごとの経費に応じて比例配賦しています。
- ※ごみ処理処分部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(j)」の値を、中間処理・埋立処分に関する共通経費を、各処理処分に係る経費に応じて比例配賦しています。
- ※資源物収集運搬処理処分部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(r)」の値を、収集運搬処理処分に係る共通経費を、各収集運搬処理処分に係る経費に応じて比例配賦しています。
- ※有価物の売り払い、手数料等の歳入は含まれていません。

ごみ処理原価の年度別推移総括表（決算原価）

区分		年度	19	20	21	22	23	22→23増減		
経費	ごみ部門	収集	人件費	231,648	242,227	207,206	216,725	218,794	2,069	1.0%
		搬	物件費	1,156,343	1,140,434	1,132,978	1,143,557	1,110,670	-32,887	-2.9%
		部	減価償却費	0	0	0	0	3,372	—	—
		門	公債利子	0	0	0	0	0	—	—
		小計		1,387,991	1,382,660	1,340,184	1,360,282	1,332,836	-27,446	-2.0%
	処理処分部門	人件費	663,323	727,874	769,368	762,855	764,720	1,865	0.2%	
		物件費	1,826,878	1,770,363	1,826,963	1,685,571	1,566,813	-118,758	-7.0%	
		減価償却費	786,046	766,121	760,062	776,124	816,941	40,817	5.3%	
		公債利子	59,417	17,567	931	559	209	-350	-62.6%	
		小計		3,335,664	3,281,924	3,357,324	3,225,109	3,148,683	-76,426	-2.4%
	資源物部門	収集	人件費	367,486	362,956	91,807	96,160	97,329	1,169	1.2%
		搬	物件費	1,105,285	1,100,674	1,159,013	1,115,900	1,091,349	-24,551	-2.2%
		部	減価償却費	6,639	6,502	4,762	0	761	761	—
		門	公債利子	17	0	0	0	0	0	—
小計			1,479,427	1,470,131	1,255,583	1,212,060	1,189,439	-22,621	-1.9%	
総経費	人件費	1,262,457	1,333,057	1,068,381	1,075,740	1,080,843	5,103	0.5%		
	物件費	4,088,506	4,011,471	4,118,954	3,945,028	3,768,832	-176,196	-4.5%		
	減価償却費	792,685	772,623	764,824	776,124	821,074	44,950	5.8%		
	公債利子	59,434	17,567	931	559	209	-350	-62.6%		
	小計		6,203,082	6,134,718	5,953,090	5,797,451	5,670,958	-126,493	-2.2%	
当り（円）	ごみ部門		40,408	40,650	41,568	41,739	40,618	-1,121	-2.7%	
	収集部門（円）		15,030	15,256	15,026	15,558	15,211	-347	-2.2%	
	処理部門（円）		25,378	25,394	26,542	26,181	25,407	-774	-3.0%	
	資源物部門（円）		50,785	55,816	48,975	48,685	48,381	-304	-0.6%	
り市（円）	合計		13,196	12,968	12,513	12,233	12,023	-210	-1.7%	
	ごみ部門		10,049	9,860	9,874	9,675	9,501	-175	-1.8%	
	収集部門		2,953	2,923	2,817	2,870	2,826	-45	-1.6%	
	処理部門		7,096	6,938	7,057	6,805	6,675	-130	-1.9%	
一（円）	資源物部門		3,147	3,108	2,639	2,558	2,522	-36	-1.4%	
	合計		29,066	28,316	27,160	26,283	25,686	-597	-2.3%	
	ごみ部門		22,134	21,530	21,432	20,788	20,298	-489	-2.4%	
	収集部門		6,504	6,382	6,114	6,167	6,037	-130	-2.1%	
世帯（円）	処理部門		15,630	15,148	15,317	14,621	14,262	-359	-2.5%	
	資源物部門		6,932	6,786	5,728	5,495	5,387	-107	-2.0%	
	ごみ処理量(t)		156,473	149,706	146,704	142,758	143,444	686	0.5%	
人口(人)		470,074	473,064	475,751	473,919	471,694	-2,225	-0.5%		
世帯数(世帯)		213,411	216,655	219,184	220,582	220,782	200	0.1%		

※1 減価償却費の対象は、工事請負費等の中で、その支出によって効果が後年度にわたるもので、具体的には施設の新増設、車両購入、おおむね20万円以上の備品購入などです。減価償却費は、取得金額から国県などの補助金を引いた金額を基に算出しています。（（社）全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」1979年による）

※2 人口・世帯数は各年度の10月1日現在

※3 有価物売却等の歳入は含まれていません。

※4 四捨五入の関係で合計が合わないところがあります。

第3節 し尿処理原価等

1. し尿処理原価

し尿の収集運搬経費は約1億9,700万円、処理処分経費は約8億1,200万円でした。(浄化槽汚泥の処理処分経費を含む。)

それぞれの処理量から求めた**収集運搬、処理処分に係るキロリットルあたりの処理原価は、50,966円(収集原価) + 10,548円(処理処分原価) = 61,514円**となります。

なお、減価償却費は取得金額から国県等の補助金を引いた額を基に算出しております。(社団法人 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」昭和54年による)

2. 環境衛生部門原価

○鼠駆除	約200万円(袋あたり	383円)
○雑草除去	約8,700万円(m ² あたり	1,315円)
○ユスリカ駆除	約2,600万円(錠あたり	2,580円)

3. その他の原価

○不法投棄	約2億7,400万円(tあたり	357,372円)
○動物死体収集	約3,600万円(頭あたり	12,453円)
○道路清掃	約1,400万円(tあたり	1,457,593円)

不法投棄の経費には、不法投棄されたごみの収集運搬処理処分費目及び、不法投棄防止のための広報・啓発費(パトロール等)が含まれています。

[各表注意事項]

※「人件費(ア)」には、市川市総人件費に対する退職手当比率を基に推計した退職手当が含まれています。

※「減価償却費(ウ)」の値が「0」の箇所は、減価償却が全て完了していることを意味します。

※「減価償却費(ウ)」の対象は、工事請負費等の中で、その支出によって効果が後年度にわたるもので、具体的には施設の新増設、車両購入、おおむね20万円以上の備品購入などです。なお、減価償却費は取得金額から国県等の補助金を引いた額を基に算出しています。(社団法人 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」昭和54年による)

※「公債利子(エ)」は、起債に伴う支払利子を公債利子として算入しています。

※し尿等処理事業部門の「管理部門配賦額(カ)」は、以下の各部門の管理部門の経費を配賦して計上したものです。

- ・不法投棄、動物死体収集、道路清掃：ごみ処理事業部門
- ・上記以外：し尿等処理事業部門

し尿部門原価計算表（決算原価）（平成23年度） [単位：千円]

原価部門 原価費目	収集 a	中間処理		最終処分 d	処理処分計 e(b:d)	合計 a+e
		水処理 b	焼却処理 c			
人件費 (ア)	10,131	83,109	40,524	1,013	124,646	134,777
物件費 (イ)	169,467	288,008	170,981	8,597	467,586	637,053
減価償却費 (ウ)	0	39,023	21,457	0	60,480	60,480
公債利子 (エ)	0	15,423	10,140	0	25,563	25,563
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	179,598	425,563	243,102	9,610	678,275	857,873
管理部門配賦額 (カ)	17,387	79,361	43,436	1,140	123,937	
部門経費 (キ)=(オ+カ)	196,985 (19.7%)	504,924 (50.5%)	286,538 (28.7%)	10,750 (1.1%)	802,212 (80.3%)	999,197

収集・処理量 (ク)	k0	k0	t	t	k0
	3,865	76,054	4,642	309	76,054
単位当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	(A) 円	円	円	円	(B) 円
	50,966	6,639	61,727	34,790	10,548
k0当り原価	(A+B) 61,514 円 (収集+処理処分)				

環境衛生部門原価計算表 [千円]

原価部門 原価費目	鼠駆除	雑草除去	ユスリカ駆除
人件費 (ア)	1,500	57,012	16,504
物件費 (イ)	361	13,090	4,567
減価償却費 (ウ)	0	0	0
公債利子 (エ)	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	1,861	70,102	21,071
管理部門配賦額 (カ)	448	16,980	4,982
部門経費 (キ)=(オ+カ)	2,309	87,082	26,053

収集・処理量 (ク)	袋	m	錠
	6,031	66,226	10,098
単位当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円	円	円
	383	1,315	2,580

その他部門原価計算表 [千円]

原価部門 原価費目	不法投棄	動物死体収集	街かど美化
人件費 (ア)	221,305	30,089	3,566
物件費 (イ)	5,736	588	9,821
減価償却費 (ウ)	6,645	276	0
公債利子 (エ)	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	233,686	30,953	13,387
管理部門配賦額 (カ)	40,419	5,484	765
部門経費 (キ)=(オ+カ)	274,105	36,437	14,152

収集・処理量 (ク)	t	頭	t
	767	2,926	10
単位当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円	円	円
	357,372	12,453	1,457,593

< 参考資料 >

◆平成 24 年度一般廃棄物処理実施計画	97
◆市勢と廃棄物事業のあゆみ	121
◆環境清掃部組織	129

◆平成24年度一般廃棄物処理実施計画

平成24年4月 1日告示

平成24年度市川市一般廃棄物処理実施計画

I 総則

1 本計画の位置付け

本計画は市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものです。

2 計画区域

市川市全域

3 計画期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

II ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

区 分		主な品目	排出量（トン／年）※1			
			家庭系	事業系	計	
1	燃やすごみ	調理くず、紙くず、容器包装以外のプラスチック類 など	83,280	32,240	115,520	
2	燃やさないごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類 など	4,590	270	4,860	
3	大型ごみ	寝具、家具、自転車、じゅうたん など	2,150	950	3,100	
4	有害ごみ	乾電池、蛍光管、水銀体温計	30	-	30	
5	資源物	ビン	飲料、調味料等の空きビン	2,850	-	2,850
6		カン	飲料、缶詰等の空きカン	1,560	-	1,560
7		新聞	新聞紙、折り込みチラシ	1,630	-	1,630
8		雑誌	週刊誌、単行本、書籍 など	3,430	-	3,430
9		ダンボール	ダンボール	3,290	-	3,290
10		紙パック	牛乳・ジュースの紙パック（アルミ付き紙パックを除く）	100	-	100
11		布類	古着、タオル など	550	-	550
12		プラスチック製容器包装類	ペットボトル、プラスチックボトル類、ポリ袋 など	6,280	-	6,280
小 計			109,740	33,460	143,200	
集団資源回収物		ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類	5,320	-	5,320	
合 計			115,060	33,460	148,520	
小動物死体			3,800 体			

※1 この表における年間排出量の見込みは、次のものが対象となります。

- ・市が収集運搬主体となり収集運搬する一般廃棄物（不法投棄等に伴い回収するものを含む）
- ・排出者が自ら市川市クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、市川市クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物
- ・自治（町）会・子供会・PTA等による集団資源回収物

2 発生抑制・排出抑制プラン

(1) 家庭廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
ごみ減量の普及・啓発	3R推進月間である10月にイベント等を開催することで、市民が3Rについて理解する機会を提供し、3Rの認知度を高めるとともに、年間を通じて市民に対し「資源物とごみの12分別」ルールを積極的に周知していきます。
ごみ減量化・資源化協力店制度の活用	ごみ減量化・資源化協力店制度を見直し、マイバッグ運動の啓発などのPRを行い、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い自粛、ビン・カン・紙パック等の資源物の店頭回収等により、家庭から排出されるごみの減量に取り組む販売店を支援します。 また、市民に対しても、ごみ減量化・資源化協力店の取組みに積極的に協力するようPRしていきます。
レジ袋の削減	ごみの発生抑制のきっかけとなるレジ袋削減の取組みについて、「レジ袋不用カード」等のレジ袋削減に向けた具体的な取組みを展開していきます。
生ごみ堆肥化容器の普及	家庭から出る生ごみの減量及び有効活用を促進するため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）の購入世帯に対して、購入費用の一部を補助します。
市川市リサイクルプラザの運営	ごみの3Rに関する情報発信、家庭からの不用家具等の引き取り・展示販売、不用品情報の提供等を行います。 所在地：市川市南八幡2丁目18番9号（分庁舎A棟1階）
大型ごみの有料収集	住民サービスの負担の公平性を確保するとともに、不用品の再利用等を促進するため、大型ごみの有料収集を実施します。

(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
ごみの減量・資源化の啓発・指導	事業所に対し、ごみの減量・資源化に取り組むよう指導するとともに収集運搬業者に対しても取引先事業者と協力・連携して資源化に取り組むよう指導します。 また、事業所に対しリサイクル施設などごみの減量・資源化に関する情報を提供します。
事業用大規模建築物所有者の啓発・指導	事業用大規模建築物（大規模小売店舗立地法第2条2項に規定する大規模小売店舗及び延べ床面積3,000㎡以上の特定建築物）の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化・適正処理計画書の作成を義務づけ、事業用大規模建築物から排出されるごみの発生抑制と資源化について啓発・指導します。

3 収集運搬プラン

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区分		収集運搬主体	収集回数	収集運搬量(トン/年)		
家庭系一般廃棄物	ごみ集積所収集他	燃やすごみ	市(直営)	週3回	510	83,280
			市(委託)		82,130	
			排出者(直接搬入)	必要の都度	640	
		燃やさないごみ	市(直営)	週1回 ※2	550	4,590
			市(委託)		3,960	
			排出者(直接搬入)	必要の都度	80	
		大型ごみ	市(直営)	必要の都度 (戸別収集) ※1	710	2,150
			市(委託)		1,250	
			排出者(直接搬入)	必要の都度	190	
		有害ごみ	市(直営)	週1回 ※2	10	30
			市(委託)		20	
		資源物	ビン	市(委託)	週1回 ※3	2,850
	カン		市(委託)	1,560		
	新聞		市(委託)	週1回 ※3	1,630	
	雑誌		市(委託)		3,430	
	ダンボール		市(委託)		3,290	
	紙パック		市(委託)		90	
	布類		市(委託)		550	
	プラスチック製容器包装類(ペットボトルを含む)		市(直営)	週1回	10	6,230
市(委託)		6,220				
拠点回収物資源	紙パック	市(直営)	原則 週1回	10		
	ペットボトル			50		
小計				109,740		
一般廃棄物系	燃やすごみ	排出者(直接搬入) 又は 許可業者	必要の都度	32,240		
	燃やさないごみ			270		
	大型ごみ			950		
	小計				33,460	
合計				143,200		
小動物死体		市(直営)又は 排出者(直接搬入)	必要の都度	3,800 体		

※1 市内に親族等がないため、大型ごみを屋外まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者・障害者を対象に、大型ごみを屋内から持ち出すサポート収集を実施します。

※2 燃やさないごみと有害ごみは、同一の収集日に同一車両で収集します。

- ※3 ビン・カンと紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類は同一の収集日とします。なお、ビン・カンを同一の収集区分に、また紙類・布類を同一の収集区分にまとめて、まとめた収集区分毎に別の車両で収集します。

（2）家庭廃棄物

ア 収集運搬方法

家庭廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）は、（1）の収集運搬する一般廃棄物の区分等により、市又は市が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入します。なお、資源物として収集した紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡しします。

イ 指定袋制

市民のごみ処理に対する意識啓発を図るとともに、分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を確保するために、家庭廃棄物のうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチック製容器包装類の排出については、指定袋制を継続します。

ウ 排出方法

（ア）ごみ集積所収集他（12 分別収集）

排出者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、家庭廃棄物を集積しておく所定の場所（以下「ごみ集積所」という。）及び市が指示する場所に家庭廃棄物を排出するときは、（1）の収集運搬する一般廃棄物の区分に従い適正に分別するとともに、次の排出方法を遵守するものとします。

a 燃やすごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・剪定枝は、長さ50cm以下に切り直径30cm程度の束で縛る。（指定袋に入れる必要無し）

b 燃やさないごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・割れたガラスや包丁の刃などの鋭利なものは、新聞紙等で包み「危険」と表示する。

c 大型ごみ

- ・電話申込みにより、市の指示に従い市が発行した処理券を貼付して、指定日の午前8時まで屋外に搬出する。（1回につき5点まで排出可、サポート収集の場合は屋外への搬出不要）

d 有害ごみ

- ・透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

e ビン

- ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明のポリ袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

f カン

- ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明のポリ袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

g 新聞

- ・ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。（折込みチラシの混入可）

h 雑誌

- ・ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・包装紙、紙箱等の雑がみは、雑誌の間に挟んで入れる。

i ダンボール

- ・ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

j 紙パック

- ・中を洗って切り開き、よく乾かしてからひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

k 布類

- ・洗濯をして、透明又は半透明の袋に入れて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

l プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）

- ・中身を残さないで汚れを取ってから市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・ペットボトルは、キャップを外し、中を軽くすすいで軽くつぶしてからプラスチック製容器包装と一緒に袋に入れて排出する。

(イ) 拠点回収

排出者は、紙パック及びペットボトルを公民館等の公共施設の回収拠点に直接持参するものとします。

エ 排出禁止物

次に掲げるものは、市の指定するごみ集積所及び指示する場所に排出できません。

- (ア) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物（別表3に記載）
- (イ) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物（別表3に記載）
- (ウ) 引越し等により一時的に多量に発生する一般廃棄物
- (エ) その他家庭廃棄物の処理に著しい支障が生ずるもの

オ 排出禁止物の処理に係る市長の指示

品 目	市長の指示
(ア) 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に依頼してメーカーが指定した引取場所に搬入する。
パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型パソコン）	排出者は、パソコンメーカー又は自ら輸入したものを販売する事業者へ回収を依頼する。なお、自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合は「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼する。
自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。
(イ) プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く。）	排出者は、千葉県LPガス協会市川支部又はプロパンガス取扱店に相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づき、販売店（特定窓口）等に引取りを依頼する。
ガソリン、灯油、オイル	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
自動車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール等）	排出者は、ガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店、解体業者等に処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く）、農薬などの薬品	排出者は、購入した店又はメーカー等に引取りを依頼する。
(ウ) 引越し等により一時的に多量に発生する廃棄物	その処分を市川市クリーンセンターに依頼する場合は、排出者自ら同センターへ搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に同センターまでの運搬を依頼する。ただし、いずれの場合も同センター受入基準（別表3）に従うものとする。
(エ) その他の排出禁止物	排出者が自ら処理するか、専門業者に相談するか、又は購入した店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理するものとする。

カ 在宅医療廃棄物

医師の指導に基づく在宅での医療行為の実施に伴って生じた廃棄物（在宅医療廃棄物）については、針刺し・感染事故の防止及び排出者のプライバシー確保の観点から、次の方法により排出するものとします。

在宅医療廃棄物の種類		排出方法等
(ア)	注射器及び注射針等の鋭利なもの	提供を受けた医療機関又は薬局へ返却する。
	感染性の危険が高いと判断されるもの	
	使い残して不用となった医薬品類	
(イ)	針の付いていないチューブ類、カテーテル類	汚物はトイレに流した上で、液漏れしないよう措置を行い、一旦ビニール袋か紙袋に入れてから燃やすごみ用の指定袋に入れてごみ集積所へ搬出する。 (燃やすごみとして排出)
	腹膜透析（CAPD）バッグ、点滴バッグ、プラスチック製ボトル類	
	ストーマ袋、導尿バッグ	
(ウ)	薬の容器（ガラス製、金属製）、点滴ボトル（ガラス製）	中身を残さないで、燃やさないごみ用の指定袋に入れてごみ集積所へ搬出する。 (燃やさないごみとして排出)

(3) 事業系一般廃棄物

ア 収集運搬及び排出方法

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、事業者が自らの責任において次のいずれかの方法により、適正に処理するものとします。

ただし、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第24条ただし書の要件^{*1}を満たす事業者については、家庭廃棄物の収集運搬及び排出方法を準用することができます。

- (ア) 事業者が自ら処理するか、又は市長が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託して処理する。委託して処分する場合は、事業者が自ら委託先まで運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に委託して運搬する。
- (イ) その処分を市川市クリーンセンターに依頼する場合は、事業者自ら同センターへ搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に同センターまでの運搬を依頼する。

※1 条例第24条ただし書の要件（条例施行規則第5条の2）

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されている事務所、店舗等（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）において事業を営んでいること。
- (2) 前号に規定する事務所、店舗等から排出される一般廃棄物の1日当たりの量が、おおむね5キログラム以下であること。

イ 資源物の取扱い

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物その他の資源物（紙類、布類、ビン、カン、ペットボトル、食品循環資源等）^{*2}については、事業者自ら運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）等に収集運搬を委託することにより、資源化処理を行う一般廃棄物処分業者等の施設へ搬入し、資源化に努めるものとします。

※2 ビン、カン、ペットボトル等については、従業員等の個人消費に伴って排出されるものに限る。

ウ 市川市クリーンセンター受入基準の遵守

事業系一般廃棄物を市川市クリーンセンターへ搬入する場合は、市川市クリーンセンター受入基準（別表3）を遵守するものとします。

(4) 小動物死体

ア 収集運搬及び排出方法

小動物死体は、電話申込みによって市に収集運搬を依頼するか、又は排出者が自ら市川市クリーンセンターに搬入するものとします。

(5) 収集運搬業の許可方針

ごみの排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。ただし、ごみの減量化、資源化又は広域的処理を目的として処分業と併せて収集運搬業を行う場合は、必要に応じ、ごみの種類を限定して許可する。

4 適正処分プラン

(1) 中間処理方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類		搬入施設	処理区分	処理主体	処理量 (トン/年)		処理方法等
剪定枝葉		市川市クリーンセンター (市施設)	資源化	市 (委託)	480		粉砕処理によりチップ化します。
燃やすごみ			焼却処理・熱回収	市 (直営)	115,030	118,980	焼却処理・熱回収します。別途、搬入時に紙類 (10トン/年) を選別し、資源化します。
破砕処理後可燃物	2,430						
ビン・カン中間処理後残渣 (可燃系)	100						
プラ製容器包装類中間処理後残渣 (可燃系)	180						
可燃系	1,240						
大型ごみ			資源化	市 (直営)	200		破砕処理前に金属類を選別し、資源化します。
破砕前金属			個別処理 (資源化)	市 (委託)	10		廃タイヤ等を専門業者で処理 (資源化) します。
破砕不適物					40		家電リサイクル法に基づき指定引取場所へ搬入します。
家電4品目			破砕処理 (4種選別)	市 (直営)	1,610	6,830	破砕処理し、4種類 (鉄・アルミ・可燃物・埋立物) に選別後、鉄・アルミは資源化し、可燃物は焼却処理・熱回収します。別途、搬入時にビン類 (80トン/年) を選別し、専門業者で資源化します。
不燃系	4,780						
燃やさないごみ	430						
ビン・カン中間処理後残渣 (不燃系)	10						
プラ製容器包装類中間処理後残渣 (不燃系)							
有害ごみ		個別処理 (資源化)	市 (委託)	30		クリーンセンターで一時的保管後、専門業者で処理し、水銀等を回収します。	
ビン		民間処理施設 (市内)	資源化	市 (委託)	2,850		手選別により生きビンと色別 (無色・茶・黒・緑) に選別し、生きビン以外はカレット化して、資源化します。異物等の残渣は、クリーンセンターへ搬入して処理します。

カン		資源化	市 (委託)	1,560	磁力選別等によりスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮加工して、資源化します。異物等の残渣は、クリーンセンターへ搬入して処理します。
ペット ボトル	民間 処理 施設 (市内)	資源化	市 (委託)	6,280	ペットボトルとその他プラスチック製容器包装に選別後、減容・梱包を行い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき再商品化事業者へ引き渡します。異物等の残渣は、クリーンセンターへ搬入して処理します。
プラスチック製 容器包装類					

- ※1 紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡します。
- ※2 選別した黒色及び緑色のビン（その他の色のビン）は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき再商品化事業者へ引き渡します。
- ※3 処理量は処理施設への搬入量ベースの値
- ※4 事業系の資源物（従業員等の個人消費に伴って排出されたビン、カン及びペットボトル、並びに食品循環資源等）は、市長が許可した一般廃棄物処分業者等により資源化处理する。
- ※5 破碎不適物（廃タイヤ等）及び家電4品目（家電リサイクル法対象機器）は不法投棄された廃棄物を回収したもの。
- ※6 小動物死体は市川市クリーンセンター内の動物専用焼却施設にて火葬します。

(2) 最終処分方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理主体	搬出先	処理量 (トン/年)		処理方法等
焼却残渣	市 (委託)	千葉産業クリーン(株) (千葉県銚子市)	4,200	14,500	最終処分場で埋立処分します。
		大平興産(株) (千葉県富津市)	2,000		
		ジークライト(株) (山形県米沢市)	2,800		薬剤処理・セメント混練処理により最終処分場内の盛土材として利用します。
		(株)フジコーポレーション (長野県小諸市)	4,500		
		(株)埼玉ヤマゼン (埼玉県寄居町)	1,000		
破碎残渣	市 (委託)	エコシステム秋田(株) (秋田県大館市)	1,000	2,000	薬剤処理後、最終処分場で埋立処分します。
		民間処理施設 (市外)	1,000		最終処分場で埋立処分します。
反応生成物 ※1	市 (委託)	民間処理施設 (市外)	3,750		焼成処理等により建設資材等に再生利用します。

※1 ごみ焼却によって発生する排出ガス中の塩化水素等を吸着除去した廃石灰

※2 焼却残渣等の廃棄物はいずれも市川市クリーンセンターから排出するもの。

(3) 処分業の許可方針

現行の処理体制での処理を基本とするため、原則として新規の処分業の許可はしない。ただし、ごみの減量化又は資源化を目的とする場合若しくは市川市クリーンセンターでの処理が困難な廃棄物を処理する場合は、必要に応じ、ごみの種類を限定して許可する。

5 循環的利用プラン

(1) 循環的利用促進のための資源回収品目等

区 分		資源回収品目等		引渡先等	資源回収量又は引渡量 (トン/年)	
直接資源化		新聞		資源回収業者 (売却)	1,630	9,000
		雑誌			3,430	
		ダンボール			3,290	
		紙パック			100	
		布類			550	
施設処理に伴う資源回収	ビン・カン 中間処理施設	ビン	生きビン	資源回収業者(売却等)	60	2,570
			無色のビン		1,180	
			茶色のビン		760	
			その他の色のビン		570	
		カン	アルミ缶	資源回収業者 (売却)	660	1,230
	スチール缶		570			
	プラスチック 製容器包装類 中間処理施設	ペットボトル		容器包装リサイクル法 再商品化事業者	830	
		その他プラスチック製容器包装			5,100	
	市川市クリーン センター	剪定枝チップ		民間事業者 (売却)	480	
		鉄、アルミ		資源回収業者 (売却)	2,300	
		紙類		資源回収業者 (売却)	10	
		ビン類		再資源化事業者(委託)	80	
		破砕前金属		資源回収業者 (売却)	200	
		破砕不適物(廃タイヤ等)		再資源化事業者(委託)	10	
		家電4品目		メーカー指定引取場所	40	
乾電池、蛍光管等		再資源化事業者(委託)	30			
集団資源回収		ビン		資源回収業者	870	5,320
		カン			400	
		新聞			2,090	
		雑誌			1,050	
		ダンボール			790	
		紙パック			10	
		布類			110	

※1 上記の他に焼却残渣の一部及び反応生成物(廃石灰)については、民間処理施設において建設資材等に再資源化します。

(2) 生ごみ堆肥化事業

学校給食などの食品残渣（生ごみ）を資源として循環的利用するため、市庁舎食堂や小中学校の公共施設に生ごみ処理装置を設置し、この装置により処理された一次生成物を堆肥利用します。

(3) 集団資源回収事業

自治会、子ども会、PTA等、市民による自主的な資源回収活動を促進するため、資源回収業者に関する情報提供、回収容器の貸し出し、奨励金の交付等の支援を行います。

(4) 余熱利用施設整備・運営PFI事業

市川市クリーンセンターにおける熱回収によって得た電力及び余熱を有効利用する温水プール、温浴施設などの健康増進施設をPFI事業により運営していきます。

この施設は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づく事業として、公共施設的设计・建設・運営などに、民間の資金や技術を活用することで、市の財政負担の縮減及び平準化と市民への質の高いサービスの提供を図っていくものです。

【施設概要】

施設名称	クリーンスパ市川
所在地	市川市上妙典1554番地
敷地面積	6, 461 m ²
施設規模	4, 611.96 m ² （鉄骨造2階建て）
事業者	ベイスパ市川CC株式会社
施設内容	○プールゾーン 25mプール8コース、多機能プール、子供プール ○風呂ゾーン 各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備 ○休憩ゾーン 大広間、集会室、飲食施設 ○その他 スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース等
供用開始	平成19年9月

6 市民参加・情報共有プラン

主な事業名	事業概要
市川市廃棄物減量等推進審議会の開催	一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施策などを審議する市川市廃棄物減量等推進審議会を開催し、各方面からの幅広い視点による意見を求めます。 (審議会の委員構成：市議会議員、学識経験者、市民の代表者、生産・販売関係者、廃棄物処理業者など 15 名)
じゅんかんパートナー制度の活用	3 R の取組みの普及やごみ集積所の清潔保持等を推進するため、地域リーダーの役割を担うじゅんかんパートナー（市川市廃棄物減量等推進員）の活動を通じて、地域コミュニティ単位での循環型社会の形成を促進します。
清掃行政協力者表彰の実施	資源回収活動及び地域清掃等の実施により、ごみの減量・資源化や地域の環境美化に継続して貢献した自治（町）会、こども会、小学校 P T A、事業者等の団体及び個人に対し、清掃行政への協力者として表彰します。
小学生への副読本の配布	学校での授業を通してごみの減量とリサイクルの推進や地球環境保全を伝えるため、小学 4 年生に社会科副読本「ごみ探偵団が行く！」を配布します。
広報いちかわによる情報発信	市民の 3 R 意識の向上や市民によるごみ減量・資源化の取組みを促進するため、本市の清掃行政の取組みや 12 分別の実施状況の検証等についての特集記事やごみ減量・資源化に役立つ情報を広報いちかわに掲載します。
ホームページによる情報発信	ごみとリサイクルに関する施策や情報等を市ホームページで分かりやすく提供するとともに、内容の充実を図ります。
じゅんかんニュースの発行	「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの内容やごみ・リサイクル関連のホットニュースをまとめた環境清掃部清掃広報誌「じゅんかんニュース」を年数回発行し、自治（町）会経由で回覧します。
市川市じゅんかん白書の作成・公開	平成 23 年度における一般廃棄物処理、資源化の実績等をまとめた「市川市じゅんかん白書」を作成し、いちかわじゅんかんプラン 21 の進捗状況やごみ処理の現状を広く公表します。
ごみ分別ガイドブックの配布	家庭から出る資源物とごみの分け方・出し方等をまとめた「ごみ分別ガイドブック」を市外からの転入世帯を中心に配布します。
清掃施設見学会の開催	ごみ処理の実態を身近に体験することを通じて、ごみの減量や分別の必要性についての市民の理解を促進していくため、市川市クリーンセンター等の見学会を開催します。
出前説明会の開催	「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの普及を図るため、自治（町）会、学校、地域のイベント等に出向き、ごみの出し方やごみ処理の現状等について説明を行います。

7 処理施設に関すること

(1) 処理施設の整備

ア 市川市クリーンセンターの延命化事業

市川市クリーンセンターは、安定的な操業を確保するため計画的に処理施設の基幹設備工事をを行い、平成35年度まで操業させることとします。

(事業実施期間：平成22年度から平成25年度まで)

(2) 処理施設の概要

ア 各処理施設

(ア) 燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみの中間処理施設

施設名	市川市クリーンセンター
所在地	市川市田尻 1003 番地
稼働年月	平成 6 年 4 月
(焼 却 処 理 施 設)	
処理形式(焼却炉)	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	600 t /24h (200 t /24h×3 炉)
(破 碎 処 理 施 設)	
処理形式(破碎機)	衝撃せん断併用回転式(横型)
処理能力	75 t /5h
選別種類	4 種選別【鉄・アルミ(資源化)、可燃物(焼却処理)、鉄・アルミを除く不燃物(最終処分)】

(イ) ビン・カンの中間処理施設

施設名	(株)市川環境エンジニアリング 原木事業所
所在地	市川市原木 3004 番他
取扱廃棄物	ビン、カン
内 容	中間処理(選別・圧縮)
処理能力	138.7 t /日 (ビンの選別 109.8 t /日) (カンの選別・圧縮 28.9 t /日)

(ウ) プラスチック製容器包装類の中間処理施設

施設名	日鐵物流君津(株) 市川リサイクル工場
所在地	市川市上妙典 1618-1 他
取扱廃棄物	ペットボトル及びプラスチック類
内 容	中間処理(選別・減容・梱包)
処理能力	39.2 t /日 (4.9 t /h×8h)

イ 市内の民間処理施設

（市及び他市区町村で処理・資源化ができない一般廃棄物の受入施設）

(ア) 固形燃料（RPF）への資源化施設

施設名	(株)市川環境エンジニアリング 行徳工場
所在地	加藤新田 212 番地
取扱廃棄物	可燃ごみ・資源ごみ
内容	中間処理（破砕・選別・造粒）
処理予定量	9,000 t / 年
搬入元市区町村	船橋市、成田市、四街道市、御宿町等

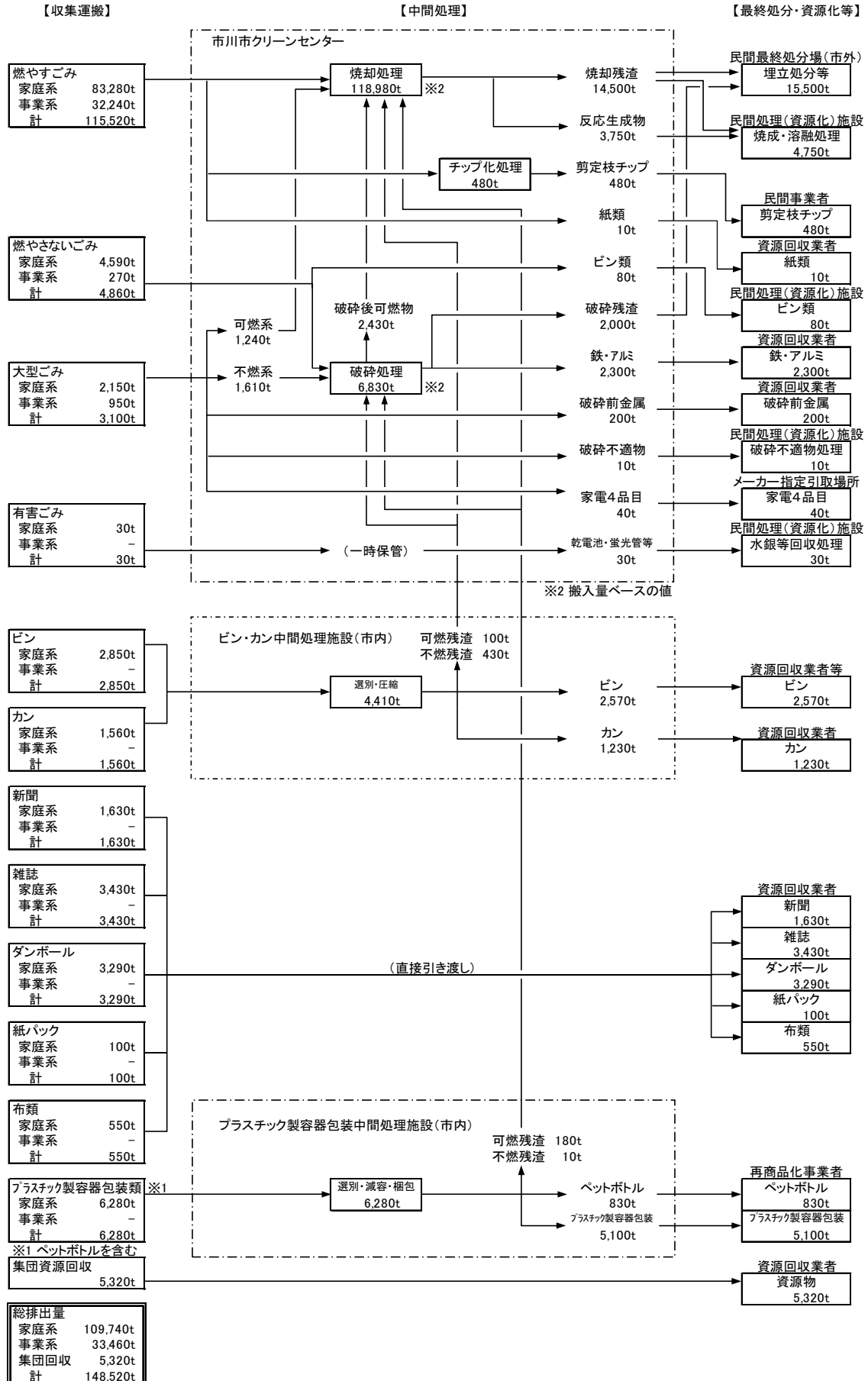
(イ) 廃家電リサイクル施設

施設名	(株)ハイパーサイクルシステムズ 本社工場
所在地	東浜 1 丁目 2 番地 4
取扱廃棄物	廃家電製品
内容	中間処理（破砕）
処理予定量	1,000 t / 年
搬入元市区町村	藤沢市、町田市、国立市、昭島市等

(ウ) 食品残渣リサイクル施設

施設名	(株)農業技術マーケティング 行徳飼料工場
所在地	本行徳 2554 番 63
取扱廃棄物	食品残渣
内容	中間処理（破砕・減圧乾燥）
処理予定量	4,000 t / 年
搬入元市区町村	浦安市、港区、大田区、世田谷区等

8 ごみ処理フロー



Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分		収集運搬主体	収集頻度	収集量 (kℓ /年)	
し尿	汲み取り便所	市(委託)	定期又は 申込みの都度	3,800	5,000
	仮設トイレ等	許可業者	申込みの都度	1,200	
浄化槽汚泥		許可業者	浄化槽清掃 実施の都度	61,500	
合 計				66,500	

(2) 収集運搬方法等

- ア 公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排水する。
- イ 一般家庭、店舗及び事務所等の汲み取り便所から排出されるし尿は、市が委託した業者のバキューム車により定期的（月1回又は2回）に収集し、市川市衛生処理場へ搬入する。なお、定期収集を超えて汲み取りを必要とする場合は、申込み制により市が委託した業者により収集する。
- ウ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者（別表2）に収集運搬を依頼し、市川市衛生処理場へ搬入する。
- エ 浄化槽を管理している者（浄化槽管理者）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については千葉県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者に委託して年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以上）実施するものとする。
- オ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者（別表2）に収集を依頼し、市川市衛生処理場へ搬入する。

(3) 収集運搬業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥については、排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

2 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理主体	処理量 (kℓ /年)	処理方法等
し尿 浄化槽汚泥	市(直営)	66,500	市川市衛生処理場において処理します。 なお、処理後の余剰汚泥は焼却処理し、処理水は公共用水域（通称二俣川）へ放流します

(2) 最終処分方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理主体	搬出先	処理量 (トン/ 年)	処理方法等
焼却残渣 ※1	市(委託)	千葉産業クリーン(株) (千葉県銚子市)	300	最終処分場で埋立処分します。

※1 (1)の余剰汚泥の焼却処理により発生した焼却残渣

(3) 処分業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥については、既存の処理体制での処理を基本とするため、原則として処分業の許可はしない。

3 処理施設の概要

施設名	市川市衛生処理場
所在地	市川市二俣新町15番地
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理 高度処理：凝集膜分離+活性炭吸着
処理能力	242kℓ /日
汚泥処理	汚泥脱水機(遠心分離式)+焼却炉(流動床式)

4 普及啓発等

(1) 下水道接続の促進

公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続工事を促進するため、水洗便所改造資金の貸付と私道下水道管渠敷設工事費の助成を行います。

(2) 高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助

公共下水道の整備が当分の間(7年以上)見込まれない地域において、公共用水域の水質浄化に効果のある高度処理型合併処理浄化槽を普及するため、窒素やリンを除去する高度処理浄化槽(5~10人槽)の転換設置費(単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの入替えて建築確認が伴わない転換設置)の一部を補助します。(平成24年度設置見込数:15基)

(3) 普及啓発

浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)及び高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、広報やパンフレット等による啓発を行います。

別表 1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（ごみ）

【ごみ】

No.	業 者 名	所 在 地	引越し ごみ等	事業系 一般 廃棄物
1	(有)市川企業	南大野 1-9-26	—	○
2	(株)石井興業所	曾谷 3-7-2	—	○
3	(有)昭和	稲越町 170-1	○	○
4	(株)光伸清運	曾谷 6-30-2	○	○
5	大市産業(株)	大野町 3-1696	○	○
6	(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2-11-25	○	○
7	(有)京昇産業	柏井町 1-1263-7	○	○
8	(有)田島清掃	妙典 1-9-12	○	○
9	(株)国分運輸	大野町 1-56-3	○	○
10	(有)三穂興業	大野町 2-595-4	○	○
11	(株)クリーンタグチ	入船 6-24	○	○
12	(株)マツカゼ	曾谷 1-31-24	○	○
13	(有)三橋サービス	大野町 4-2846	○	○
14	(有)藤城清掃サービス	国分 2-7-6	○	○
15	(有)伸興環境	須和田 1-23-10	○	○
16	千葉建設(株)	押切 20-3	○	○
17	(株)大進功業	田尻 3-1-10	○	○
18	第一優美(有)	大和田 5-15-17	○	○
19	(有)及川建材興業	大野町 2-959	○	○
20	千葉ロードサービス(株)	南八幡 3-7-3	○	○
21	(株)曾谷造園土木	曾谷 3-9-5	○	○
22	立建建設(株)	大野町 2-1849	○	○
23	日本サービス(株)	松戸市主水新田 476-10	○	○
24	(株)建総	原木 3-18-9	○	○
25	(株)東日本環境アクセス	東京都台東区東上野 3-4-12	事業所限定	
26	共同産業(株)	船橋市北本町 2-41-2	事業所限定	
27	(有)鈴木商店	鎌ヶ谷市初富 160-51	事業所限定	
28	京葉ロードメンテナンス(株)	東京都中央区新富 1-5-5	高速道路施設限定	
29	(有)市川胞衣社	若宮 3-30-13	胞衣等限定	
30	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3-3-40	食品残渣限定	
31	(公財)市川市清掃公社	二俣新町 13-1	市事業限定	

別表2 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（浄化槽汚泥・し尿）

【浄化槽汚泥】

No.	業 者 名	所 在 地
1	(公財)市川市清掃公社	二俣新町13-1
2	(株)矢切衛生社	松戸市下矢切706
3	(株)市川環境エンジニアリング	田尻2-11-25
4	(株)都市整美センター	東京都墨田区両国4-19-2
5	(株)エイケン	船橋市米ヶ崎町729
6	京葉管理事業(株)	柏市つくしが丘1-14-8
7	(株)建総	原木3-18-9
8	(株)市川衛生管理センター	曾谷6-30-2

【し尿】

No.	業 者 名	所 在 地
1	(公財)市川市清掃公社	二俣新町13-1

別表3 市川市クリーンセンター受入基準

1 市川市クリーンセンターにおいて受入する一般廃棄物は次のとおりとする。

区 分	条 件
燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類など)	(1) 搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。 (2) 搬入しようとする廃棄物が左欄の区分に応じて分別されていること。 (3) 搬入しようとする廃棄物が爆発、火災等の危険のないようにされていること。 (4) 搬入しようとする廃棄物が処理施設に支障が生じない形状にされていること。 (5) 資源物は出来るだけ資源物として選別し、搬入量を減らすこと。
燃やさないごみ (金属類、ガラス類、陶磁器類)	
大型ごみ (寝具、家具、自転車、じゅうたんなど)	
有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計)	

2 市川市クリーンセンターにおいて受入しない一般廃棄物は次のとおりとする。

(1) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

	品 目
1	家電リサイクル法施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）
2	使用済パソコン（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型パソコン）※プリンター等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA、ワークステーション、サーバー等は対象外
3	廃自動二輪車（原動機付き自転車を含む）

(2) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物

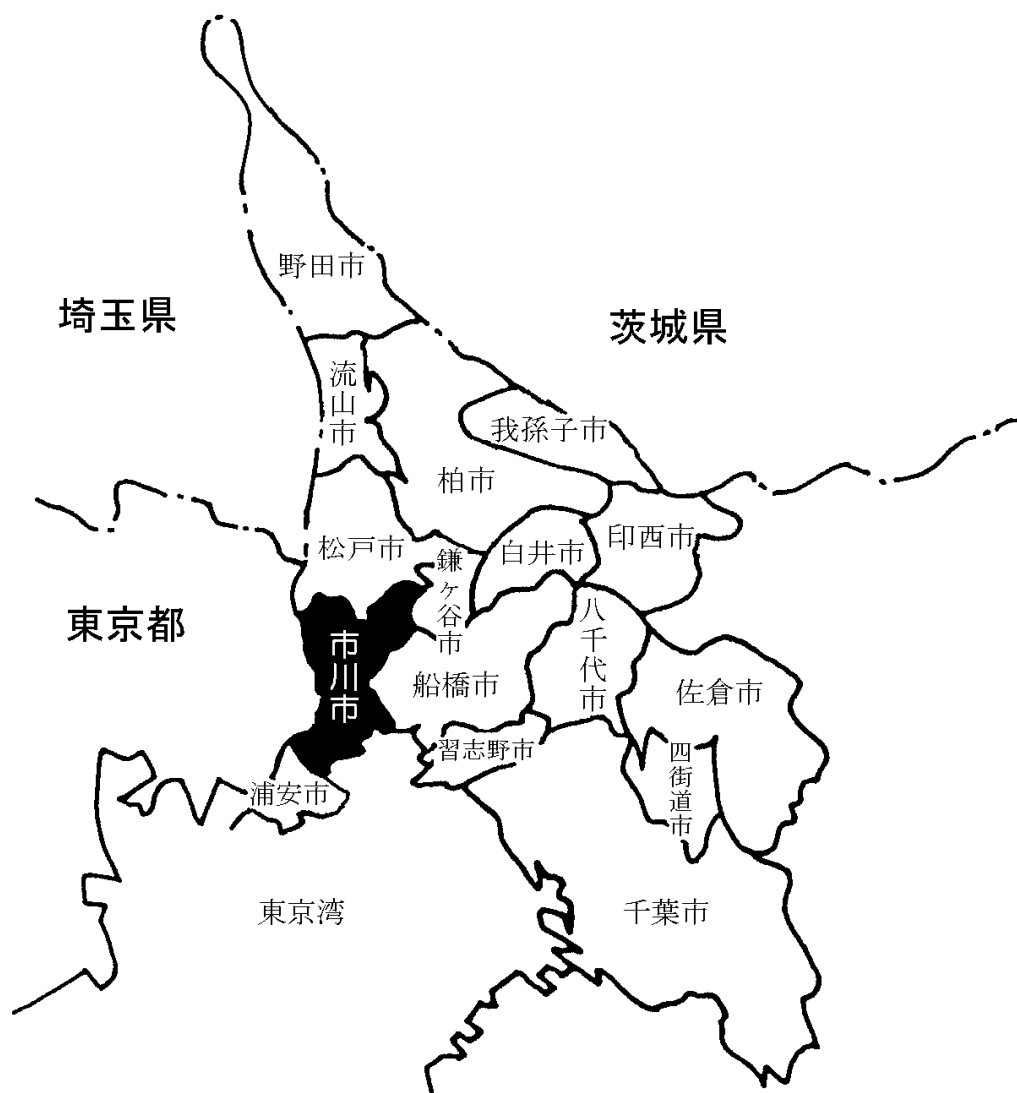
	廃棄物の種類
1	爆発の危険性のあるもの（プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く）、消火器、花火、火薬類等）
2	引火の危険性のあるもの（ガソリン、灯油、オイル等）
3	感染の危険性のあるもの（注射針等）
4	有害性物質を含むもの（薬品、農薬、殺虫剤、ニカド電池等）
5	著しく悪臭を発するもの（糞尿、汚物等）
6	液状のもの（廃油、ペンキ等）
7	粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのあるもの
8	自動車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール等）
9	ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く）
10	その他処理が著しく困難なものと認められるもの及び処理施設の機能に支障が生ずるものと認められるもの

◆市勢と廃棄物事業のあゆみ

市川市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と接して東京湾に臨み、西は江戸川を隔てて東京都と隣接しています。

市域は東西が約8km、南北が約13km、面積は56.39km²で、地形は、北部一帯は標高20mを越える台地となっていますが、南部に向かってやや傾斜し、標高2～3mの平坦な低地が広がっています。

都心から20km圏に位置し交通の便が良いことなどから、住宅都市として発展しており、臨海部の埋立地には企業が進出し、京葉工業地帯の一翼を担っています。



人 口	471,694人
世 帯 数	220,782世帯
世帯当り人数	2.17人／世帯
面 積	56.39km ²
人 口 密 度	8,365人／km ²

(平成23年10月1日現在)

年度	区分	内 容
昭和9年度	その他	・市制施行（11月）
21年度	ごみ	・掃除巡視員制度を設け市内を5地区に分け、塵芥処理、環境衛生業務を実施（6月）
23年度	その他	・衛生課発足（6月）
25年度	ごみ	・衛生班7班を編成し「ごみ投入共同箱」及び各家庭へのごみの巡回収集を実施（4月）
29年度	ごみ	・柏井町2丁目に柏井 ^{じんがい} 塵芥焼却場（18t/日）完成（2月）
	し尿	・し尿汲み取りをし尿収集許可業者により実施（7月）
	その他	・明治33年制定「汚物掃除法」が廃止され「清掃法」が制定される。（4月） ・「市川市清掃条例」制定（10月）
36年度	ごみ	・柏井塵芥焼却場（37.5t/日）増設（2月）
	し尿	・大野町2丁目地先にし尿貯溜場を設置（11月）
37年度	ごみ	・各戸のごみ箱を廃止しポリ容器・紙袋による混合収集方式に改め、市街地は週3回、その他の地域は週2回の定期収集を開始（3月） ・犬猫死体焼却場を南八幡に設置（3月）
	その他	・清掃課発足（10月）
38年度	し尿	・大町地先にし尿貯溜場を設置（7月）
39年度	ごみ	・柏井塵芥焼却場（50t/日）増設（3月）
	し尿	・二俣新町に衛生処理場建設着工（11月）
	その他	・部制施行に伴い経済衛生部に所属（4月）
40年度	し尿	・清掃第2係を設けし尿汲み取り業者の指揮監督体制を設置（9月） ・衛生処理場 竣工（200kℓ/日）（3月）
42年度	し尿	・し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け（40.11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運）、し尿収集を2業者に委託（11月）
	その他	・「市川市清掃条例」全面改正（9月）
43年度	し尿	・衛生処理場 増設（100kℓ/日）（3月）
	その他	・清掃課を清掃第1課、清掃第2課に分離（4月）
44年度	その他	・「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」制定（12月）
45年度	ごみ	・民間2業者にごみ収集を委託し、駅周辺の早朝収集開始（6月）
	その他	・都市計画ごみ処理場として都市計画決定（12月） ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定（12月）
46年度	ごみ	・粗大ごみ収集を開始（年6回）（7月）
	その他	・環境衛生部に部名変更（10月） ・「市川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定（3月）
47年度	ごみ	・仮称市川市高谷清掃工場建設工事着工（7月）
	し尿	・衛生処理場余剰汚泥処理装置・脱臭装置完成（10月）
	その他	・保健衛生部に部名変更（1月）
48年度	ごみ	・柏井塵芥焼却場閉鎖・操業中止（12月）
	し尿	・「市川市汲取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」制定（10月）
49年度	ごみ	・ごみの分別収集一部地区で試行実施（4月） ・粗大ごみ破碎処理施設着工（10月） ・西浜清掃工場竣工（450t/日）（12月）

年度	区分	内 容
49年度	ごみ	・可燃ごみ週3回、不燃ごみ週1回の全市域分別収集開始（12月）
	し尿	・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付要綱」を制定し、補助金交付開始（4月） ・衛生処理場(100kℓ /日)増設（3月）
	その他	・機構改革により保健衛生部から「清掃部」として独立し、清掃第1課・清掃第2課・清掃第3課・清掃工場・衛生処理場の体制に変更(10月)
50年度	ごみ	・西浜清掃工場粗大ごみ破碎処理施設竣工(60t/5h)（4月） ・粗大ごみ、月1回の集積所収集開始（4月）
	その他	・財団法人市川市清掃公社設立（6月）
51年度	ごみ	・柏井塵芥焼却場解体（10月）
	し尿	・衛生処理場前処理設備・汚泥乾燥設備・脱臭設備完成（3月）
52年度	し尿	・し尿汲み取り料金の無料化実施（4月）
53年度	その他	・機構改革により清掃部と環境部が合併し環境清掃部となり、清掃第1課・清掃第3課が清掃事務所に、清掃第2課が清掃管理課に変更（4月）
54年度	その他	・機構改革により清掃事務所・清掃管理課を統廃合し、新たに清掃事務所制をしき、管理課と業務課を設置（5月） ・「土砂等による土地の埋立、盛土並びにたい積に関する指導要綱」施行(9月)
55年度	ごみ	・最終処分を茨城県北茨城市内の民間業者に一部委託開始（5月） ・集団資源回収開始（7月） ・最終処分を民間業者に全量委託開始（1月）
	その他	・「市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」制定（10月）
56年度	ごみ	・空きビンの月1回集積所収集開始（集団資源回収地区を除く）（8月）
	し尿	・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付規則」制定（4月）
	その他	・「市川市環境美化条例」制定（7月）
57年度	ごみ	・粗大ごみ戸別収集を申込み制にて一部地区で開始（7月）
	し尿	・浄化槽汚泥処理手数料有料化実施（5月）
58年度	し尿	・「浄化槽法」公布（5月）
59年度	ごみ	・廃乾電池（筒型）を有害ごみとして週1回の分別収集を開始（4月） ・空きビン収集を月2回に増加（4月）
	その他	・「市川市清掃工場建設基金の設置、管理及び処分に関する条例」制定（3月）
61年度	ごみ	・駅前広場周辺の道路等の清掃業務を(財)市川市高齢者福祉事業団に委託開始(4月)
	その他	・機構改革により清掃部となり、清掃事務所制を廃止し、管理課を清掃管理課、業務課を清掃業務課とし、清掃工場建設準備室を新設（7月）
62年度	ごみ	・燃えないごみ（直営収集分）の中間処理を民間業者に一部委託開始（7月）
63年度	ごみ	・定期収集後の集積所周辺の巡視及び清掃を行うため、巡回清掃業務を民間業者に委託開始（4月）
	その他	・「市川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水）」策定（10月）
平成元年度	ごみ	・不法投棄防止協力員制度を開始（4月） ・空きビン収集地区を3割から4割に拡大。収集回数も月2回から週1回に増加 ・最終処分（全量）の委託先を銚子市内の民間業者に変更（4月）（8月） ・市川市のキャンペーン(タイトル「シェイプアップ市川」“ごみを減らして”)を開始
2年度	ごみ	・集団資源回収参加団体に対して報償金の交付を開始（4月）

年度	区分	内 容
2年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・空きビン収集地区を市域の7割地区に拡大すると共に空きカンの回収もビンと併せ週1回実施（4月） ・粗大ごみの中間処理を民間業者に委託開始（4月） ・（仮称）市川市クリーンセンター建設工事着工（9月） ・牛乳パックの回収を公民館・小学校で開始（10月） ・ごみ処理業務のイメージ改革として、ごみ収集車のカラーリングの実施とキャラクター（キラリン・ピカリン）を制作（10月） ・庁内で紙ごみの回収を開始（3月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革によりクリーン推進課を新設し、また、清掃工場建設準備室を清掃工場建設室に変更（7月） ・ごみの発生から処分まで、また、身近にできるごみ対策について、女性の視点から考え、行動し、施策に参加する場として『女性の会』が発足（8月）
3年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・空きビン、空きカン回収を市内全域に拡大（4月） ・ごみ処理業務のイメージ改革として、新デザインのユニホームを着用（4月） ・市内在住者を対象にコンポスト容器購入費補助制度を開始（6月） ・「市川市ごみ減量化・資源化協力店」制度開始（10月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「再生資源の利用促進に関する法律」制定（4月） ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正（10月）
4年度	し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・「市川市汲み取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」廃止（4月） ・「市川市生活排水対策推進計画」策定（3月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般廃棄物処理手数料」に消費税相当額導入（4月）
5年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止協力員制度を廃止（4月） ・廃棄物減量等推進員（クリーンパートナー）設置（42名）（7月） ・市川市廃棄物減量等推進審議会の設置（8月） ・新清掃工場（市川市クリーンセンター）仮稼働開始（11月）
	し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・「市川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」並びに「市川市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱」を制定し、補助金交付を開始（4月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則」施行（7月）
6年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市クリーンセンター 竣工（4月） （焼却施設600 t /日、不燃・大型ごみ破碎施設 75 t /5h） ・ごみの収集方法の一部変更（プラスチック、ゴム、皮革類等を燃えるごみへ）（4月） ・JR総武線を境に燃えるごみの収集ブロックを2地区に変更（4月） ・フロンガス回収（対象は冷蔵庫とエアコン）開始（4月） ・市川市クリーンセンター見学会開始（5月） ・廃棄物減量等推進員10名増員（計52名）（7月） ・大型ごみ戸別収集を市内全域に拡大（10月） ・清潔で、明るく、緑豊かで住むことに愛着のもてるまちの実現に全力を傾けることを誓い、「クリーン・グリーン都市」を宣言（11月） ・旧清掃工場解体取り壊し着工（12月） ・「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」策定（3月）
	し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）」策定（10月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場名称変更と組織替・施設広報係、化学技術係（公害防止の強化）の新設（4月）

年度	区分	内 容
7年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進員10名増員（計62名）（7月） ・旧清掃工場解体取り壊し完了（1月） ・「ごみ処理と資源化物処理に係る基本方針」策定（3月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市リサイクルプラザの開設（6月） ・都市計画汚物処理場として市川衛生処理場を都市計画決定（11月） ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」施行（12月）
8年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進員10名増員（計72名）（3月） ・「市川市分別収集計画」策定（10月）
	し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集運搬手数料有料化を実施（10月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により清掃工場建設室を廃止し、施設課を新設（4月） ・市川都市計画ごみ焼却場の都市計画変更（12月）
9年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく、ペットボトル及び紙パックの拠点回収開始（4月） ・廃棄物減量等推進員10名増員（計82名）（7月） ・「市川市一般廃棄物処理施設整備基本計画」策定（3月）
	し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・新衛生処理場建設着工（9月）（スクラップアンドビルド方式） ・旧衛生処理場施設の撤去開始（11月）
10年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化を市川市廃棄物減量等推進審議会に諮問（11月） ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化の答申（1月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」制定（6月） ・「市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準」を制定（1月） ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正（3月） （大型ごみ収集有料化に伴う手数料規定の改正）
11年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝葉のチップ化開始（4月） ・「第2期市川市分別収集計画」策定（6月） ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化実施（10月） ・市川市リサイクルプラザ不用品有料販売開始（11月）
	し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・単独処理浄化槽清掃料金補助金交付廃止（4月） ・新衛生処理場竣工（3月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により、清掃部に政策調整担当を設置し、クリーン推進課をリサイクル推進課へ改称（4月） ・市川市クリーンセンター「ISO14001認証取得に向けて」の宣言（4月） ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」一部改正（5月） ・市川市クリーンセンターISO14001の認証を取得（2月）
12年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気式生ごみ処理機購入費補助制度を開始（5月） ・市川市リサイクルプラザにリサイクルガラス工芸教室を開設（6月） ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事着工（9月） ・事業系ごみの減量と適正処理について啓発リーフレットを市内12,000の事業所へ送付（11月）
	し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・新衛生処理場供用開始（4月） ・「合併処理浄化槽清掃料金補助金」及び「合併処理浄化槽維持管理費補助金」交付廃止（4月）

年度	区分	内 容
12年度	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」完全施行（4月） ・「循環型社会形成推進基本法」完全施行（1月）。併せて、廃棄物処理法の改正等の個別法律も整備（5～6月）
13年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器再商品化法対象品目（ブラウン管式テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン）の市受入廃止（4月） ・市川市クリーンセンター灰固形化施設整備工事着工（6月） ・「ごみ処理・リサイクルに関する市民意識調査」実施（7月） ・廃棄物減量等推進員を公募。循環型社会へ対応すべく、呼称をクリーンパートナーからじゅんかんパートナーへ変更（市内14地区81名） ・一般廃棄物処理基本計画を市民参加で策定する「循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）」設置（8月） ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事完成（9月） ・プラスチック製容器包装類のモデル回収開始（10月） ・買物袋持参運動をモデル地区で開始（10月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」施行（4月） ・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」施行（4月）（5月） ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」施行 ・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）策定（ごみ処理編・生活排水処理編）（3月） ・市役所本庁舎ほか18施設でISO14001の認証を取得（3月）
14年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市クリーンセンター灰固形化施設整備工事完成（4月） ・「第3期市川市分別収集計画」策定（6月） ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区139名）（7月） ・市川市清掃公社「じゅんかん堆肥」を販売開始（1袋40リットル型）（8月） ・焼却量の削減、資源化率の向上を目指した「資源物とごみの12分別収集」を全市域で開始（10月） ・市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業の実施方針を公表（12月）
	し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・「市川市生活排水対策推進計画」（二次計画）を策定（3月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理を環境行政の一環として推進していくため、環境部と清掃部を「環境清掃部」に組織改正。清掃管理課を環境衛生課として、衛生処理場を合併。清掃施設課をリサイクル推進課に統合（4月） ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」施行（5月） ・市川市クリーンセンターISO14001更新審査（2月）
15年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザの展示販売品をホームページ掲載（4月） ・買物袋持参運動推進検討会発足（7月） ・ひとり暮らしの高齢者、障害者等を対象に「大型ごみ」のサポート収集を開始（7月） ・循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）メンバーと協働で「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市民に配布（11月） ・リサイクルショップ「あある」閉館（3月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「市川市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」一部改正（6月） ・「資源有効利用促進法」に基づきメーカー等による家庭用使用済みパソコンの回収・リサイクル開始（10月） ・「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施行条例規則」一部改正（12月）

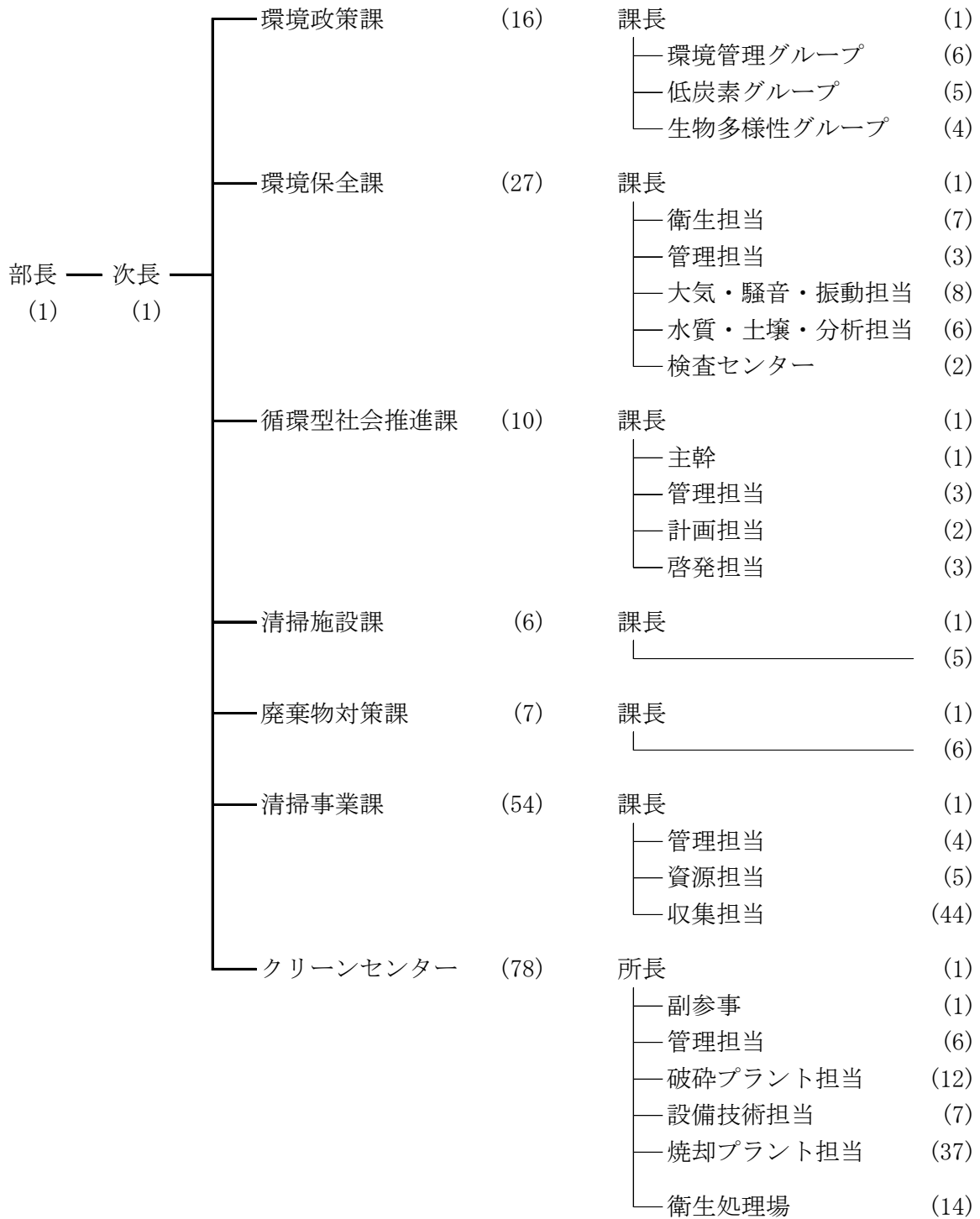
年度	区分	内 容
15年度	その他	・「 空地に係る環境衛生の保全に関する条例 」並びに「 空地に係る環境衛生の保全に関する施行規則 」一部改正（12月）
16年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器再商品化法対象品目（冷凍庫）の追加に伴い、市受入廃止（4月） ・最終処分（全量）の民間委託処分先を2業者に変更（4月） ・市川市クリーンセンターの搬入手数料を変更：189円/10kg（4月） ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区149名）（7月） ・市民、事業者等による「マイバック運動推進会」発足（7月） ・市川市クリーンセンターに搬入される燃やさないごみ及び大型ごみの手選別開始 ・じゅんかん堆肥の1袋15リットル型販売開始（10月）（10月） ・従来の小・中学生用副読本を循環型社会の構築の視点から見直して配布（3月）
	し尿	・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助事業を開始（4月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により環境衛生課を廃止、清掃事業課に統合（4月） ・組織改革により清掃事業課の事業系ごみを、新設した廃棄物対策課へ（4月） ・組織改革により衛生処理場をクリーンセンターに統合（4月） ・二輪車リサイクルシステム（業界による自主的取り組み）開始（10月） ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」完全施行 ・京都議定書発効（2月）（1月）
17年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期「市川市分別収集計画」策定（6月） ・アスベスト含有家庭用品廃棄物の分別収集を開始（10月） ・リサイクルプラザで販売家具等の有料配送を開始（10月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゼロエミッションフォーラム・イン・いちかわ2005」を開催（8月） ・市川市クリーンセンターISO14001第2回更新審査（2月）
18年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・パーソナルコンピュータ及び原付バイクの市受入廃止（4月） ・市川市リサイクルプラザ内に資源じゅんかん政策課分室を設置（4月） ・燃やさないごみ、有害ごみ収集車をアスベスト飛散対策車に変更（6月） ・容器包装リサイクル法の一部改正（6月） ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区259名）（7月） ・最終処分（全量）の民間委託処分先を3業者に変更（9～11月は4業者）（8月） ・事業系ごみ（一般廃棄物）実態アンケート調査実施（市内6,000事業所）（2月）
	その他	・リサイクル推進課を資源じゅんかん政策課へ名称変更（4月）
19年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食残渣等を対象とした生ごみ資源化モデル事業の実施（4月） ・「第5期市川市分別収集計画」策定（6月） ・余熱利用施設（クリーンスパ市川）オープン（9月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）メンバーと協働で環境清掃部清掃ホームページ「ごみとリサイクル」を全面改訂し公開（4月） ・環境省が「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を策定（6月） ・環境省が第2次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画を策定（3月）
20年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・eモニターによる「ごみの処理とリサイクルに関するアンケート」を実施（6月） ・家庭ごみの収集運搬を入札により長期継続契約（3年間）で委託（10月） ・燃やすごみの特別収集（ハッピーマンデー収集）を開始（10月）
	し尿	・合併処理浄化槽の設置補助の対象を高度処理型のものに限定（4月）

年度	区分	内 容
20年度	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改革により資源じゅんかん政策担当を循環型社会推進担当へ名称変更（4月） ・組織改革により清掃事業課の環境衛生を自然環境課へ（4月）
21年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器再商品化法対象機器（液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機）の追加に伴い、市受入廃止（4月） ・市、(社)市川市医師会、(社)市川市歯科医師会、(社)市川市薬剤師会・市川市薬業会の4者で、在宅医療廃棄物の適正処理に関する協定を締結（11月） ・ビン、カンの中間処理を民間業者に委託（2月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）改定 ごみ処理編（9月） 生活排水処理編（3月）
22年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6期市川市分別収集計画」策定（6月） ・雑がみ回収モデル事業を一部地域で実施（9, 10月） ・市川市クリーンセンターの延命化工事を開始（9月） ・市川市クリーンセンターがISO14001の認証登録を返上（2月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改革により自然環境課を廃止、環境衛生を環境保全課へ（4月）
23年度	ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・旭市の災害廃棄物を受け入れ（8月） ・市川市クリーンセンターの搬入手数料を変更：210円/10kg（10月） ・最終処分（全量）の民間委託処分先を5業者に変更（12月） ・家庭ごみの収集運搬を入札により長期継続契約（5年間）で委託（2月） ・燃やさないごみ、有害ごみの収集車をパッカー車から平ボディー車へ変更（2月） ・家庭ごみの収集曜日を一部変更（2月）
	し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象を、単独処理浄化槽及び汲み取り便所からの転換設置のみとした（4月）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改革により課名を担当から課に変更（4月） ・東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響で、じゅんかん堆肥の製造を一時停止 ・市川市リサイクルプラザが移転のためJR総武線高架下での運営を終了、循環型社会推進課分室を廃止（3月） ・電動式生ごみ処理機購入費補助制度の廃止（3月）

◆環境清掃部の組織

○組織・人員 (200人)

平成24年4月1日現在



○事務分掌

環境政策課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 環境基本計画に関する事。
- (3) 環境審議会に関する事。
- (4) 環境調整会議に関する事。
- (5) 市の施設(クリーンセンターを除く。)に係る環境マネジメントシステムに関する事。
- (6) 環境学習の推進に関する事。
- (7) 新エネルギーに関する事。
- (8) 地球温暖化対策に関する事。
- (9) 生活排水対策推進計画に関する事。
- (10) 自然環境保全再生指針に関する事。
- (11) 自然環境の保全、創出及び再生の推進及び啓発に関する事。
- (12) 鳥獣飼養の登録票の交付及び販売禁止鳥獣等の販売の許可に関する事。
- (13) 環境清掃部の所管に係る事務事業の連絡及び調整に関する事。
- (14) 部内他の課の所掌に属しない事項に関する事。

環境保全課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 環境の監視、測定、指導及び規制に関する事。
- (3) 環境保全協定の締結に関する事。
- (4) 公害防止に係る助成に関する事。
- (5) 公害に係る苦情の処理に関する事。
- (6) 公害に係る特定施設等の届出に関する事。
- (7) アスベスト対策に関する事。
- (8) 環境の調査及び研究に関する事。
- (9) 環境検査センターに関する事。
- (10) 第2号から前号までに掲げるもののほか、公害防止に関する事。
- (11) 空地の雑草除去に関する事。
- (12) ねずみ族及び衛生害虫の駆除に関する事。

循環型社会推進課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 一般廃棄物の処理計画に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理の施策に係る総合調整に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の計画及び総合調整に関する事。
- (5) ごみの資源化及び減量の推進に関する事。
- (6) 廃棄物減量等推進審議会に関する事。
- (7) 廃棄物減量等推進員に関する事。
- (8) ごみのない街づくりに関する事。
- (9) し尿の収集運搬に関する事。
- (10) 公益財団法人市川市清掃公社との連絡に関する事。

清掃施設課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理施設等の建設等に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理施設建設等基金の管理(運用を除く。)及び処分に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の延命化に関する事。

廃棄物対策課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 事業系一般廃棄物の適正処理の指導に関すること。
- (4) 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積事業の許可及び指導監督に関すること。
- (5) 産業廃棄物対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。

清掃事業課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) ごみの収集運搬及び委託業者の指導監督に関すること。
- (3) 資源ごみの回収に関すること。
- (4) 不法投棄物に関すること。
- (5) 犬猫死体の収集運搬に関すること。

クリーンセンター

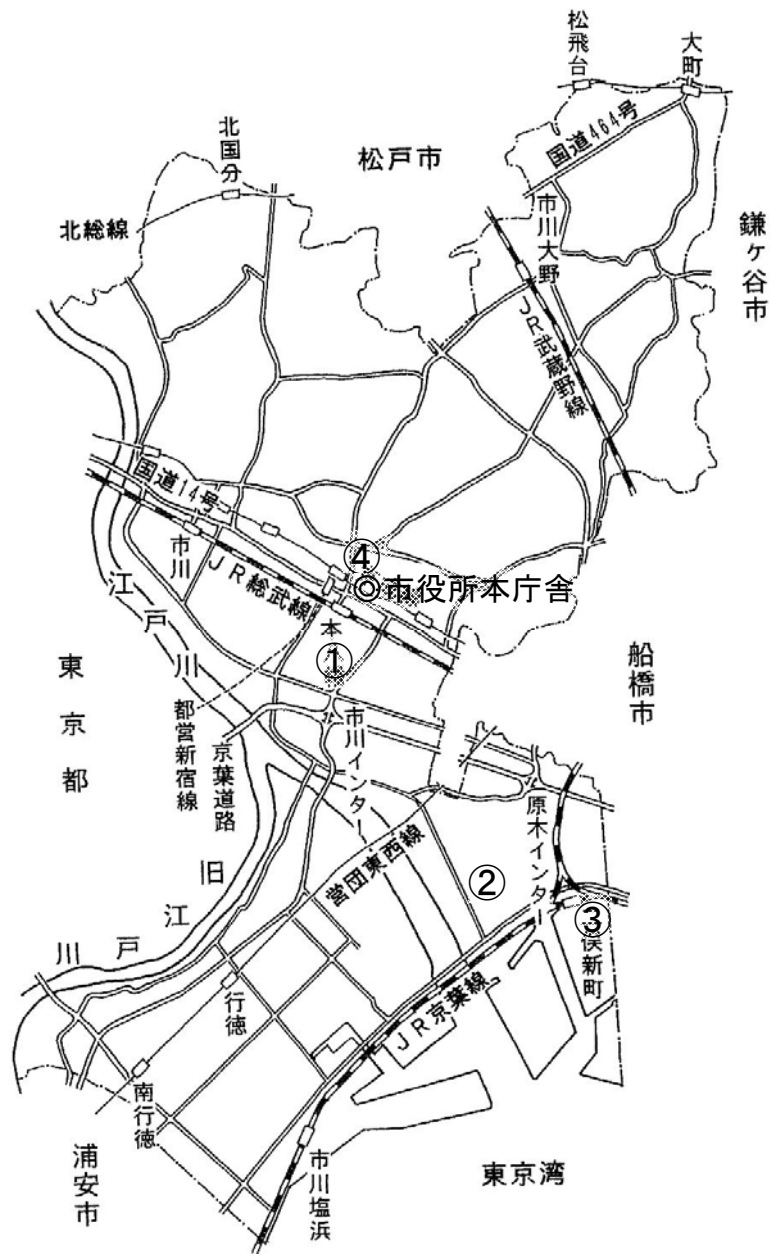
- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) センターの見学者への広報啓発に関すること。
- (3) ごみの計量及び搬入調整に関すること。
- (4) 焼却炉、破砕機及び犬猫死体焼却炉の運転業務に関すること。
- (5) 発電及び電気の供給に関すること。
- (6) 電気、機械設備等の保守点検に関すること。
- (7) 焼却残渣等の処分に関すること。
- (8) センターにおける環境マネジメントシステムの運用及び進行管理に関すること。
- (9) 衛生処理場に関すること。
- (10) センターの維持管理に関すること。
- (11) 余熱利用施設運営事業に関すること。

衛生処理場

- (1) 場の庶務に関すること。
- (2) 浄化槽汚泥等の処理及び処分に関すること。
- (3) 場の見学者への広報啓発に関すること。
- (4) 場の維持管理に関すること。

※浄化槽に関すること（浄化槽清掃業の許可及び指導監督を含む）については、
水と緑の部河川・下水道管理課が担当

○施設配置



	課名・施設名	所在地	電話番号
①	環境政策課	南八幡2-18-9 (分庁舎B棟)	047 (320) 3976
	循環型社会推進課		047 (320) 3971
	清掃事業課		047 (320) 3973
	環境保全課		047 (320) 3977
	廃棄物対策課		047 (320) 3972
	リサイクルプラザ		047 (393) 3215
②	クリーンセンター	田尻1003番地	047 (328) 2326
	環境検査センター		047 (327) 9282
	清掃施設課		047 (328) 5374
③	衛生処理場	二俣新町15番地	047 (327) 0288
④	河川・下水道管理課	八幡4-2-1 (八幡分庁舎)	047 (332) 8791



キラリン・ピカリン

魔法のほうきで、困難なごみ処理問題を一掃したいとの願いを込めた市川市の清掃キャラクターです。

ごみ処理の「暗い」「汚い」といったマイナスのイメージを、「清潔」「明るい」「親しみやすい」ものに変えて、ごみ問題をより身近に感じてもらえるようにと、平成2年に作成しました。

〒272-0023 市川市南八幡2丁目18番9号
(分庁舎B棟)

市川市 環境清掃部 循環型社会推進課

TEL: 047(320)3971

FAX: 047(370)9160